

伊勢市公報

第 346 号
令和 2 年 4 月 6 日
月 曜 日

目 次

	頁
条 例	
○ 伊勢市簡易水道事業を伊勢市水道事業に統合することに伴う関係条例の整備に関する条例	4
○ 伊勢市行政組織条例及び伊勢市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例	7
○ 伊勢市監査委員条例の一部を改正する条例	10
○ 伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例	12
○ 市長等の伊勢市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例	14
○ 伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例	16
○ 伊勢市職員の修学部分休業に関する条例	19
○ 伊勢市職員の自己啓発等休業に関する条例	22
○ 伊勢市職員の配偶者同行休業に関する条例	28
○ 伊勢市職員定数条例等の一部を改正する条例	34
○ 伊勢市職員給与条例の一部を改正する条例	38
○ 伊勢市森林環境譲与税基金条例	40
○ 伊勢市立保育所条例の一部を改正する条例	43
○ 伊勢市重度身体障害者デイサービスセンター条例を廃止する条例	45
○ 伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例	47
○ 伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例	49
○ 伊勢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	51
○ 伊勢市議会委員会条例の一部を改正する条例	53
○ 伊勢市市税条例等の一部を改正する条例	55
○ 伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	61
規 則	
○ 伊勢市自動車の臨時運行許可事務取扱規則の一部を改正する規則	64
○ 伊勢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則	68
○ 伊勢市広報いせ印刷業務受託者選定委員会規則等を廃止する規則	70
○ 伊勢市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則	72
○ 伊勢市重度身体障害者デイサービスセンター移管先法人選定委員会規則	74
○ 伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則	77
○ 伊勢市子ども・子育て会議規則	94
○ 伊勢市創業・移転促進事業審査委員会規則	97
○ 伊勢市職員の修学部分休業に関する規則	99
○ 伊勢市職員の自己啓発等休業に関する規則	102
○ 伊勢市職員の配偶者同行休業に関する規則	107
○ 伊勢市市民カードの交付等に関する規則の一部を改正する規則	110
○ 伊勢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則	112
○ 伊勢市会計年度任用職員の任用に関する規則	131
○ 伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則	136
○ 伊勢市技能労務会計年度任用職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則	152
○ 伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則	161
○ 伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則	166

○ 伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	168
○ 伊勢市家庭児童相談員の身分証明書に関する規則	171
○ 伊勢市母子・父子自立支援員の身分証明書に関する規則	174
○ 伊勢市副市長の事務分担及び市長の職務代理に関する規則	177
○ 伊勢市営住宅管理条例施行規則等の一部を改正する規則	180
○ 伊勢市契約規則及び伊勢市建設工事執行規則の一部を改正する規則	198
○ 伊勢市賠償責任を有する職員の指定に関する規則の一部を改正する規則	200
○ 伊勢市母子保健法施行細則の一部を改正する規則	202
○ 伊勢市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則	210
○ 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	212
教育委員会規則	
○ 伊勢市立の小学校及び中学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則	214
○ 伊勢市学校図書館活性化支援事業業務受託者選定委員会規則を廃止する規則	217
○ 伊勢市教育委員会会計年度任用職員の任用、給与、勤務時間等に関する規則	219
○ 外国語指導助手の勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則	224
○ 伊勢市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則	230
○ 伊勢市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則	232
訓 令	
○ 伊勢市経営戦略会議規程等の一部を改正する訓令	234
○ 伊勢市事務決裁規程及び伊勢市職員休職規程の一部を改正する訓令	247
○ 臨時的任用職員の取扱いに関する規程を廃止する訓令	249
教育委員会訓令	
○ 伊勢市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令	251
○ 伊勢市教育委員会職員職名規程	253
上下水道事業規程	
○ 伊勢市賠償責任を有する上下水道企業職員の指定に関する規程の一部を改正する規程	256
○ 伊勢市上下水道部処務規程等の一部を改正する等の規程	258
○ 伊勢市上下水道事務決裁規程等の一部を改正する等の規程	261
病院事業管理規程	
○ 市立伊勢総合病院事務分掌規程の一部を改正する規程	265
○ 伊勢市病院企業職員就業規程の一部を改正する規程	268
○ 伊勢市賠償責任を有する病院企業職員の指定に関する規程の一部を改正する規程	270
○ 伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	272
○ 伊勢市病院企業職員就業規程の一部を改正する等の規程	275
○ 伊勢市病院企業職員の職名等に関する規程等の一部を改正する規程	278
○ 伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	280
○ 伊勢市病院企業職員就業規程及び伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	282
上下水道事業訓令	
○ 伊勢市水道事業検針員に関する要綱を廃止する訓令	285
○ 伊勢市水道料金等不納欠損処分取扱要領の一部を改正する訓令	287
告 示	
○ 伊勢市岡本町財産区議会の招集について	289

○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	290
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	291
○ 放置自転車等の撤去及び保管について	292
○ 道路の区域変更について	294
○ 指定代理納付者の指定について	295
○ 指定代理納付者の指定について	296
○ 令和2年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について	297
○ 市道の路線の認定について	298
○ 道路の区域の決定について	299
○ 道路の供用開始について	300
○ 伊勢市人事行政の運営等の状況について	301
○ 伊勢市市営庭球場、伊勢市倉田山公園野球場、伊勢フットボールヴィレッジ及び伊勢市御 菌B&G海洋センターの使用料の収納の事務の委託について	321
○ 指定介護予防支援事業の廃止について	322
○ 令和2年度固定資産の価格等の固定資産課税台帳への登録について	323
上下水道事業告示	
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	324
公 告	
○ 農用地利用集積計画について	325
○ 第3期伊勢市環境基本計画の公表について	326
○ 農用地利用集積計画について	327
公 表	
○ 令和元年度定期監査等結果の公表について	328
○ 令和元年度財政援助団体等監査結果の公表について	358

伊勢市簡易水道事業を伊勢市水道事業に統合することに伴う関係条例の
整備に関する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 1 号

伊勢市簡易水道事業を伊勢市水道事業に統合することに伴う関係条例の整備に関する条例

(伊勢市行政組織条例の一部改正)

第 1 条 伊勢市行政組織条例（平成 18 年伊勢市条例第 66 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表上下水道部の項第 1 号中「簡易水道事業並びに」を削る。

(伊勢市附属機関条例の一部改正)

第 2 条 伊勢市附属機関条例（平成 29 年伊勢市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 市長の部伊勢市上下水道事業審議会の項中「(簡易水道事業を含む。)」を削る。

(伊勢市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 3 条 伊勢市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 168 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「、水道事業及び簡易水道事業」を「水道事業」に、「、下水道事業」を「下水道事業」に改め、同条第 2 項中「簡易水道事業及び下水道事業」を「下水道事業」に改める。

第 2 条第 1 項中「簡易水道事業並びに」を削り、同条第 2 項中「及び簡易水道事業」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同条第 3 項中「及び簡易水道事業」を削る。

第 3 条及び第 4 条中「簡易水道事業並びに」を削る。

第 5 条を削る。

第 6 条中「簡易水道事業並びに」を削り、同条を第 5 条とする。

第 7 条中「簡易水道事業並びに」を削り、同条を第 6 条とする。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

区分		水道事業
計画	給水人口	129,200人
	1日最大給水量	64,100立方メートル

（伊勢市上水道給水条例の一部改正）

第4条 伊勢市上水道給水条例（平成17年伊勢市条例第170号）の一部を次のように改正する。

第2条中「横輪町の一部」の次に「、矢持町の一部」を加える。

（伊勢市簡易水道給水条例及び伊勢市簡易水道分担金条例の廃止）

第5条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 伊勢市簡易水道給水条例（平成17年伊勢市条例第173号）
- (2) 伊勢市簡易水道分担金条例（平成17年伊勢市条例第174号）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に第5条の規定による廃止前の伊勢市簡易水道給水条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、第4条の規定による改正後の伊勢市上水道給水条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

伊勢市行政組織条例及び伊勢市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第2号

伊勢市行政組織条例及び伊勢市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

(伊勢市行政組織条例の一部改正)

第1条 伊勢市行政組織条例(平成18年伊勢市条例第66号)の一部を次のように改正する。

第1条の表中「情報戦略局」を「情報戦略局
資産経営部」に改める。

第3条の表総務部の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号及び第9号を削り、第10号を第7号とし、第11号を第8号とし、同表情報戦略局の項第5号中「(他の部及び局の所管に属するものを除く。)」を削り、同項の次に次のように加える。

資産経営部

- (1) 市有財産に関すること。
- (2) 契約に関すること。
- (3) 市有建物の営繕に関すること。

第3条の表都市整備部の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

(伊勢市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第2条 伊勢市子ども・子育て会議条例(平成25年伊勢市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第5条から第7条までを削る。

第8条中「議事の手続その他会議の運営に」を「子ども・子育て会議の組織及び運営に関し」に、「会長が会議に諮って」を「規則で」に改め、同条を第5条とする。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市監査委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 3 号

伊勢市監査委員条例の一部を改正する条例

伊勢市監査委員条例（平成 17 年伊勢市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「第 243 条の 2 第 3 項」を「第 243 条の 2 の 2 第 3 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第4号

伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例

伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1市長の部伊勢市新産業創出支援事業審査委員会の項の次に次のように加える。

伊勢市創業・移転促進事業審査委員会	中小企業者等として創業しようとする者への支援に係る補助金の交付対象者の選定についての審査又は調査審議に関すること。	6人以上	(1) 学識経験を有する者 (2) 前号に掲げる者のほか、知識経験を有する者 (3) その他市長が必要と認める者	3年
-------------------	---	------	--	----

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

市長等の伊勢市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例をここに
公布する。

令和2年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第5号

市長等の伊勢市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、市長若しくは市の委員会の委員若しくは委員又は市の職員（同法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下同じ。）（以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第2条 市長等は、市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れる。

- (1) 市長 6
- (2) 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4
- (3) 公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、消防長又は地方公営企業の管理者 2
- (4) 市の職員（前2号に掲げる者を除く。） 1

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条

例をここに公布する。

令和2年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 6 号

伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例

(伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 1 条 伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 29 年伊勢市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 2 項中「、第 30 条並びに第 38 条」を「並びに第 30 条」に改め、「、給与条例第 38 条中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」と」を削る。

(伊勢市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第 2 条 伊勢市職員のサービスの宣誓に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

2 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

(伊勢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 3 条 伊勢市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条の表第 38 条の項を削る。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第 4 条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条に次の 1 号を加える。

(5) 給料を支給される職員 法第 2 条第 4 項に規定する平均給与額の

例により実施機関が市長と協議して定める額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第4条の規定による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

伊勢市職員の修学部分休業に関する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第7号

伊勢市職員の修学部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の2第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、職員の修学部分休業（同条第1項に規定する修学部分休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(修学部分休業の承認)

第2条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が、第4条に規定する教育施設における修学のため、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことを承認することができる。

2 前項の規定による承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内において当該職員の修学のため必要とされる時間について、5分を単位として行うものとする。

(修学部分休業の期間)

第3条 法第26条の2第1項の条例で定める期間は、2年とする。

(教育施設)

第4条 法第26条の2第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校
- (2) 学校教育法第124条に規定する専修学校
- (3) 学校教育法第134条第1項に規定する各種学校
- (4) 前3号に掲げる教育施設に類するものとして規則で定める教育施設

(修学部分休業の承認の申請)

第5条 修学部分休業の承認の申請は、規則で定めるところにより、修学部分休業をしようとする期間の初日及び末日、当該期間中の修学の内容並びに修学のため必要とされる時間を明らかにしてしなければならない。

(修学部分休業の承認の取消し)

第6条 任命権者は、修学部分休業をしている職員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該修学部分休業の承認を取り消すものとする。

- (1) 修学部分休業の承認に係る教育施設の課程を退学したとき。
- (2) 正当な理由なく、修学部分休業の承認に係る教育施設の課程を休学し、又はその授業を頻繁に欠席しているとき。
- (3) 当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たとき。

(修学部分休業取得中の給与)

第7条 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、伊勢市職員給与条例（平成17年伊勢市条例第42号）第31条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、職員の修学部分休業に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

伊勢市職員の自己啓発等休業に関する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第8号

伊勢市職員の自己啓発等休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の5第1項、第5項及び第6項の規定に基づき、職員の自己啓発等休業（同条第1項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(自己啓発等休業の承認)

第2条 任命権者は、職員としての在職期間が2年以上である職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、大学等課程の履修（法第26条の5第1項に規定する大学等課程の履修をいう。以下同じ。）又は国際貢献活動（同項に規定する国際貢献活動をいう。以下同じ。）のための休業をすることを承認することができる。

(自己啓発等休業の期間)

第3条 法第26条の5第1項の条例で定める期間は、大学等課程の履修のための休業にあつては2年（大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合として規則で定める場合は、3年）、国際貢献活動のための休業にあつては3年とする。

(教育施設)

第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第91条に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。）

- (2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第7項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）
- (3) 前2号に掲げる教育施設に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）
- (4) 前3号に掲げる教育施設のほか、規則で定めるもの
（奉仕活動）

第5条 法第26条の5第1項の条例で定める奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。

- (1) 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第4号の規定に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。次号において同じ。）
- (2) 前号に掲げる奉仕活動のほか、国際協力の促進に資する外国における奉仕活動のうち、職員として参加することが適当であると任命権者が認めるもの
（自己啓発等休業の承認の申請）

第6条 自己啓発等休業の承認の申請は、規則で定めるところにより、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにしてしなければならない。

（自己啓発等休業の期間の延長）

第7条 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始し

た日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が第3条に規定する期間を超えない範囲内において、規則で定めるところにより、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、自己啓発等休業の期間の延長を申請することができる。

2 自己啓発等休業の期間の延長は、規則で定める特別の事情がある場合を除き、1回に限るものとする。

3 第2条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。

(自己啓発等休業の承認の取消事由)

第8条 法第26条の5第5項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、その者が在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。

(2) 自己啓発等休業をしている職員が、その者が在学している課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、その者が参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該職員の自己啓発等休業の承認に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生ずること。

(報告等)

第9条 自己啓発等休業をしている職員は、任命権者から求められた場合のほか、次に掲げる場合には、当該職員の自己啓発等休業の承認に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について任命権者に報告しなければならない。

(1) 当該職員が、その自己啓発等休業の承認に係る大学等課程の履修又

は国際貢献活動を取りやめた場合

- (2) 当該職員が、その在学している課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合又はその参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合
- (3) 当該職員の自己啓発等休業の承認に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合

2 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員から前項の規定による報告を求めるほか、当該職員と定期的に連絡を取ることにより、十分な意思疎通を図るものとする。

(職務復帰後における号給の調整)

第10条 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該自己啓発等休業の期間を大学等課程の履修又は国際貢献活動のためのもののうち、職員としての職務に特に有用であると認められるものにあつては100分の100以下、それ以外のものにあつては100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(退職手当の取扱い)

第11条 伊勢市職員退職手当支給条例（平成17年伊勢市条例第46号。以下この条において「退職手当支給条例」という。）第6条の4第1項及び第7条第3項の規定の適用については、自己啓発等休業をした期間は、同条例第6条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 自己啓発等休業をした期間についての退職手当支給条例第7条第3項

の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数（地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数）」とあるのは、「その月数（地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の規則で定める要件に該当する場合については、その月数の2分の1に相当する月数）」とする。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

伊勢市職員の配偶者同行休業に関する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第9号

伊勢市職員の配偶者同行休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）から第3項まで及び第6項から第8項まで並びに第11項において準用する法第26条の5第6項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業（法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認)

第2条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が配偶者同行休業をすることを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第3条 法第26条の6第1項の条例で定める期間は、3年とする。

(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

第4条 法第26条の6第1項の条例で定める事由は、次に掲げる事由（6月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。以下「配偶者外国滞在事由」という。）とする。

- (1) 外国での勤務
- (2) 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修学（前2号に該当するものを除く。）

(配偶者同行休業の承認の申請)

第5条 配偶者同行休業の承認の申請は、規則で定めるところにより、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者（法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。以下同じ。）が当該期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

（配偶者同行休業の期間の延長）

第6条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が第3条に規定する期間を超えない範囲内において、規則で定めるところにより、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 第2条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

（配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第7条 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第4条第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の申請時には確定していなかったことその他任命権者がこれに準ずると認める事情とする。

（配偶者同行休業の承認の取消事由）

第8条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。
- (2) 配偶者同行休業をしている職員が伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年伊勢市条例第28号）第14条に規定する特別休暇

のうち規則で定めるものを取得することとなったこと。

- (3) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業を承認することとなったこと。

（届出）

第9条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 配偶者が死亡した場合
(2) 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合
(3) 配偶者と生活を共にしなくなった場合
(4) 前条第1号又は第2号に掲げる事由に該当することとなった場合

（配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用）

第10条 任命権者は、第2条又は第6条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第2号に掲げる任用は、申請期間について1年を超えて行うことができない。

- (1) 申請期間を任用の期間（以下「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用
(2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて職員を採用する場合には、当該職員にその任期を明示しなければならない。

3 任命権者は、第1項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあつては、当該申請期間の範囲内において、

その任期を更新することができる。この場合においては、あらかじめ、当該職員の同意を得なければならない。

- 4 第2項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。

(職務復帰後における号給の調整)

第11条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

- 2 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、その者の号給を調整することができる。

(退職手当の取扱い)

第12条 伊勢市職員退職手当支給条例（平成17年伊勢市条例第46号。以下この条において「退職手当支給条例」という。）第6条の4第1項及び第7条第3項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、同条例第6条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

- 2 配偶者同行休業をした期間についての退職手当支給条例第7条第3項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数（地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数）」とあるのは、「その月数」とする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

伊勢市職員定数条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第10号

伊勢市職員定数条例等の一部を改正する条例

(伊勢市職員定数条例の一部改正)

第1条 伊勢市職員定数条例(平成17年伊勢市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 配偶者同行休業中の職員

第3条第2項中「前項第1号及び第2号」を「前項第1号から第3号まで」に改める。

(伊勢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 伊勢市職員の育児休業等に関する条例(平成17年伊勢市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 伊勢市職員の配偶者同行休業に関する条例(令和2年伊勢市条例第9号)第10条第1項の規定により任期を定めて採用された職員

第10条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 伊勢市職員の配偶者同行休業に関する条例第10条第1項の規定により任期を定めて採用された職員

(伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年伊勢市条例第169号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「部分休業」を「修学部分休業(当該職員が修学のた

め、1週間の勤務時間の一部（当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、部分休業」に改める。

第22条を第24条とし、第21条を第23条とし、第20条を第22条とし、第19条の次に次の2条を加える。

（自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与）

第20条 地方公務員法第26条の5第1項の承認を受けた職員には、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、管理者が定める期間において勤務した期間がある職員に対しては、期末手当及び勤勉手当をそれぞれ支給することができる。

（配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与）

第21条 地方公務員法第26条の6第1項の承認を受けた職員には、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、管理者が定める期間において勤務した期間がある職員に対しては、期末手当及び勤勉手当をそれぞれ支給することができる。

（伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第4条 伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年伊勢市条例第124号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「部分休業」を「修学部分休業（当該職員が修学のため、1週間の勤務時間の一部（当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、部分休業」に改める。

第25条を第27条とし、第22条から第24条までを2条ずつ繰り下げ、第21条の次に次の2条を加える。

（自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与）

第22条 地方公務員法第26条の5第1項の承認を受けた職員には、自己

啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、管理者が定める期間において勤務した期間がある職員に対しては、期末手当及び勤勉手当をそれぞれ支給することができる。

(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)

第23条 地方公務員法第26条の6第1項の承認を受けた職員には、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、管理者が定める期間において勤務した期間がある職員に対しては、期末手当及び勤勉手当をそれぞれ支給することができる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

伊勢市職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 11 号

伊勢市職員給与条例の一部を改正する条例

伊勢市職員給与条例（平成 17 年伊勢市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

附則第 13 項の見出し中「令和 2 年 3 月」を「令和 3 年 3 月」に改め、同項中「令和 2 年 3 月 31 日」を「令和 3 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市森林環境譲与税基金条例をここに公布する。

令和2年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第12号

伊勢市森林環境譲与税基金条例

(設置)

第1条 森林整備及びその促進に関する施策に要する経費の財源に充てるため、伊勢市森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、森林環境譲与税のうち、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

第4条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第6条 市長は、第1条の設置の目的のため必要と認めるときは、予算の定めるところにより、基金の一部又は全部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市立保育所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第13号

伊勢市立保育所条例の一部を改正する条例

伊勢市立保育所条例（平成17年伊勢市条例第88号）の一部を次のように改正する。

別表伊勢市立高城保育園の項及び伊勢市立保育所あけぼの園の項を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

伊勢市重度身体障害者デイサービスセンター条例を廃止する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 14 号

伊勢市重度身体障害者デイサービスセンター条例を廃止する条例
伊勢市重度身体障害者デイサービスセンター条例（平成 17 年伊勢市条例第 100 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第15号

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

伊勢市国民健康保険条例（平成17年伊勢市条例第101号）の一部を次のように改正する。

第18条中「61万円」を「63万円」に改める。

第18条の15中「16万円」を「17万円」に改める。

第22条第1項各号列記以外の部分中「61万円」を「63万円」に改め、同項第2号中「28万円」を「28万5,000円」に改め、同項第3号中「51万円」を「52万円」に改め、同条第3項中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第18条、第18条の15及び第22条の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和2年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第16号

伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成17年伊勢市条例第106号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第4条第4項中「、市長の定める期間内に回答書の持参がないとき」を「市長の定める期間内に回答書の持参がないとき、又は当該申請が本人の意思に基づかないことが明らかになったときは、市長」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第17号

伊勢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊勢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年伊勢市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項各号列記以外の部分中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

伊勢市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第18号

伊勢市議会委員会条例の一部を改正する条例

伊勢市議会委員会条例（平成17年伊勢市条例第212号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表総務政策委員会の項中「情報戦略局」の次に「、資産経営部」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

伊勢市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第19号

伊勢市市税条例等の一部を改正する条例

(伊勢市市税条例の一部改正)

第1条 伊勢市市税条例（平成17年伊勢市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第36条の3の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第48条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第54条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市長は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第54条第7項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「によって」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者

の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市長は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第61条第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第61条の2の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第96条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第98条第1項又は第2項の規定による申告書に前項（法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第98条第1項中「第96条第2項」を「第96条第3項」に改める。

第131条第6項中「第54条第6項」を「第54条第7項」に改める。

附則第8条第1項中「令和3年度」を「令和6年度」に改める。

附則第10条中「又は法」を「又は」に改める。

附則第11条の2第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に改める。

附則第12条、第13条及び第15条第1項中「又は法」を「又は」に改める。

附則第17条の2第1項各号列記以外の部分及び第2項中「令和2年度」を「令和5年度」に改める。

(伊勢市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 伊勢市市税条例等の一部を改正する条例（令和元年伊勢市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条のうち伊勢市市税条例第24条第1項第2号の改正規定を削る。

附則第1条第3号を次のように改める。

(3) 削除

附則第1条第4号中「（前号に掲げる改正規定を除く。）」を削る。

附則第4条を次のように改める。

第4条 削除

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の伊勢市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施

行日」という。)以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

- 3 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第54条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 新条例第54条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(伊勢市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 伊勢市市税条例の一部を改正する条例(平成27年伊勢市条例第34号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第13項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

(伊勢市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 伊勢市市税条例等の一部を改正する条例(平成29年伊勢市条例第10号)の一部を次のように改正する。

附則第 2 条及び第 4 条中「31年新条例」を「元年新条例」に改める。

(伊勢市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 6 条 伊勢市市税条例等の一部を改正する条例（平成29年伊勢市条例第 35号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

(伊勢市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 7 条 伊勢市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年伊勢市条例第 29号）の一部を次のように改正する。

附則第 9 条第 4 項及び第 5 項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第11条第 4 項及び第 5 項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

(伊勢市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 8 条 伊勢市市税条例の一部を改正する条例（平成31年伊勢市条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 条中「平成31年 6 月 1 日」を「令和元年 6 月 1 日」に改める。

附則第 2 条第 1 項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第 2 項中「平成32年度」を「令和 2 年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第 3 項中「平成32年度分」を「令和 2 年度分」に改め、同項の表中「平成31年 6 月 1 日」を「令和元年 6 月 1 日」に改める。

附則第 3 条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布
する。

令和2年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第20号

伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

伊勢市消防団員等公務災害補償条例（平成17年伊勢市条例第209号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「日に」を「日（以下「事故発生日」という。）に」に改め、同項第2号中「8,800円」を「8,900円」に改め、同条第3項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附則第3条の4第5項第2号及び第6項並びに第4条第7項第2号及び第8項中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表団長及び副団長の項中「12,400円」を「12,440円」に、「13,300円」を「13,320円」に改め、同表分団長及び副分団長の項中「10,600円」を「10,670円」に、「11,500円」を「11,550円」に、「12,400円」を「12,440円」に改め、同表部長、班長及び団員の項中「8,800円」を「8,900円」に、「9,700円」を「9,790円」に、「10,600円」を「10,670円」に改め、同表備考第1号中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた伊勢市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並び

に同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

伊勢市自動車の臨時運行許可事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月17日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 7 号

伊勢市自動車の臨時運行許可事務取扱規則の一部を改正する規則

伊勢市自動車の臨時運行許可事務取扱規則（平成 29 年伊勢市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「申請者」を「申請人」に改め、同条第 2 項各号列記以外の部分中「申請者」を「申請人（申請人の代理人が来庁した場合には、その者を含む。以下この項において同じ。）」に改め、「、臨時運行の許可を受けようとする自動車について」を削り、同項第 1 号中「自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）」を「臨時運行の許可を受けようとする自動車（以下「申請自動車」という。）に係る自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）」に改め、同項第 2 号中「自動車検査証」を「申請自動車に係る自動車検査証」に、「申請に係る自動車」を「申請自動車」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(3) 運転免許証、個人番号カード、在留カードその他の申請人が本人であることを確認することができる書類

第 2 条第 3 項を削る。

様式第 1 号を次のように改める。

自動車臨時運行許可申請書

APPLICATION FOR CAR TEMPORARY PLATE

車名 Maker of the vehicle			自動車損害賠償責任保険 Car Insurance	
形状 Type of Body	1 箱形(Box-shaped) 2 ステーションワゴン(Station Wagon) 3 バン(Van) 4 キャブオーバー(Cab-over) 5 オートバイ(motorcycle) 6 その他()			
車台番号 Serial No.			保険会社名 Name of Co.	保険会社
運行の目的 Purpose	1 車検のための回送(Inspection) 2 登録のための回送(Registration) 3 封印取付け(Seal)のための回送 4 その他(Other) ()		証明書番号 Voucher No.	
			運行の経路 Route	出発地(From) 経由地(Via) 到着地(To) ※発着主要経路の地点名を記入してください。
運行の期間 Service period	自(From) 年 月 日 ~ 至(To) 年 月 日 (日間) ※目的達成に必要な最小限の日数を記入してください。 (通常、整備のための回送は1日間、車検・登録のための回送は、1~2日間です。)		保険期間 Insurance Period	自(From) 年 月 日 至(To) 年 月 日
			備考	

上記のとおり臨時運行の許可を、必要な書類を添えて申請します。

年 月 日

(宛先) 伊勢市長

申請人	住所 Applicant's Address	
	氏名または名称 Name ※法人の場合は代表者名も記入してください。	(代表者) 電話(Tel) () ()
	業種 Type of industry	1 販売業(Sales) 2 整備業(Maintenance Services) 3 個人(Personal)
	番号標受領者氏名・住所 Recipient name Applicant's Address	※申請人と異なる場合のみ記入

※事務処理欄(この欄には記入しないでください。)	
番号標番号	枚数 — 1・2
許可番号	No.
許可年月日	年 月 日
有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日
返納月日	年 月 日
備考	保険証 確認済印
返納期限	年 月 日まで
本人確認	免・マ・在・他() 係印

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施

行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月18日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 8 号

伊勢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

伊勢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成 18 年伊勢市規則第 58 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中「就労継続支援 B 型のサービス」を「就労継続支援 A 型・B 型のサービス」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市広報いせ印刷業務受託者選定委員会規則等を廃止する規則をここに公布する。

令和2年3月24日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第9号

伊勢市広報いせ印刷業務受託者選定委員会規則等を廃止する規則
次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 伊勢市広報いせ印刷業務受託者選定委員会規則（令和2年伊勢市規則第3号）
- (2) 伊勢市ホームページリニューアル業務受託者選定委員会規則（令和元年伊勢市規則第2号）
- (3) いせファミリー・サポート・センター事業運営業務受託者選定委員会規則（令和元年伊勢市規則第17号）
- (4) 伊勢市育児・家事支援事業業務受託者選定委員会規則（令和元年伊勢市規則第18号）
- (5) 伊勢市立保育所あけぼの園移管先選定委員会規則（令和元年伊勢市規則第9号）
- (6) 伊勢市立御菌第二保育園移管先選定委員会規則（平成29年伊勢市規則第67号）
- (7) 伊勢市障害者計画等策定業務受託者選定委員会規則（令和元年伊勢市規則第7号）
- (8) 伊勢市バリアフリー観光情報発信業務受託者選定委員会規則（令和元年伊勢市規則第1号）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 10 号

伊勢市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市営住宅管理条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 140 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 旭ヶ台団地の項を削り、同表やすらぎ団地の項中「12」を「10」に改め、同表御門団地の項戸数の欄中「8」を「6」に改め、同表下小俣住宅の項中「20」を「16」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市重度身体障害者デイサービスセンター移管先法人選定委員会規則

をここに公布する。

令和2年3月30日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第11号

伊勢市重度身体障害者デイサービスセンター移管先法人選定委員会 規則

(設置)

第1条 伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第2条第2項の規定により、伊勢市重度身体障害者デイサービスセンターの譲渡等の相手方の選定に係る委員会として、伊勢市重度身体障害者デイサービスセンター移管先法人選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

(委員長及び副委員長)

第2条 選定委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 選定委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 選定委員会の庶務は、健康福祉部障がい福祉課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第12号

伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(伊勢市事務分掌規則の一部改正)

第1条 伊勢市事務分掌規則(平成19年伊勢市規則第8号)の一部を次のように改正する。

第3条の表総務部の部総務課の項中「情報公開係 電算管理係 電算システム係」を「情報公開係」に改め、同部管財契約課の項を削り、同表情報戦略局の部情報政策課の項中「ICT推進係」を「スマートシティ推進係 電算管理係 電算システム係」に改め、同部企画調整課の項中「公共施設マネジメント係」を「シティプロモーション係」に改め、同部の次に次のように加える。

資産経営部

資産経営課 公共施設マネジメント係 資産管理係

契約課 契約係

営繕課 営繕第一係 営繕第二係 設備係

第3条の表環境生活部の部清掃課の項中「清掃第二係 清掃第三係」を「清掃第二係」に改め、同表健康福祉部の部福祉総務課の項中「福祉総務係」を「地域福祉係 福祉総務係」に改め、同部こども課の項を次のように改める。

子育て応援課 子育て応援係 こども育成係 こども家庭相談センター

第3条の表健康福祉部の部こども発達支援室の項の前に次のように加える。

保育課 保育係 管理係 運営係

第3条の表国体推進局の部国体競技課の項中「競技第二係」を「競技第二係 競技第三係 宿泊衛生係 輸送交通係」に改め、同表都市整備

部の部維持課の項中「維持係 補修係」を「排水施設係 維持補修係」に改め、同部建築住宅課の項を次のように改める。

住宅政策課 住宅係 空家対策係

第3条の3第1項中「こども課」を「子育て応援課、保育課」に改める。

第5条の表総務部の部総務課の款電算管理系の項及び電算システム系の項並びに同部管財契約課の款を削り、同表情報戦略局の部情報政策課の款ICT推進系の項中「ICT推進係」を「スマートシティ推進係」に改め、同項第1号中「ICTの活用の推進」を「ICTの活用の推進に係る総合的な企画及び調整」に改め、同款に次のように加える。

電算管理係

- (1) 住民基本台帳制度その他の法律に基づく制度に係る情報システムの整備及び管理に関すること。
- (2) 情報資産の保護に関すること。

電算システム係

- (1) 行政情報システムの整備及び管理に関すること。
- (2) 情報通信ネットワークの整備及び管理に関すること。

第5条の表情報戦略局の部企画調整課の款公共施設マネジメント系の項を次のように改める。

シティプロモーション係

- (1) シティプロモーションの推進に関すること。
- (2) 移住及び定住の促進に関すること。
- (3) ふるさと応援寄附金に関すること。

第5条の表情報戦略局の部の次に次のように加える。

資産経営部

資産経営課

公共施設マネジメント係

- (1) 公共施設等総合管理計画に関すること。
- (2) 指定管理者制度の総括に関すること。

資産管理係

- (1) 市有財産の調査及び総括に関すること。
- (2) 庁舎管理の総括及び本庁舎の管理に関すること。
- (3) 車庫の管理に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (4) 吹上駐車場の管理に関すること。
- (5) 朝熊ふれあい会館に関すること。
- (6) 車両の管理に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (7) 市有建物、車両の損害保険並びに賠償補償保険に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (8) 備品管理の総括に関すること。
- (9) 普通財産の管理及び処分に関すること。
- (10) 課の庶務に関すること。
- (11) 部内の調整に関すること。

契約課

契約係

- (1) 契約事務の指導及び総括に関すること。
- (2) 入札参加資格の審査及び登録に関すること。
- (3) 伊勢市契約審査委員会に関すること。
- (4) 建設工事等の入札及び請負契約に関すること。
- (5) 建設工事等の契約状況の総括に関すること。
- (6) 共通物品の購入に関すること。

営繕課

営繕第一係

- (1) 市有建物の計画的な維持保全の推進に関する事。
- (2) 市有建物の維持保全に関する事務のうち技術に関する事。

営繕第二係

- (1) 市有建物の調査、設計、積算及び実施監督に関する事。
- (2) 課の庶務に関する事。

設備係

- (1) 市有建物の建築設備工事に係る調査、設計及び実施監督に関する事。
- (2) 市有建物の設備に関する事務のうち技術に関する事。

第5条の表環境生活部の部清掃課の款清掃第一係、清掃第二係及び清掃第三係の項中「、清掃第二係及び清掃第三係」を「及び清掃第二係」に改め、同表健康福祉部の部高齢者支援課の款高齢福祉係の項第5号中「災害時要援護者」を「避難行動要支援者」に改め、同部福祉総務課の款福祉総務係の項の前に次のように加える。

地域福祉係

- (1) 地域福祉に関する事。
- (2) 地域福祉計画・地域福祉活動計画に関する事。
- (3) 福祉の総合的な企画、調整及び連携に関する事。
- (4) 社会福祉協議会等関係団体との連携等に関する事。

第5条の表健康福祉部の部福祉総務課の款福祉総務係の項第1号を次のように改める。

- (1) 福祉健康センター、みなとふれあいセンター、小俣保健センター、ハートプラザみその及びなごみのやかたの管理に関する事。

第5条の表健康福祉部の部福祉総務課の款福祉総務係の項中第2号から第9号までを削り、第10号を第2号とし、第11号を第3号とし、第12号を削り、第13号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (5) 再犯防止の推進に関する事。

第5条の表健康福祉部の部福祉総務課の款福祉総務係の項第14号中「災害見舞金等」を「旧軍人恩給及び遺家族等援護」に改め、同号を同項第6号とし、同項第15号中「旧軍人恩給及び遺家族等援護」を「災害見舞金等」に改め、同号を同項第7号とし、同項第16号を同項第8号とし、同項第17号を同項第9号とし、同項第18号を削り、同項第19号を同項第10号とし、同項第20号を同項第11号とし、同款福祉法人監査係の項に次の1号を加える。

- (2) 社会福祉法人の運営に対する助言及び指導に関する事。

第5条の表健康福祉部の部こども課の款を次のように改める。

子育て応援課

子育て応援係

- (1) 母子家庭、父子家庭及び寡婦の福祉に関する事。
- (2) 児童扶養手当に関する事。
- (3) 子どもの貧困対策に関する事。

こども育成係

- (1) 児童手当に関する事。
- (2) 児童館に関する事。
- (3) 放課後児童対策に関する事。
- (4) 課の庶務に関する事。

こども家庭相談センター

- (1) 家庭児童相談に関する事。
- (2) 児童の虐待防止に関する事。

(3) その他要保護児童に関すること。

(4) 女性保護に関すること。

第5条の表健康福祉部の部こども発達支援室の款の前に次のように加える。

保育課

保育係

(1) 保育の利用に関すること。

(2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に係る認定及び支給に関すること。

(3) 子ども・子育て支援法に基づく教育・保育に要する費用の徴収に関すること。

(4) 私立保育所等の運営に対する支援に関すること。

管理係

(1) 市立の保育所及び認定こども園の施設の整備及び管理に関すること。

(2) 子ども・子育て支援法による特定教育・保育施設及び特定子ども・子育て支援施設等の確認に関すること。

(3) 民間の保育所及び認定こども園の施設の整備に関すること。

(4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による家庭的保育事業等の認可に関すること。

運営係

(1) 市立の保育所及び認定こども園の施設の運営に関すること。

(2) 給食及び保健衛生に関すること。

(3) 特別保育事業等に関すること。

(4) 子育て支援センターに関すること。

(5) 課の庶務に関すること。

第5条の表健康福祉部の部障がい福祉課の款障がい福祉係の項第9号中「災害時要援護者」を「避難行動要支援者」に改め、同表国体推進局の部国体競技課の款競技第一係の項第2号及び第3号を削り、同款競技第二係の項第1号中「競技第一係」の次に「、競技第三係」を加え、同款に次のように加える。

競技第三係

(1) 国体等の競技運営に関すること（競技第一係、競技第二係及び教育委員会の所管に属するものを除く。）。

宿泊衛生係

(1) 国体等に係る宿泊、衛生等に関すること。
(2) 課の庶務に関すること。

輸送交通係

(1) 国体等に係る輸送、交通等に関すること。

第5条の表都市整備部の部交通政策課の款交通政策係の項第1号中「総合交通体系」を「交通政策」に改め、同項第2号中「地域交通対策」を「観光交通対策」に改め、同項第4号を削り、同部維持課の款維持係の項及び補修係の項を次のように改める。

排水施設係

(1) ポンプ場、樋門等の維持管理に関すること。
(2) ポンプ場、樋門等の維持管理に係る調査、設計及び実施監督に関すること。
(3) 主管する工事及び業務の検査並びに資材の購入及び保管に関すること。

維持補修係

(1) 土木施設の改良及び補修に関すること。

- (2) 交通安全施設の改良及び補修に関すること。
- (3) 土木施設及び交通安全施設の改良及び補修に係る調査、設計及び実施監督に関すること。
- (4) 主管する工事及び業務の検査並びに資材の購入及び保管に関すること。

第5条の表都市整備部の部用地課の款用地系の項中第6号から第8号までを削り、第9号を第6号とし、同部建築住宅課の款を次のように改める。

住宅政策課

住宅係

- (1) 住宅施策の総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 市営住宅（小集落改良住宅を含む。以下この項において同じ。）及び特定公共賃貸住宅の管理及び処分に関すること。
- (3) 市営住宅及び特定公共賃貸住宅の入居及び退去に関すること。
- (4) 市営住宅入居者選考委員会に関すること。
- (5) 住宅使用料等に関すること。
- (6) 住宅の耐震化に関すること。
- (7) 災害時の住宅支援に関すること。
- (8) 住宅新築資金等貸付事業に関すること。

空家対策係

- (1) 空家等対策に関すること。

第5条の表上下水道部の部上下水道総務課の款庶務係及び経理系の項第1号中「簡易水道事業並びに」を削り、「（他の部の所管に属するものを除く。）に関すること」を「に関すること（他の部の所管に属するものを除く。）」に改め、同部料金課の款上下水道料金系の項第1号中

「簡易水道事業並びに」を削り、「（他の部の所管に属するものを除く。）に関する事」を「に関する事（他の部の所管に属するものを除く。）」に改め、同款下水道負担金係の項第1号中「（他の部の所管に属するものを除く。）に関する事」を「に関する事（他の部の所管に属するものを除く。）」に改め、同部上水道課の款給水係、建設係、維持係及び水源係の項第1号中「及び簡易水道事業」を削り、「（他の部の所管に属するものを除く。）に関する事」を「に関する事（他の部の所管に属するものを除く。）」に改め、同部下水道建設課の款下水道第一係、下水道第二係及び雨水施設整備係の項第1号及び同部下水道施設管理課の款施設維持係及び排水設備係の項第1号中「（他の部の所管に属するものを除く。）に関する事」を「に関する事（他の部の所管に属するものを除く。）」に改める。

第7条第2項中「建築住宅課」を「住宅政策課」に改める。

第23条、第24条及び第26条中「健康福祉部こども課」を「健康福祉部保育課」に改める。

（伊勢市庁舎管理規則の一部改正）

第2条 伊勢市庁舎管理規則（平成30年伊勢市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表本庁舎の項中「総務部管財契約課長」を「資産経営部資産経営課長」に改める。

（伊勢市公印規則の一部改正）

第3条 伊勢市公印規則（平成17年伊勢市規則第7号）の一部を次のように改正する。

「れい書」を「隷書」に、「かい書」を「楷書」に改める。

第16条第3項中「承認しようとするときは」の次に「、情報政策課長と協議の上」を加え、同条第5項中「電子情報処理組織」を「電子計算

機」に改める。

別表市長印（市長の氏）の項中

戸籍住民課長	1
各支所長	9

を

戸籍住民課長	1
--------	---

に改め、同表市長職務代理者印の項中「訂

正」の次に「並びに個人番号カード及び通知カードの記載事項の認印」を加え、同表市長職務代理者印（市長職務代理者の氏）の項中「並びに個人番号カード及び通知カードの記載事項」を削り、「10」を「各1」に、「3」を「各3」に改め、同表部長印の項中

伊勢市 危機管 理部長	れい 書	方21	部長名の文書	危機管 理課長	1
-------------------	---------	-----	--------	------------	---

を

伊勢市 危機管 理部長	隸書	方21	部長名の文書	危機管 理課長	1
伊勢市 資産経 営部長	隸書	方21	部長名の文書	資産経 営課長	1

に

改め、同表課長印の項中

伊勢市総務部管財契約課長	れい書	方21	預金口座振替納付書送付明細、MT・FD取扱依頼書及び口座振替停止依頼書	管財契約課長	1
伊勢市総務部管財契約課長	れい書	方21	預金口座振替納付書送付明細、MT・FD取扱依頼書及び口座振替停止依頼書、振替訂正依頼書	収納推進課長	1

を

伊勢市総務部管財契約課長	隷書	方21	預金口座振替納付書送付明細、MT・FD取扱依頼書及び口座振替停止依頼書、振替訂正依頼書	収納推進課長	1
伊勢市資産経営部資産経営課長之印	隷書	方21	預金口座振替納付書送付明細、MT・FD取扱依頼書及び口座振替停止依頼書	資産経営課長	1

に、

伊勢市健康福祉部 子ども課長之印	れい書	方21	口座振替停止依頼書	こども課長	1
伊勢市都市整備部 建築住宅課長之印	れい書	方21	預金口座振替納付書送付明細	建築住宅課長	1

を

伊勢市健康福祉部 保育課長之印	隸書	方21	口座振替停止依頼書	保育課長	1
伊勢市都市整備部 住宅政策課長之印	隸書	方21	預金口座振替納付書送付明細	住宅政策課長	1

に

改め、同表出納員印の項中

職員課の所管事務に係る諸収入金の収納	職員課長	1
管財契約課の所管事務に係る諸収入金の収納	管財契約課長	1

を

職員課の所管事務に係る諸収入金の収納	職員課長	1
--------------------	------	---

に、

広報広聴課の所管事務に係る諸収入金の収納	広報広聴課長	1
----------------------	--------	---

を

広報広聴課の所管事務に係る諸収入金の収納	広報広聴課長	1
資産経営課の所管事務に係る諸収入金の収納	資産経営課長	1
契約課の所管事務に係る諸収入金の収納	契約課長	1
営繕課の所管事務に係る諸収入金の収納	営繕課長	1

に、

こども課の所管事務に係る諸収入金の収納	こども課長	13
---------------------	-------	----

を

子育て応援課の所管事務に係る諸収入金の収納	子育て応援課長	1
保育課の所管事務に係る諸収入金の収納	保育課長	13

に、

建築住宅課の所管事務に係る諸収入金の収納	建築住宅課長	2
----------------------	--------	---

を

住宅政策課の所管事務に係る諸収入金の収納	住宅政策課長	2
----------------------	--------	---

に改める。

(伊勢市電子計算組織管理運営規則の一部改正)

第4条 伊勢市電子計算組織管理運営規則(平成17年伊勢市規則第15号)

の一部を次のように改める。

第3条第2項中「総務部長」を「情報戦略局長」に改める。

第5条第2項中「総務部総務課長(以下「総務課長」という。)」を「情報戦略局情報政策課長(以下「情報政策課長」という。)」に改める。

第13条から第16条までの規定中「総務課長」を「情報政策課長」に改める。

様式第1号中「(あて先)総務課長」を「(宛先)」に改める。

様式第2号及び様式第3号中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

(伊勢市子ども家庭支援ネットワーク規則の一部改正)

第5条 伊勢市子ども家庭支援ネットワーク規則(平成29年伊勢市規則第23号)の一部を次のように改める。

第3条中「健康福祉部こども課」を「健康福祉部子育て応援課」に改める。

第5条第1項中「健康福祉部こども課長」を「健康福祉部子育て応援課長」に、「こども課長」を「子育て応援課長」に、「こども課長は」を「子育て応援課長は」に改め、同条第2項中「こども課長」を「子育て応援課長」に改める。

第7条中「健康福祉部こども課」を「健康福祉部子育て応援課」に改める。

(伊勢市空家等対策協議会規則の一部改正)

第6条 伊勢市空家等対策協議会規則(平成28年伊勢市規則第60号)の一部を次のように改正する。

第4条中「都市整備部建築住宅課」を「都市整備部住宅政策課」に改

める。

(伊勢市営住宅等指定管理者選定委員会規則の一部改正)

第7条 伊勢市営住宅等指定管理者選定委員会規則（平成23年伊勢市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第5条中「都市整備部建築住宅課」を「都市整備部住宅政策課」に改める。

(伊勢市会計規則の一部改正)

第8条 伊勢市会計規則（平成17年伊勢市規則第42号）の一部を次のように改正する。

別表総務部の部管財契約課の項を削り、同部課税課の項中「税務係員」を「課税課員」に改め、同表情報戦略局の部秘書課の項中「秘書係長」を「秘書課員」に改め、同部の次に次のように加える。

資産 経営 部	資産 経営 課	課長	資産経営課の所管事務に係る諸収入金の収納	資産経営課員 守衛
	契約課	課長	契約課の所管事務に係る諸収入金の収納	契約課員
	営繕課	課長	営繕課の所管事務に係る諸収入金の収納	営繕課員

別表健康福祉部の部生活支援課の項中「生活支援係員」を「生活支援課員」に改め、同部こども課の項を次のように改める。

子育て 応援課	課長	子育て応援課の所管事務に係る諸収入金の収納	子育て応援課 員
------------	----	-----------------------	-------------

別表健康福祉部の部こども発達推進室長の項の前に次のように加える。

保育課	課長	保育課の所管事務に係る諸収入金の収納	保育課員 各保育所(園)長 各保育所(園)主任保育士 しごうこども園長 しごうこども園主任保育教諭
-----	----	--------------------	---

別表健康福祉部の部こども発達推進室長の項中「こども発達推進室長」を「こども発達支援室」に、「こども発達推進室の」を「こども発達支援室の」に改め、同表都市整備部の部監理課の項中「経理係員」を「監理課員」に改め、同部建築住宅課の項を次のように改める。

住宅政策課	課長	住宅政策課の所管事務に係る諸収入金の収納	住宅政策課員
-------	----	----------------------	--------

(伊勢市営住宅管理条例施行規則の一部改正)

第9条 伊勢市営住宅管理条例施行規則（平成17年伊勢市規則第140号）の一部を次のように改正する。

第33条の4中「都市整備部建築住宅課」を「都市整備部住宅政策課」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

伊勢市子ども・子育て会議規則をここに公布する。

令和2年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第13号

伊勢市子ども・子育て会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市子ども・子育て会議条例（平成25年伊勢市条例第17号）第5条の規定に基づき、伊勢市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部子育て応援課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市創業・移転促進事業審査委員会規則をここに公布する。

令和2年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第14号

伊勢市創業・移転促進事業審査委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第9条の規定に基づき、伊勢市創業・移転促進事業審査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、産業観光部商工労政課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

伊勢市職員の修学部分休業に関する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第15号

伊勢市職員の修学部分休業に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市職員の修学部分休業に関する条例（令和2年伊勢市条例第7号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の修学部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命権者)

第2条 条例に規定する任命権者には、併任に係る職の任命権者は含まれないものとする。

(規則で定める教育施設)

第3条 条例第4条第4号に規定する規則で定める教育施設は、学校、研究所、病院その他これらに準ずる公共的施設で、修学部分休業の承認を申請する職員がその施設において修学することにより公務に関する能力の向上に資すると任命権者が認める施設とする。

(申請手続)

第4条 修学部分休業の承認の申請は、修学部分休業承認申請書により、修学部分休業をしようとする期間の初日の1月前までに行うものとする。

2 前項の申請は、修学部分休業の取得を予定している期間の全体について、あらかじめ行わなければならない。

3 任命権者は、第1項の規定による申請があった場合において、必要があると認めるときは、当該申請をした職員に対して、その内容を確認することができる書類の提出を求めることができる。

(修学状況の変更に関する届出)

第5条 修学部分休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を修学状況変更届により、任命権者に届け出なければならない。

(1) 修学部分休業の承認に係る教育施設の課程を退学した場合

- (2) 修学部分休業の承認に係る教育施設の課程を休学した場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、承認を受けた修学部分休業の状況について変更が生じた場合

2 前条第3項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(様式)

第6条 この規則の規定による修学部分休業承認申請書その他の書類の様式は、別に定める。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

伊勢市職員の自己啓発等休業に関する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第16号

伊勢市職員の自己啓発等休業に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市職員の自己啓発等休業に関する条例（令和2年伊勢市条例第8号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命権者)

第2条 条例に規定する任命権者には、併任に係る職の任命権者は含まれないものとする。

(大学等における修学の成果を上げるために特に必要な場合)

第3条 条例第3条の規則で定める場合は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第97条に規定する大学院の課程（同法第104条第7項第2号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程であって、その修業年限が2年を超え、かつ、3年を超えないものに在学してその課程を履修する場合とする。

(申請手続)

第4条 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業承認申請書により、自己啓発等休業をしようとする期間の初日の1月前までに行うものとする。

2 任命権者は、前項の規定による申請があった場合において、必要があると認めるときは、当該申請をした職員に対して、その内容を確認することができる書類の提出を求めることができる。

(期間の延長の申請手続)

第5条 前条の規定は、条例第7条第1項の規定による自己啓発等休業の期間の延長の申請について準用する。

(報告)

第6条 条例第9条第1項の規定による報告は、自己啓発等休業状況変更届により行うものとする。

2 第4条第2項の規定は、前項の規定による報告について準用する。

(職務復帰)

第7条 自己啓発等休業の期間が満了したとき又は自己啓発等休業の承認が取り消されたときは、当該自己啓発等休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(退職手当の取扱い)

第8条 自己啓発等休業をした期間についての伊勢市職員退職手当支給条例施行規則（平成17年伊勢市規則第39号）第1条の3第1項の規定の適用については、同項第1号中「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由」とあるのは、「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の5に規定する自己啓発等休業（伊勢市職員の自己啓発等休業に関する条例（令和2年伊勢市条例第8号）第11条第2項の規定により読み替えて条例第7条第3項の規定が適用される場合で、その月数の2分の1に相当する月数が除算されるときを除く。）」とする。

2 条例第11条第2項の規定により読み替えて適用される伊勢市退職手当支給条例（平成17年伊勢市条例第46号。以下「退職手当条例」という。）第7条第3項に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が、その成果によって当該自己啓発等休業の期間の満了後においても公務の能率的な運営に特に資することが見込まれるものとして当該

自己啓発等休業期間の初日の前日（条例第7条の規定により自己啓発等休業の期間が延長された場合にあっては、延長された自己啓発等休業の期間の初日の前日）までに、任命権者の承認を受けていること。

(2) 自己啓発等休業の期間中の行為を原因として地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けていないこと。

(3) 自己啓発等休業の期間の満了の日又は自己啓発等休業の承認が取り消された日の翌日から起算した職員としての在職期間（退職手当条例第7条第4項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされる期間を含む。）が5年に達するまでの期間中に退職したものでないこと。ただし、退職手当条例第4条第2項に規定する通勤による傷病（以下「通勤による傷病」という。）により退職した場合又は退職手当条例第5条第1項第4号に規定する公務上の傷病（以下「公務上の傷病」という。）若しくは死亡により退職した場合は、この限りでない。

3 前項第3号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

(1) 地方公務員法第28条第2項の規定による休職の期間（通勤による傷病又は公務上の傷病により同項第1号に掲げる事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間を除く。）

(2) 地方公務員法第29条の規定による停職の期間

(3) 地方公務員法第55条の2第1項ただし書の規定により職員団体の業務に専ら従事した期間

(4) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業をした期間

(5) 自己啓発等休業をした期間

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める期間

(様式)

第9条 この規則の規定による自己啓発等休業承認申請書その他の書類の様式は、別に定める。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

伊勢市職員の配偶者同行休業に関する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第17号

伊勢市職員の配偶者同行休業に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市職員の配偶者同行休業に関する条例（令和2年伊勢市条例第9号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命権者)

第2条 条例に規定する任命権者には、併任に係る職の任命権者は含まれないものとする。

(申請手続)

第3条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業承認申請書により、配偶者同行休業をしようとする期間の初日の1月前までに行うものとする。

2 任命権者は、前項の規定による申請があった場合において、必要があると認めるときは、当該申請をした職員に対して、その内容を確認することができる書類の提出を求めることができる。

(期間の延長の申請手続)

第4条 前条の規定は、条例第6条第1項に規定する配偶者同行休業の期間の延長の申請について準用する。

(承認の取消事由)

第5条 条例第8条第2号の規則で定める特別休暇は、伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成17年伊勢市規則第20号）第17条第1項第7号及び第8号に規定する特別休暇とする。

(届出)

第6条 条例第9条の規定による届出は、配偶者同行休業状況変更届により行うものとする。

2 第3条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(職務復帰)

第7条 配偶者同行休業の期間が満了したとき、配偶者同行休業の承認が休職又は停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき又は配偶者同行休業の承認が取り消されたとき（条例第8条第3号に規定する事由に該当したことにより承認が取り消された場合を除く。）は、当該配偶者同行休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(様式)

第8条 この規則の規定による配偶者同行休業承認申請書その他の書類の様式は、別に定める。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

伊勢市市民カードの交付等に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和2年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第18号

伊勢市市民カードの交付等に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市市民カードの交付等に関する規則(平成17年伊勢市規則第90号)
の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号を次のように改める。

- (2) 意思能力を有しない者(前号に掲げる者を除く。)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則をここに公布
する。

令和2年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第19号

伊勢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年伊勢市条例第28号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の勤務時間、休暇等に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フルタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。
- (2) パートタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。
- (3) 任命権者 法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。

(1週間の勤務時間)

第3条 フルタイム会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

2 パートタイム会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分に満たない範囲内で、任命権者が定める。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第4条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、パートタイム会計年度任用

職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、パートタイム会計年度任用職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第5条 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある会計年度任用職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

- 2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、4週間ごとの期間につき8日の週休日（パートタイム会計年度任用職員にあつては、8日以上）の週休日（パートタイム会計年度任用職員にあつては、8日以上）の週休日を設けることが困難である会計年度任用職員について、市長と協議して、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。

- 3 前項の割振りの基準等については、伊勢市職員給与条例（平成17年伊勢市条例第42号）の適用を受ける常勤の職員（以下「常勤職員」という。）の例による。

（週休日の振替等）

第6条 任命権者は、会計年度任用職員（フルタイム会計年度任用職員及び伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年伊勢市条例第17号）第12条第1項の月額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員に限る。）に第4条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、第4条第

2 項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

2 前項に定めるもののほか、フルタイム会計年度任用職員については、勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

3 前2項の割振りの基準、週休日に変更することのできる勤務日の期間等については、常勤職員の例による。

（休憩時間）

第7条 条例第6条の規定は、会計年度任用職員の休憩時間について準用する。

（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

第8条 任命権者は、市長（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあっては、労働基準監督署長）の許可を受けて、第3条から第6条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成17年伊勢市規則第20号。以下「勤務時間規則」という。）第8条第1項に定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。

2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において会計年度任用職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

（育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第9条 条例第8条の3の規定は、育児又は介護を行う会計年度任用職員について準用する。

(休日)

第10条 条例第9条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(休日の代休日)

第11条 任命権者は、会計年度任用職員に国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）による休日又は12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）（以下この項において「休日」と総称する。）である第4条第2項、第5条又は第6条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、当該休日前に、当該休日に代わる日（以下この条において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等を指定することができる。

2 前項の規定により代休日を指定された会計年度任用職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

3 第1項の規定により代休日の指定をすることのできる勤務日等の期間及び指定の手續等については、常勤職員の例による。

(休暇の種類)

第12条 会計年度任用職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

(年次有給休暇)

第13条 年次有給休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当

該各号に掲げる日数とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる会計年度任用職員以外の会計年度任用職員
1週間の勤務日の日数又は1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ別表第1の任期の区分ごとに定める日数
 - (2) 任期の満了により退職した後に同一年度内において更に任用されたことにより、前任用から継続して勤務する会計年度任用職員又は任期が更新された会計年度任用職員（次号に掲げる会計年度任用職員を除く。） 当該任用又は更新よりも前の同一年度内における任期の初日から当該任用又は更新により定められた任期の末日までをその者の任期とした場合に、前号を適用して得られる日数（当該年度において同号又はこの号の規定により付与された年次有給休暇があるときは、当該付与された日数を減じて得た日数（当該日数が零を下回る場合にあっては、零））
 - (3) 任期の満了により退職した後に翌年度においてさらに任用されたことにより、前任用から継続して勤務する会計年度任用職員 1週間の勤務日の日数又は1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ別表第2の継続勤務期間の初日の属する年度から現年度までの年度数の区分ごとに定める日数（当該年度においてこの号の規定により付与された年次有給休暇があるときは、当該付与された日数を減じて得た日数（当該日数が零を下回る場合にあっては、零））
- 2 年次有給休暇の単位は、1日とする。ただし、特に必要があると認められるときは、1時間を単位とすることができる。
 - 3 任命権者は、年次有給休暇を会計年度任用職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

- 4 1時間を単位として与えた年次有給休暇を日に換算する場合は、勤務日1日当たりの勤務時間（その時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げた時間）をもって1日とする。ただし、勤務日ごとの勤務時間が同一でないパートタイム会計年度任用職員にあつては、勤務日1日当たりの平均勤務時間（全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間（その時間に1時間未満の端数を生じたときは、これを1時間に切り上げた時間）をいう。）をもって1日とする。
- 5 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、20日（1日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数）を限度として、翌年度に繰り越すことができる。

（病気休暇）

第14条 病気休暇は、会計年度任用職員（次項第3号にあつては、6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者（週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）に限る。）が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。

2 病気休暇の期間は、次のとおりとする。

- (1) 公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病の場合には、任命権者がその療養に必要と認める期間
- (2) 結核性疾患の場合には、1年の範囲内で任命権者がその療養に必要と認める期間
- (3) 前2号以外の負傷又は疾病の場合には、別表第3の区分ごとに定め

る日数を超えない範囲で任命権者がその療養に必要と認める期間
(特別休暇)

第15条 会計年度任用職員に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる期間の休暇を与えるものとする。

(1) 会計年度任用職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。必要と認められる期間

(2) 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。必要と認められる期間

(3) 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢^{しょう}血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。必要と認められる期間

(4) 会計年度任用職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。一の年において5日の範囲内の期間

ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動

イ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若

しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって市長が定めるものにおける活動

ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動

エ 国際交流団体又は公的団体が行う行事等において、通訳その他外国人を支援する活動

- (5) 会計年度任用職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までの期間内における連続する8日の範囲内の期間
- (6) 妊娠中の女性の会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合 1日につき1時間以内の期間
- (7) 8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女性の会計年度任用職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間（出産が出産予定日より遅れたため8週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）を超えた場合は、その超えた期間を加えた期間とする。）
- (8) 女性の会計年度任用職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）
- (9) 生後1年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30

分以内の期間（男性の会計年度任用職員にあっては、その子の当該会計年度任用職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によって養親となることを希望している者として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）

- (10) 会計年度任用職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 会計年度任用職員が妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における2日の範囲内の期間
- (11) 会計年度任用職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しない

ことが相当であると認められるとき。 当該期間内における5日の範囲内の期間

(12) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）又は小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）の第1学年から第3学年までに在学する子（以下この号において「小学校第3学年修了前の子」という。）を養育する会計年度任用職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（その養育する小学校第3学年修了前の子が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間

(13) 要介護者（条例第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者をいう。以下同じ。）の介護その他の市長が定める世話を行う会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上継続勤務しているものに限る。）が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において7日（要介護者が2人以上の場合にあっては、14日）の範囲内の期間

(14) 会計年度任用職員の親族（別表第4親族の欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、会計年度任用職員が葬儀、服喪その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。 親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間

- (15) 会計年度任用職員（6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者で1週間の勤務日が3日以上とされている者に限る。）が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の7月から9月までの期間内における、勤務時間が割り振られていない日を除いて原則として連続する5日の範囲内の期間
- (16) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合で、会計年度任用職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。 必要と認められる期間
- ア 会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。
- イ 会計年度任用職員及び当該会計年度任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該会計年度任用職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。
- (17) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により会計年度任用職員が出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間
- (18) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、会計年度任用職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間
- (19) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）により交通遮断又は隔離されている場合 必要と認められる期間
- (20) 所属公署の業務運営上の都合、天災等のため事務又は事業の全部

若しくは一部が停止した場合 必要と認められる期間

(21) 妊娠中及び産後1年を経過しない女性の会計年度任用職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合 必要と認められる期間

(22) 生理日において勤務が著しく困難であるとき、又は生理に有害な業務に従事する場合 2日を超えない範囲内において必要と認められる期間

(23) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認める場合 必要と認められる期間

2 前項第1号、第2号、第5号から第9号まで、第12号から第21号まで及び第23号の休暇は有給とし、同項第3号、第4号、第10号、第11号及び第22号の休暇は無給とする。

3 第1項第10号から第13号までの休暇（以下これらをこの条において「特定休暇」という。）の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特定休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

4 1日を単位とする特定休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときに使用するものとする。

5 第13条第4項の規定は、1時間を単位として使用した特定休暇を日に換算する場合について準用する。

（介護休暇）

第16条 条例第15条第1項及び第2項の規定は、会計年度任用職員（この項において準用する条例第15条第1項に規定する申出の時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務

日が121日以上であるものであって、任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ、当該申出において、勤務時間規則第18条第3項の規定の例により指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでないものに限る。）の介護休暇について準用する。この場合において、条例第15条第1項中「6月」とあるのは、「93日」と読み替えるものとする。

2 介護休暇は、無給の休暇とする。

（介護時間）

第17条 条例第15条の2第1項及び第2項の規定は、会計年度任用職員（初めてこの条に規定する休暇の承認を請求する時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであり、かつ、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものであって、特定職に引き続き在職した期間が1年以上であるものに限る。）の介護時間について準用する。この場合において、条例第15条の2第2項中「2時間」とあるのは、「2時間（当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する介護時間は、無給の休暇とする。

（休暇の承認等）

第18条 休暇の承認、請求等の手続については、常勤職員の例による。

（市長が特に必要と認める会計年度任用職員の休暇等）

第19条 第12条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し市長が特に必要と認める会計年度任用職員の休暇等については、常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定めるものとする。

(補則)

第20条 この規則に規定するもののほか、会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）による改正前の法第22条第5項に規定する臨時的任用により採用され、施行日において、会計年度任用職員として任用された者については、第13条第1項第2号及び第3号に規定する前任用から継続して勤務する会計年度任用職員（以下「継続勤務会計年度任用職員」という。）とみなす。

3 施行日の前日において、継続勤務会計年度任用職員が臨時的任用職員の取扱いに関する規程（平成17年伊勢市訓令第9号）第9条第2号から第4号まで及び第10条第6号及び第8号又は伊勢市嘱託職員の雇用に関する要綱（平成17年11月1日施行）第9条、第10条、第13条及び第14条の規定により取得している休暇で、施行日以後の期日又は期間に係るものについては、施行日において第18条の規定により承認されたものとみなす。

別表第1（第13条関係）

1週間の勤務日の日数	5日以上	4日	3日	2日	1日	
1年間の勤務日の日数	217日以上	169日から216日まで	121日から168日まで	73日から120日まで	48日から72日まで	
任期	6月を超え1年以下	10日	7日	5日	3日	1日
	5月を超え6月以下	7日	5日	4日	2日	1日
	4月を超え5月以下	5日	3日	2日	1日	1日
	3月を超え4月以下	3日	2日	1日	1日	0日
	2月を超え3月以下	2日	1日	1日	0日	0日
	1月を超え2月以下	1日	0日	0日	0日	0日

備考 この表の「5日以上」には、1週間の勤務日が4日以下で1週間の勤務時間が29時間以上を含むものとする。

別表第2（第13条関係）

1週間の勤務日の日数		5日以上	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数		217日以上	169日から216日まで	121日から168日まで	73日から120日まで	48日から72日まで
継続勤務期間の初日の属する年度から現年度までの年度数	1年度	11日	8日	6日	4日	2日
	2年度	12日	9日	6日	4日	2日
	3年度	14日	10日	8日	5日	2日
	4年度	16日	12日	9日	6日	3日
	5年度	18日	13日	10日	6日	3日
	6年度	20日	15日	11日	7日	3日
	6年度以上					

備考 この表の「5日以上」には、1週間の勤務日が4日以下で1週間の勤務時間が29時間以上を含むものとする。

別表第3（第14条関係）

1週間の勤務日の日数	1年間の勤務日の日数	有給	無給	計
5日以上	217日以上	30日	60日	90日
4日	169日～216日	21日	42日	63日
3日	121日～168日	15日	30日	45日
2日	73日～120日	9日	18日	27日
1日	48日～72日	3日	6日	9日

備考 この表の「5日以上」には、1週間の勤務日が4日以下で1週間の勤務時間が29時間以上を含むものとする。

別表第4（第15条関係）

親族	日数
配偶者	10日
父母	7日
子	7日
祖父母	5日（会計年度任用職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
孫	5日
兄弟姉妹	5日
おじ又はおば	3日（会計年度任用職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	5日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日）
子の配偶者又は配偶者の子	3日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	2日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	3日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日）
おじ又はおばの配偶者又は配偶者のおじおば	1日

備考 この表の「配偶者」には、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

伊勢市会計年度任用職員の任用に関する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第20号

伊勢市会計年度任用職員の任用に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の任用に関し必要な事項を定めるものとする。

(職名等)

第2条 会計年度任用職員の職及び職務の内容は、任命権者が別に定める。

(任用)

第3条 会計年度任用職員の任用は、競争試験又は選考により行う。

2 競争試験及び選考は、公募によることとする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、公募によらないことができる。

(1) 前年度に設置されていた職（以下この号において「当該職」という。）と同一の職務内容の職について、前年度に当該職に任用されていた者を当該職への任用の選考の対象とする場合において、面接、当該職におけるその者の勤務実績等に基づき、能力の実証を行うことができる」と任命権者が認める場合

(2) 職務の性質から、公募により難いと任命権者が認める場合

4 前項第1号の規定による公募によらない任用は、次に掲げる要件の全てを満たす者に限り認めるものとする。

(1) 前項第1号に規定する能力の実証の結果が良好であること。

(2) 病気休暇（伊勢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年伊勢市規則第19号）第14条第2項第1号に規定する病気休暇を除く。）及び休職並びに欠勤（公務災害等の認定を受けた欠勤を除く。）の日数が、原則として任期中における所定の勤務日数

又は勤務時間の2分の1に達していないこと。ただし、傷病を原因とする欠勤又は法第28条第2項第1号の規定による休職をする者について、任期満了時においておおむね3月以内に回復する見込みがあり、かつ、それ以降良好に勤務することが可能であると任命権者が認める場合は、この限りでない。

(3) 前年度において法第29条に規定する懲戒処分を受けていないこと。

5 会計年度任用職員の任用については、会計年度任用職員任用通知書(別記様式)を交付して行う。

6 前各項に定めるもののほか、会計年度任用職員の任用の手續並びに競争試験及び選考の方法は、任命権者が別に定める。

(任期)

第4条 会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で任命権者が定める。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、任命権者が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

会計年度任用職員任用通知書

年 月 日	
様 (任命権者)	
任用根拠	
任用期間	年 月 日から 年 月 日まで (ただし、1箇月間は、条件付採用期間となります。)
再度の任用	1 再度の任用の有無の可能性（有・無） 2 再度の任用は、勤務実績、能力等を考慮した上で行います。
所属課	
任用職種	
業務の内容	
始業及び終業の時刻、休憩時間並びに時間外勤務に関する事項	1 始業（ 時 分） 終業（ 時 分） 交替制（変形労働時間制）として、次の勤務時間の組合せによる。 始業（ 時 分） 終業（ 時 分） 始業（ 時 分） 終業（ 時 分） 始業（ 時 分） 終業（ 時 分） 2 休憩時間（ 分） 3 時間外勤務の有無（有・無）
勤務しない日	・週休日（毎週 曜日） ・国民の祝日に関する法律による休日 ・年末年始の休日（12月29日から翌年1月3日まで） ・その他（ ）
休暇	1 年次休暇（任用時 日） 前年度から引き続き再度の任用がされた場合は、前年度において新規付与された日数のうち残日数を繰越分として付与します。 2 その他の休暇 (1) 有給（ ） (2) 無給（ ） 《詳細》「伊勢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」
給与	1 給料（報酬）の額 (1) 月額（ 円）、(2) 日額（ 円） (3) 時間額（ 円） 2 期末手当の支給（有 無） 期末手当（計算方法：報酬の月額（日額又は時間額で報酬が定められている場合は、基準日前6箇月以内の報酬の1月当たりの平均額）に期別支給割合及び在職期間別割合を乗じて得た額） 3 通勤費 週2日以上勤務する場合に支給 4 時間外勤務、休日勤務又は夜間勤務に対して支払われる手当等の割増率 (1) 時間外勤務 1日当たり7時間45分、1週間当たり合計38時間45分に達するまでの間の勤務に対しては、0%（午後10時から翌日の午前5時までは、25%） 月60時間以内 25%～35%（午後10時から翌日の午前5時までは、50%～60%） 月60時間超 50%（午後10時から翌日の午前5時までは、75%） (2) 休日勤務 35%（午後10時から翌日の午前5時までは、60%） (3) 夜間勤務 25% 5 支払日

伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第21号

伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年伊勢市条例第17号。以下「条例」という。）の規定に基づき、会計年度任用職員の給与等に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(フルタイム会計年度任用職員となった者の号給の基準)

第3条 フルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、条例第4条第2項の規定により決定された職務の級の号給が別表第1の職種別基準表（以下「職種別基準表」という。）の基礎号給の欄に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が定められていないとき又は同表の職種の欄にその者に適用される職種が定められていないときは当該職務の級の最低の号給とする。

2 前項の規定にかかわらず、経験年数（会計年度任用職員として同種の職務に在職した年数をいう。以下同じ。）又は免許等の資格若しくは特殊な経験等を有するフルタイム会計年度任用職員の号給については、次条及び第5条に定めるところにより、職種別基準表の基礎号給の欄に定める号給よりも上位の号給とすることができる。

3 前項の規定による号給は、その者の属する職務の級における最高の号給又は職種別基準表の上限号給の欄に定める号給を超えることができない。

(経験年数を有する者の号給)

第4条 引き続きフルタイム会計年度任用職員となった者が経験年数を有する場合の号給は、前条第1項に規定する号給の号数に当該経験年数に1を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。ただし、フルタイム会計年度任用職員となった日の前日の属する会計年度において、病欠休暇等により勤務しなかった期間がフルタイム会計年度任用職員としての任用期間の2分の1を超えた者については、この限りでない。

（免許等の資格又は特殊な経験等を有する者の号給）

第5条 フルタイム会計年度任用職員となった者が特殊な経験等を有する場合の号給は、常勤職員及び他の会計年度任用職員との均衡上必要があると認められるときは、これらの職員との均衡を考慮してその者の号給を決定することができる。

（号給に関する規定の適用除外）

第6条 単純な作業に従事する職種として市長が別に定めるものに採用されたフルタイム会計年度任用職員で、その任期が1月に満たないものについては、前2条の規定は、適用しない。

（フルタイム会計年度任用職員の給料の支給）

第7条 フルタイム会計年度任用職員が月の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその月の給料は、日割計算により支給する。

- (1) 休職にされ、又は休職の終了により職務に復帰した場合
- (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合
- (3) 停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合

（フルタイム会計年度任用職員の期末手当）

第8条 条例第8条第1項において準用する伊勢市職員給与条例（平成17年伊勢市条例第42号。以下「給与条例」という。）第25条から第27条までに規定する期末手当を支給される職員の範囲、期末手当の支給額その他期末手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤職員の例による。

（パートタイム会計年度任用職員の基本報酬の支給）

第9条 条例第13条第1項の規則で定める期日は、月額で基本報酬が定められているパートタイム会計年度任用職員にあっては、その月の21日とし、日額又は時間額で基本報酬が定められているパートタイム会計年度任用職員にあっては、翌月の21日とする。ただし、その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日を支給日とする。

2 月額で基本報酬が定められているパートタイム会計年度任用職員が月の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその月の報酬は、日割計算により支給する。

- (1) 休職にされ、又は休職の終了により職務に復帰した場合
- (2) 育児休業法第2条の規定により育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合
- (3) 停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合

（パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬等の支給）

第10条 パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬、夜間勤務に係る報酬及び休日勤務に係る報酬は、その月の分を翌月の基本報酬の支給日に支給する。

（パートタイム会計年度任用職員の地域手当に相当する報酬）

第11条 条例第14条第2項に規定する地域手当に相当する報酬の額は、次

の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 日額により基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 条例第12条第2項の規定により計算して得た額に、100分の4を乗じて得た額

(2) 時間額により基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 条例第12条第3項の規定により計算して得た額に、100分の4を乗じて得た額

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当)

第12条 条例第15条第1項において準用する給与条例第25条から第27条までに規定する期末手当を支給される職員の範囲、期末手当の支給額その他期末手当の支給及び一時差止に関し必要な事項については、常勤職員の例による。

2 条例第15条第1項の1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

(1) 1週間当たりの勤務時間が20時間に満たない者

(2) 前号に類するものとして任命権者が別に定める者

(休暇時の報酬)

第13条 時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員が、伊勢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年伊勢市規則第19号。以下「勤務時間規則」という。）第13条に規定する年次有給休暇及び勤務時間規則第15条に規定する有給の特別休暇を取得したときは、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間を勤務したときに支払われる通常の報酬を支給する。

(期末手当の支給日)

第14条 条例第8条第1項及び第15条第1項において準用する給与条例第25条第1項に規定する規則で定める日は、基準日が6月1日である場合にあっては6月30日、12月1日である場合にあっては12月15日とする。

(条例第20条の規定による給与の特例)

第15条 条例第20条の規定による会計年度任用職員の給与は、別表第2に定めるとおりとする。

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年4月1日の給料の特例)

2 会計年度任用職員が、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「改正前の法」という。）第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員又は改正前の法第22条第5項に規定する臨時的任用により採用された職員として、次の表の左欄に掲げる職種に従事し、施行日において、同表の中欄に掲げる職種の会計年度任用職員として任用された場合にあっては、施行日における当該会計年度任用職員の職務の級及び号給は、同表の右欄に定めるとおりとする。この場合において、次の表の級号給の欄に定める号給が、職種別基準表の上限号給の欄に定める号給を超えるときは、次の表の級号給の欄に定める号給を当該会計年度任用職員の号給の上限とする。

施行日前日の職種	会計年度任用職員の職種	級号給
----------	-------------	-----

嘱託事務員	事務支援員	1 級14号給
徴収嘱託員	徴収事務支援員	1 級14号給
防災アドバイザー	防災アドバイザー	1 級83号給
防犯アドバイザー	防犯アドバイザー	1 級83号給
守衛	守衛	1 級14号給
人権啓発指導員	人権啓発指導員	1 級33号給
館長（人権）	市民館館長	1 級33号給
指導主事補（人権）	指導主事補	1 級25号給
保健師	保健師	1 級53号給
助産師	助産師	1 級53号給
看護師	看護師	1 級53号給
歯科衛生士	歯科衛生士	1 級53号給
管理栄養士	管理栄養士	1 級53号給
保健師であって、施行日前日の保健業務に係る賃金時間額が1,900円であるもの	保健事業保健師	2 級92号給
看護師であって、施行日前日の保健業務に係る賃金時間額が1,800円であるもの	保健事業看護師	2 級62号給
准看護師であって、施行日前日の保健業務に係る賃金時間額が1,750円であるもの	保健事業准看護師	2 級55号給
管理栄養士であって、施行日前日の保健業務に係る賃金時間額が1,800円であるもの	保健事業管理栄養士	2 級62号給

歯科衛生士であって、施行日前日の保健業務に係る賃金時間額が1,750円であるもの	保健事業歯科衛生士	2級55号給
認定調査員であって、施行日前日の賃金月額が192,700円であるもの	要介護認定調査員（4種）	1級32号給
認定調査員であって、施行日前日の賃金月額が216,200円であるもの	要介護認定調査員（3種）	1級49号給
認定調査員であって、施行日前日の賃金月額が250,200円であるもの	要介護認定調査員（2種）	2級38号給
認定調査員であって、施行日前日の賃金月額が273,700円であるもの	要介護認定調査員（1種）	2級57号給
認定調査員であって、施行日前日の賃金時間額が1,750円であるもの	要介護認定調査員	2級55号給
介護支援専門員	高齢者総合相談支援員（1種）	2級57号給
就労支援員	就労支援員	1級14号給
面接相談員	面接相談員	1級14号給
学習・生活指導員	学習・生活支援員	1級14号給
進路支援コーディネーター	進路支援コーディネーター	1級34号給

母子・父子自立支援員	母子・父子自立支援員	1 級14号給
女性相談員	女性相談員	1 級14号給
家庭児童相談員	家庭児童相談員	1 級23号給
館長（こども課）	児童館館長	1 級45号給
児童厚生員（こども課）	児童厚生員	1 級34号給
保育士であって、施行日前日の賃金時間額が1,147円であるもの	保育士（2種）	1 級24号給
保育士であって、施行日前日の賃金月額が190,000円であるもの	保育士（1種）	1 級30号給
保育士であって、施行日前日の賃金月額が195,000円であるもの	保育士（1種）	1 級33号給
保育士であって、施行日前日の賃金月額が200,000円であるもの	保育士（1種）	1 級37号給
保育士であって、施行日前日の賃金月額が205,000円であるもの	保育士（1種）	1 級40号給
利用者支援専門員	利用者支援専門員	1 級30号給
障害程度区分調査員であって、施行日前日の賃金月額が250,200円であるもの	障害支援区分調査員（2種）	2 級38号給

障害程度区分調査員であつて、施行日前日の賃金月額が273,700円であるもの	障害支援区分調査員（1種）	2級57号給
--	---------------	--------

（令和2年6月の期末手当の特例）

- 3 施行日の前日において、改正前の法第22条第5項に規定する臨時的任用により採用された職員（1週間当たりの勤務時間が38時間45分の者に限る。）として任用され、施行日に会計年度任用職員として任用されたものについては、当該改正前の法第22条第5項に規定する臨時的任用により採用された職員であった期間を給与条例第25条第2項の在職期間とみなし、同条の規定を適用する。

（令和2年4月から令和3年3月までの間の地域手当に相当する報酬に関する特例）

- 4 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間において、第11条第1号及び第2号の規定の適用については、同条第1号及び第2号の規定中「100分の4」とあるのは、「0」とする。

別表第1（第3条関係）

職種別基準表

職種	免許等	職務の級	基礎号給	上限号給
事務補助員		1	1	9
事務支援員		1	13	21
徴収事務支援員		1	13	21
防災アドバイザー		1	67	75
防犯アドバイザー		1	67	75
防災普及指導員		1	18	26
守衛		1	13	21

人権啓発指導員		1	28	36
市民館館長		1	28	36
指導主事補		1	22	30
保健師		1	44	52
助産師		1	44	52
看護師		1	44	52
管理栄養士		1	44	52
歯科衛生士		1	44	52
保健事業保健師		2	84	92
保健事業助産師		2	84	92
保健事業看護師		2	54	62
保健事業准看護師		2	47	55
保健事業管理栄養士		2	54	62
保健事業栄養士		2	47	55
保健事業歯科衛生士		2	47	55
要介護認定調査員（4種）	介護福祉士の資格を有する者、介護職員実務者研修修了者又は介護職員初任者研修修了者	1	15	23
要介護認定調査員（3種）	介護福祉士の資格を有する者、介護職員実務者研修修了者又は介護職員初任者研修修了者であって、	1	28	36

	介護支援専門員の資格を有するもの			
要介護認定調査員（2種）	看護師又は社会福祉士の資格を有するもの	1	53	61
要介護認定調査員（1種）	看護師又は社会福祉士の資格を有する者であって、介護支援専門員の資格を有するもの	2	32	40
高齢者総合相談支援員（2種）	介護支援専門員、社会福祉士、看護師又は保健士の資格のうち、いずれか1つを有する者	1	53	61
高齢者総合相談支援員（1種）	介護支援専門員、社会福祉士、看護師又は保健士の資格のうち、2つ以上を有する者	2	32	40
就労支援員		1	13	21
面接相談員		1	13	21
学習・生活支援員		1	13	21
進路支援コーディネーター		1	28	36
母子・父子自立支援員		1	13	21

女性相談員		1	13	21
家庭児童相談員		1	19	27
児童館館長		1	37	45
児童厚生員		1	28	36
手話通訳者	手話通訳者全国統一試験合格者又は社団法人三重県聴覚障害者協会が実施するB級手話通訳者認定試験合格者	1	53	61
手話通訳士	手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令（平成21年厚生労働省令第96号）第2条の規定による認定を受けた者	2	32	40
障害支援区分調査員（2種）	看護師又は社会福祉士の資格を有する者	1	53	61
障害支援区分調査員（1種）	看護師又は社会福祉士の資格を有する者であって、介護支援専門員の資格を有するもの	2	32	40

地域おこし協力隊員		1	13	21
消費生活相談員		1	23	31
保育補助員		1	8	16
保育士（2種）	交替制勤務を行わない者	1	18	26
保育士（1種）	交替制勤務を行う者	1	27	35
利用者支援専門員		1	27	35
相談支援専門員		1	53	61

別表第2（第15条関係）

1 2以外のパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額（単位：円）

職種	基本報酬の額
防災マネージャー	月額 303,190
中国残留邦人等支援相談員	時間額 1,562

2 伊勢市休日・夜間応急診療所に勤務するパートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額

(1) 診療業務（(2)から(4)までの業務を除く。）（単位：円）

	昼間 (午前9時30分から午後5時30分まで)			夜間 (午後7時から午後10時30分まで)			
	普通 休日	連休	年末 年始	平日	普通 休日	連休	年末 年始
看護師	15,659	19,040	22,435	9,117	9,743	11,920	14,089
准看護師	14,469	17,591	20,734	8,424	9,001	11,013	13,017
歯科衛	15,036	18,277	21,546				

生士							
事務員	10,360	12,593	14,840	6,031	6,444	7,884	9,321

備考

- 1 この表の額は、1日当たりの額とする。
- 2 この表において「平日」とは、日曜日及び休日以外の日をいう。
- 3 この表において「普通休日」とは、日曜日（その日が1月4日である場合を除く。）及び休日をいう。ただし、次号及び第5号に規定する日を除く。
- 4 この表において「連休」とは、日曜日又は休日（年末年始を除く。）が2日以上連続する期間における日をいう。
- 5 この表において「年末年始」とは、12月29日から翌年の1月3日まで（1月4日が日曜日に当たる場合は、同日まで）の日をいう。

(2) 棚卸業務 (単位：円)

職種	時間額
看護師	2,237
准看護師	2,067
歯科衛生士	2,148

(3) 診療報酬事務 (単位：円)

職種	時間額
歯科衛生士	1,050
事務員	1,050

(4) 研修会議等 (単位：円)

職種	時間額
看護師	1,050
准看護師	1,050

齒科衛生士	1,050
事務員	1,050

伊勢市技能労務会計年度任用職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に
関する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第22号

伊勢市技能労務会計年度任用職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のうち、法第57条に規定する単純な労務に雇用される者（以下「技能労務会計年度任用職員」という。）の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し必要な事項を定めるものとする。

(技能労務会計年度任用職員の範囲)

第2条 技能労務会計年度任用職員は、次に掲げる職種名の発令を受けた者とする。

- (1) 業務補助員
- (2) 業務員
- (3) 調理士
- (4) 学校業務員
- (5) 給食調理士
- (6) 幼稚園業務員
- (7) 自動車運転手

(給料表)

第3条 技能労務会計年度任用職員の給料表は、別表第1のとおりとする。

(技能労務会計年度任用職員となった者の号給の基準)

第4条 技能労務会計年度任用職員となった者の号給は、別表第2に定めるもののほか、伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年伊勢市条例第17号）の適用を受ける職員（以下「一般会計年度任用職員」という。）の例による。

(パートタイム技能労務会計年度任用職員となった者の給料の額)

第5条 パートタイム技能労務会計年度任用職員(技能労務会計年度任用職員のうち、法第22条の2第1項第1号に掲げる者をいう。以下同じ。)の給料月額、前2条の規定による給料月額(以下「基準月額」という。)に、当該パートタイム技能労務会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

2 パートタイム技能労務会計年度任用職員の給料日額は、基準月額を20で除して得た額に、当該パートタイム技能労務会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

3 パートタイム技能労務会計年度任用職員の給料時間額は、基準月額を155で除して得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(給与に関するその他の事項)

第6条 この規則に定めるもののほか、技能労務会計年度任用職員の給与については、一般会計年度任用職員の例による。

(勤務時間その他の勤務条件)

第7条 技能労務会計年度任用職員の勤務時間その他の勤務条件は、一般会計年度任用職員の例による。

(補則)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年4月1日の給料の特例)

2 技能労務会計年度任用職員が、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）による改正前の法（以下「改正前の法」という。）第22条第5項に規定する臨時的任用により採用された職員として、次の表の左欄に掲げる職種に従事し、施行日において、同表の中欄に掲げる職種の技能労務会計年度任用職員として任用された場合にあつては、施行日における当該技能労務会計年度任用職員の号給は、同表の右欄に定めるとおりとする。

施行日前日の職種	技能労務会計年度任用職員の職種	号給
業務員	業務員	28号給
調理士	調理士	28号給
学校業務員	学校業務員	28号給
幼稚園業務員	幼稚園業務員	28号給
給食調理士	給食調理士	28号給
自動車運転手	自動車運転手	28号給

別表第1（第3条関係）

号給	給料月額
	円
1	132,300
2	133,200
3	134,200
4	135,100
5	136,100
6	137,100
7	138,100

8	139,100
9	139,900
10	140,900
11	141,900
12	143,000
13	143,800
14	144,800
15	145,800
16	146,800
17	147,900
18	149,200
19	150,400
20	151,600
21	152,700
22	153,900
23	155,100
24	156,300
25	157,400
26	158,900
27	160,400
28	161,900
29	163,300
30	164,700
31	166,200
32	167,700

33	169,100
34	170,900
35	172,700
36	174,500
37	176,200
38	177,900
39	179,600
40	181,300
41	182,800
42	184,200
43	185,500
44	186,900
45	188,400
46	189,700
47	191,100
48	192,500
49	193,800
50	194,900
51	196,000
52	197,200
53	198,300
54	199,400
55	200,300
56	201,400
57	202,500

58	203,500
59	204,500
60	205,500
61	206,600
62	207,500
63	208,400
64	209,300
65	210,000
66	210,800
67	211,500
68	212,300
69	212,700
70	213,300
71	213,600
72	214,000
73	214,200
74	214,600
75	215,100
76	215,700
77	215,900
78	216,600
79	217,100
80	217,600
81	218,300
82	218,600

83	219,200
84	219,900
85	220,500
86	220,900
87	221,300
88	222,000
89	222,500
90	223,000
91	223,500
92	223,900
93	224,300
94	224,700
95	225,100
96	225,400
97	225,700
98	226,200
99	226,700
100	227,200
101	227,600
102	228,100
103	228,700
104	229,300
105	229,700
106	230,200
107	230,500

108	230,900
109	231,100
110	231,500
111	232,000
112	232,400
113	232,600
114	233,100
115	233,600
116	234,100
117	234,400
118	234,800
119	235,200
120	235,600
121	236,000

別表第2（第4条関係）

職種	基準号給	上限号給
業務補助員	13号給	21号給
業務員	25号給	33号給
調理士	25号給	33号給
学校業務員	25号給	33号給
幼稚園業務員	25号給	33号給
給食調理士	25号給	33号給
自動車運転手	25号給	33号給

伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第23号

伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(伊勢市事務分掌規則の一部改正)

第1条 伊勢市事務分掌規則(平成19年伊勢市規則第8号)の一部を次のように改正する。

第5条の表総務部の部収納推進課の款納税推進係の項第4号中「嘱託職員」を「会計年度任用職員」に改める。

(伊勢市職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第2条 伊勢市職員の育児休業等に関する規則(平成17年伊勢市規則第21号)の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市職員の育児休業等に関する条例(平成17年伊勢市条例第29号。以下「条例」という。)第25条の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条の次に次の3条を加える。

(条例第2条第4号ア(ウ)の規則で定める非常勤職員)

第2条の2 条例第2条第4号ア(ウ)の規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上であるものとする。

(条例第2条の3第3号イの規則で定める場合)

第2条の3 条例第2条の3第3号イの規則で定める場合は、次に掲げる場合とし、同号イに掲げる場合に該当するかどうかの判断は、育児休業の承認の請求があった時点において判明している事情に基づき行うものとする。

- (1) 条例第2条の3第3号イに規定する当該子について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合
- (2) 常態として条例第2条の3第3号イに規定する当該子を養育している当該子の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。以下この項において同じ。）である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合
- ア 死亡した場合
- イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により当該子を養育することが困難な状態になった場合
- ウ 常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者が当該子と同居しないこととなった場合

エ 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）以内に出産する
予定である場合又は産後 8 週間を経過しない場合
（条例第 2 条の 4 第 2 号の規則で定める場合）

第 2 条の 4 前条の規定は、条例第 2 条の 4 第 2 号の規則で定める場合
について準用する。この場合において、同条中「1 歳到達日」とある
のは、「1 歳 6 か月到達日」と読み替えるものとする。

第 3 条第 1 項中「育児休業承認請求書により」の次に「行い、条例第
3 条第 8 号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除
き」を加え、「1 月前」を「1 月（条例第 2 条の 3 第 3 号に掲げる場合又
は条例第 2 条の 4 の規定に該当する場合にあっては、2 週間）前」に改
め、同条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、非常勤職員が条例第 3 条第 8 号に掲げる事情に該当して育
児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。

第 4 条中「前条」を「前条第 1 項及び第 2 項本文」に改める。

第 5 条の見出し中「子」を「育児休業に係る子」に改め、同条第 3 項
中「第 3 条第 2 項」を「第 3 条第 2 項本文」に改める。

第 9 条第 2 号中「第 1 条第 3 号から第 5 号まで」を「第 1 条第 3 号又
は第 4 号」に改め、「（同条第 4 号に掲げる職員については、勤務日及び
勤務時間が常勤の職員と同様である者を除く。）」を削る。

第 13 条に次の 1 号を加える。

(4) 育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当
該短時間勤務が終了した場合

第 14 条の見出し中「短時間勤務職員」を「任期付短時間勤務職員」に
改め、同条第 2 号中「次号において」を「以下」に改め、同条の次に次
の 2 条を加える。

（任期付短時間勤務職員の職務の級の決定の特例）

第 14 条の 2 育児短時間勤務に伴い採用されている任期付短時間勤務職員の職務の級は、当該育児短時間勤務をしている職員の属する職務の級より上位の級に決定することはできない。育児休業法第 17 条の規定による短時間勤務に伴い採用されている任期付短時間勤務職員の職務の級についても、同様とする。

(条例第 21 条第 2 号イの規則で定める非常勤職員)

第 14 条の 3 条例第 21 条第 2 号イの規則で定める非常勤職員は、1 週間の勤務日が 3 日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で 1 年間の勤務日が 121 日以上であるものであって、1 日につき定められた勤務時間が 6 時間 15 分以上である勤務日があるものとする。

第 16 条中「第 12 条」を「第 5 条」に改める。

(伊勢市予算の編成及び執行に関する規則の一部改正)

第 3 条 伊勢市予算の編成及び執行に関する規則（平成 17 年伊勢市規則第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 4 項第 4 号中「(賃金に係る共済費を除く。)」を削る。

別表第 1 中 7 の項を削り、8 の項を 7 の項とし、9 の項から 28 の項までを 1 項ずつ繰り上げる。

(伊勢市会計規則の一部改正)

第 4 条 伊勢市会計規則（平成 17 年伊勢市規則第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 32 条中第 7 号を削り、第 8 号を第 7 号とし、第 9 号を第 8 号とし、第 10 号を第 9 号とする。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の
一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第24号

伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則(平成18年伊勢市規則第24号)の一部を次のように改正する。

第2条中「職名又は」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

職種名	自動車運転手、調理士、技能士、業務員、学校業務員、給食調理士
-----	--------------------------------

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第25号

伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（平成17年伊勢市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (6) 自己啓発等休業（法第26条の5に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）をしている職員
- (7) 配偶者同行休業（法第26条の6に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）をしている職員

第2条第2号中「臨時又は」を削り、「任期付短時間勤務職員」という。）の次に「、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のうち期末手当の支給対象者であるもの（以下「会計年度任用職員」という。）」を加え、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 会計年度任用職員

第4条中「又は再任用短時間勤務職員及び」を「、再任用短時間勤務職員又は」に改める。

第6条第2項第1号中「第1条第3号から第5号まで」を「第1条第3号又は第4号」に改め、「(同条第4号に掲げる職員については、勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者を除く。）」を削り、同項に次の3号を加える。

- (5) 修学部分休業（法第26条の2に規定する修学部分休業をいう。以下同じ。）の承認を受けて1週間の勤務時間の一部について勤務しなかった期間については、その2分の1の期間
- (6) 自己啓発等休業をしている職員として在職した期間については、そ

の2分の1の期間

- (7) 配偶者同行休業をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間

第7条第1項第1号ア中「企業職員」の次に「(会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第8条第2項中「前条第1項第1号アからウまで」を「前条第1項第1号ア及びイ」に改める。

第13条第2号中「第1条第3号から第5号まで」を「第1条第3号、第4号、第6号又は第7号」に改める。

第14条第1項第2号中「第2条第2号」の次に「(ウを除く。)」を加える。

第17条第2項第1号中「第1条第3号から第5号まで」を「第1条第3号、第4号、第6号又は第7号」に改め、「(同条第4号に掲げる職員にあっては、勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者を除く。)」を削り、同項中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

- (10) 修学部分休業の承認を受けて1週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった全期間

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

伊勢市家庭児童相談員の身分証明書に関する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第26号

伊勢市家庭児童相談員の身分証明書に関する規則

- 1 伊勢市家庭児童相談員は、その職務を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 前項の証明書の様式は、別記様式による。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別記様式

(写真)	第	号
	身 分 証 明 書	
	職 名	
	氏 名	
	生年月日	
	所 属	
上記の者は、伊勢市家庭児童相談員であることを証明する。		
(交付年月日)	年 月 日	
(有効期限)	年 月 日まで	
	伊勢市長	印

8.6cm

5.4cm

伊勢市母子・父子自立支援員の身分証明書に関する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第27号

伊勢市母子・父子自立支援員の身分証明書に関する規則

- 1 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第8条第1項に規定する母子・父子自立支援員は、その職務を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 前項の証明書の様式は、別記様式による。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別記様式

(写真)	第	号
	身 分 証 明 書	
	所 属	
	氏 名	
	生年月日	
上記の者は、伊勢市母子・父子自立支援員であることを証明する。		
(交付年月日)	年 月 日	
(有効期限)	年 月 日まで	
	伊勢市長	印

← 8.6cm →

↑ 5.4cm ↓

伊勢市副市長の事務分担及び市長の職務代理に関する規則をここに公布
する。

令和2年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 28 号

伊勢市副市長の事務分担及び市長の職務代理に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、副市長の事務分担、市長の職務を代理する副市長の順序等について必要な事項を定めるものとする。

(事務分担等)

第 2 条 副市長の担任する事務は、次の表のとおりとする。

副市長	担任する事務
藤本 亨	1 検査室、総務部、情報戦略局、資産経営部、環境生活部、健康福祉部（高齢者支援課、生活支援課、福祉総務課、子育て応援課、保育課、こども発達支援室及び障がい福祉課に限る。）及び総合支所が所管する事務 2 会計課、消防本部及び消防署、教育委員会事務局、議会事務局、監査委員事務局並びに選挙管理委員会事務局が所管する事務で市長の権限に属するもの
福井 敏人	1 危機管理部、健康福祉部（健康課、医療保険課及び介護保険課に限る。）、産業観光部、国体推進局及び都市整備部が所管する事務 2 上下水道部、市立伊勢総合病院及び農業委員会事務局が所管する事務で市長の権限に属するもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項は、両副市長が担任するものとする。

- (1) 市政の総合企画及び調整に関すること。
- (2) 市議会に関すること。

- (3) 予算及び決算に関すること。
- (4) 条例、規則等の制定又は改廃に関すること。
- (5) その他市長が特に指定すること。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、副市長を指定して事務を担当させることができる。

(副市長に事故があるとき等の事務処理)

第3条 前条第1項の表に掲げる副市長のうち、1人の副市長に事故があるとき、又は1人の副市長が欠けたときは、その担当事務は、他の副市長が処理する。

(職務代理)

第4条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定に基づき市長の職務を代理する副市長の順序は、第2条第1項の表に掲げる副市長の順序とする。

附 則

この規則は、令和2年4月2日から施行する。

伊勢市営住宅管理条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布
する。

令和2年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第29号

伊勢市営住宅管理条例施行規則等の一部を改正する規則

(伊勢市営住宅管理条例施行規則の一部改正)

第1条 伊勢市営住宅管理条例施行規則(平成17年伊勢市規則第140号)

の一部を次のように改正する。

第6条第3項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 保証債務の弁済が極度額に達したとき。

様式第2号を次のとおり改める。

伊勢市営住宅賃貸契約書

市営住宅賃貸につき、賃貸人伊勢市を甲とし、賃借人_____を乙として、以下の条項により賃貸契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲は、伊勢市営住宅管理条例（平成17年伊勢市条例第163号。以下「条例」という。）及び伊勢市営住宅管理条例施行規則（平成17年伊勢市規則第140号）の規定に基づき、次に掲げる市営住宅（以下「本物件」という。）を乙に賃貸するものとする。

所在地：

名称：

構造：

床面積： m²

附帯設備：

（賃貸契約期間）

第2条 賃貸契約期間は、契約の日から起算して5年間とする。

2 賃貸契約期間を延長しようとするときは、賃貸契約期間満了の日前1月までに所定の様式で賃貸契約期間の延長の申出を行わなければならない。

（使用目的）

第3条 乙は、居住のみを目的として本物件を使用しなければならない。

（家賃）

第4条 家賃は、1月金_____円とする。ただし、次年度以降の家賃については、条例第14条第1項、第29条第1項及び第31条第1項の規定により算出した額とする。

2 乙は、前項に定める家賃を毎月月末までに甲が発行する納入通知書により甲に納入するものとする。

3 乙が月の途中から使用する場合又は月の途中まで使用した場合には、その月の家賃は日割計算による。

4 乙は、家賃算出の資料として、条例第15条に規定する収入申告を毎年甲に提出しなければならない。

（敷金）

第5条 乙は、この契約と同時に前条に定める家賃の3月分を敷金として甲に納入しなければならない。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって本契約から生じる債務の弁済に充てることを請求することはできない。

3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく敷金の全額を乙に返還しなければならない。ただし、本物件の明渡し時に、家賃の滞納、第15条に規定する原状回復に要する費用の未払いその他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合は、甲は、敷金から当該債務の額を差し引いた額を返還するものとする。

4 前項ただし書の場合は、甲は、敷金から差し引く債務の額の内訳を乙に明示しなければならない。

5 敷金には利子を付けない。

（入居者の費用負担義務）

第6条 乙は、次に掲げる費用を負担するものとする。

(1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料

(2) 汚物及びじんかいの処理に要する費用

(3) 共同施設並びにエレベーター、給水施設及び汚水処理施設の使用、維持及び運営に要する費用

(4) 畳表の取替え、ふすまの張り替え、各戸内の給水栓、点滅器等の取替え、破損ガラスの取替えその他軽微な修繕に要する費用

(5) 附帯設備の構造上重要でない部分の修繕に要する費用

(6) 乙の責めに帰すべき事由によって生じた修繕に要する費用
(入居者の保管義務)

第7条 乙は、市営住宅又は共同施設の使用については必要な注意を払い、これを正常な状態で維持するとともに、自己の責めに帰すべき事由によって滅失し、又は毀損したときは、原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第8条 乙は甲に対し、次の各号の事項を確約する。

(1) 自らが暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。

(2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

(3) 自ら又は第三者を利用して次の行為をしないこと。

ア 甲に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止又は制限される行為)

第9条 乙は、本物件の全部又は一部につき賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

2 乙は、甲の承認を得ることなく本物件の増築又は模様替え若しくは本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

3 乙は、本物件の使用に当たり、別表第1に掲げる行為を行ってはならない。

4 乙は、本物件の使用に当たり、別表第2に掲げる行為を行う場合には、甲の承認を受けなければならない。

(契約期間中の修繕)

第10条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用については、乙の責めに帰すべき事由により必要となったものは乙が負担し、その他のものは甲が負担するものとする。

2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめその旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

3 乙は、本物件内に修繕を要する箇所を発見したときは、甲にその旨を通知し、修繕の必要について協議するものとする。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

(1) 第4条第2項に規定する家賃支払義務

(2) 前条第1項後段に規定する乙の費用負担義務

2 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されずに当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。

(1) 第3条に規定する本物件の使用目的遵守義務

(2) 第9条各項に規定する義務（同条第3項に規定する義務のうち、別表第1第6号から第8号までに掲げる行為に係るものを除く。）

(3) その他本契約書に規定する乙の義務

3 乙が次のいずれかに該当した場合は、甲は、催告を要することなく本契約を解除することができる。

(1) 第8条各号の規定に反する事実が判明した場合

(2) 契約締結後に自らが反社会的勢力に該当した場合

4 甲は、乙が第9条第1項に規定する義務に違反した場合又は別表第1第6号から第8号までに掲げる行為を行った場合は、催告を要することなく本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

第 12 条 乙は、甲に対して、5 日前までに解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。

(契約の終了)

第 13 条 本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合、これによって終了する。

(明渡し及び検査)

第 14 条 乙は、本契約が終了する日までに（第 11 条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては直ちに）本物件を明け渡さなければならない。

2 乙は、本物件を明け渡そうとするときは、5 日前までに甲に届け出て検査を受けなければならない。

(明渡し時の原状回復)

第 15 条 乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び本物件の経年変化を除き、本物件を原状回復しなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由により生じたものについては、原状回復を要しない。

2 乙は、本物件を模様替えし、又は増築したときは、乙の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(立入り)

第 16 条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て本物件内に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。

3 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の不在時に立ち入ったときは、立入り後にその旨を乙に通知しなければならない。

(連帯保証人)

第 17 条 連帯保証人（以下「丙」という。）は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。賃貸契約期間が延長された場合においても、同様とする。

2 前項の丙の負担は、記名押印欄に記載する極度額を限度とする。

3 丙が負担する債務の元本は、乙又は丙が死亡したときに確定するものとする。

4 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく家賃等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

(協議)

第 18 条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し解決するものとする。

別表第1（第9条関係）

(1) 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
(2) 大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付けること。
(3) 排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。
(4) 大音量でテレビ、ステレオ等の操作、ピアノ等の演奏を行うこと。
(5) 動物（全種類）を飼育すること。
(6) 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
(7) 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
(8) 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。
(9) 階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと。
(10) 階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること。

別表第2（第9条関係）

(1) 新たな同居人を追加（出生又は婚姻によるものを除く。）すること。
(2) 引き続き15日以上本物件を使用しないこと。

記名押印欄

下記貸主（甲）と借主（乙）は、本物件について上記のとおり賃貸契約を締結し、また甲と連帯保証人（丙）は、上記のとおり乙の債務について保証契約を締結したことを証するため、本契約書 通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各々その1通を保有する。

年 月 日

貸主（甲） 住所 伊勢市岩淵1丁目7番29号

氏名 伊勢市

伊勢市長

印

借主（乙） 住所

氏名

印

連帯保証人（丙） 住所

氏名

印

極度額 円

連帯保証人（丙） 住所

氏名

印

極度額 円

（伊勢市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部
改正）

第 2 条 伊勢市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則
（平成 17 年伊勢市規則第 141 号）の一部を次のように改正する。

様式第 2 号を次のとおり改める。

(表)

誓 約 書

(宛先)伊勢市長

- 1 裏面記載の住宅に入居するに当たり、伊勢市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則並びにこれらに基づく指示及び入居条件を、下記の者と共に堅く守ります。
 - 2 連帯保証人は、名義人と連帯し家賃、損害賠償金その他の債務について責任を負います。
- 以上、誓約いたします。

名 義 人	氏名・生年月日					(印)	年	月	日生
	現住所								
	勤務先								
同 居 人	氏名	続柄	生年月日	勤務先又は職業(電話)		平均月収			
			・ ・ ・						
			・ ・ ・						
			・ ・ ・						

入居者の遵守事項

- 1 毎月定められた期限内に家賃を納入すること。
- 2 住居以外の用途に使用しないこと。
- 3 入居に際し認められた者以外の親族を同居させたいときは、承認を受けること。
- 4 名義人が退去又は死亡し、同居の親族が引き続き入居するときは、1月以内に承継入居の承認の申請を行うこと。
- 5 他の者には転貸しないこと。

連帯保証人	氏名・生年月日		⑨	年	月	日生
	現住所及び電話		電話	()		
	勤務先	名称 所在地	電話	()		
	本人との続柄					
	極度額		円			
連帯保証人	氏名・生年月日		⑨	年	月	日生
	現住所及び電話		電話	()		
	勤務先	名称 所在地	電話	()		
	本人との続柄					
	極度額		円			

連帯保証人の遵守事項(連帯保証人になるに当たり、次のことに特に注意してください。)

- 1 入居者が家賃を滞納したときは、当該入居者に支払の指導を行うとともに、市から支払の請求があったときは、自らが支払うこと。
- 2 入居者が退去の手続を行わず退去したときは、入居者に代わり自己の責任において退去届出書を提出するとともに、家財等の処分につき市に協力すること。

(裏)

入居許可特定公共賃貸住宅	団地	号	
入居可能日	年	月	日
敷金額			円
決定家賃額			円
共益費の額			円

注 誓約書作成上の注意等

- 1 本誓約書の記載事項は全て記入すること。
- 2 連帯保証人は、原則親族とし、内容をよく説明し理解してもらうこと。
- 3 連帯保証人の印鑑は、印鑑証明書の印鑑と同一のものであること。
- 4 連帯保証人の印鑑証明書、住民票の写し及び所得を証明する書類を添付すること。
- 5 連帯保証人を変更するときは、14日以内に届け出ること。
- 6 連帯保証人の住所又は氏名に変更があったときは、直ちに届け出ること。
- 7 入居後、自宅電話番号を報告すること。

(伊勢市小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 伊勢市小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成23年伊勢市規則第44号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 保証債務の弁済が極度額に達したとき。

様式第2号を次のとおり改める。

伊勢市小集落改良住宅賃貸契約書

小集落改良住宅賃貸につき、賃貸人伊勢市を甲とし、賃借人_____を乙として、以下の条項により賃貸契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲は、伊勢市小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年伊勢市条例第165号。以下「条例」という。）及び伊勢市小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成23年伊勢市規則第44号）の規定に基づき、次に掲げる小集落改良住宅（以下「本物件」という。）を乙に賃貸するものとする。

所在地：

名称：

構造：

床面積： m²

附帯設備：

（賃貸契約期間）

第2条 賃貸契約期間は、契約の日から起算して5年間とする。

2 賃貸契約期間を延長しようとするときは、賃貸契約期間満了の日前1月までに所定の様式で賃貸契約期間の延長の申出を行わなければならない。

（使用目的）

第3条 乙は、居住のみを目的として本物件を使用しなければならない。

（家賃）

第4条 家賃は、1月金_____円とする。ただし、次年度以降の家賃については、条例第10条により算出した額を限度額として、伊勢市営住宅管理条例（平成17年伊勢市条例第163号）第14条第1項及び第29条第1項の規定に準じて算出した額とする。

2 乙は、前項に定める家賃を毎月月末までに甲が発行する納入通知書により甲に納入するものとする。

3 乙が月の途中から使用する場合又は月の途中まで使用した場合においては、その月の家賃は日割計算による。

4 乙は、家賃算出の資料として、伊勢市営住宅管理条例第15条に規定する収入申告を毎年甲に提出しなければならない。

（敷金）

第5条 乙は、この契約と同時に前条に定める家賃の3月分を敷金として甲に納入しなければならない。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって本契約から生じる債務の弁済に充てることを請求することはできない。

3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく敷金の全額を乙に返還しなければならない。ただし、本物件の明渡し時に、家賃の滞納、第15条に規定する原状回復に要する費用の未払いその他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合は、甲は、敷金から当該債務の額を差し引いた額を返還するものとする。

4 前項ただし書の場合は、甲は、敷金から差し引く債務の額の内訳を乙に明示しなければならない。

5 敷金には利子を付けない。

（入居者の費用負担義務）

第6条 乙は、次に掲げる費用を負担するものとする。

(1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料

(2) 汚物及びじんかいの処理に要する費用

(3) 共同施設並びにエレベーター、給水施設及び汚水処理施設の使用、維持及び運営に要する費用

(4) 量表の取替え、ふすまの張り替え、各戸内の給水栓、点滅器等の取替え、破損ガラスの

取替えその他軽微な修繕に要する費用

(5) 附帯設備の構造上重要でない部分の修繕に要する費用

(6) 乙の責めに帰すべき事由によって生じた修繕に要する費用

(入居者の保管義務)

第7条 乙は、市営住宅又は共同施設の使用については必要な注意を払い、これを正常な状態で維持するとともに、自己の責めに帰すべき事由によって滅失し、又は毀損したときは、原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第8条 乙は甲に対し、次の各号の事項を確約する。

(1) 自らが暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。

(2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

(3) 自ら又は第三者を利用して次の行為をしないこと。

ア 甲に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止又は制限される行為)

第9条 乙は、本物件の全部又は一部につき賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

2 乙は、甲の承認を得ることなく本物件の増築又は模様替え若しくは本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

3 乙は、本物件の使用に当たり、別表第1に掲げる行為を行ってはならない。

4 乙は、本物件の使用に当たり、別表第2に掲げる行為を行う場合には、甲の承認を受けなければならない。

(契約期間中の修繕)

第10条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用については、乙の責めに帰すべき事由により必要となったものは乙が負担し、その他のものは甲が負担するものとする。

2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめその旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

3 乙は、本物件内に修繕を要する箇所を発見したときは、甲にその旨を通知し、修繕の必要について協議するものとする。

4 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は、自ら修繕を行うことができる。この場合の修繕に要する費用については第1項に準ずるものとする。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

(1) 第4条第2項に規定する家賃支払義務

(2) 前条第1項後段に規定する乙の費用負担義務

2 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されずに当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。

(1) 第3条に規定する本物件の使用目的遵守義務

(2) 第9条各項に規定する義務（同条第3項に規定する義務のうち、別表第1第6号から第8号までに掲げる行為に係るものを除く。）

(3) その他本契約書に規定する乙の義務

3 乙が次のいずれかに該当した場合は、甲は、催告を要することなく本契約を解除することができる。

- (1) 第8条各号の規定に反する事実が判明した場合
 - (2) 契約締結後に自らが反社会的勢力に該当した場合
- 4 甲は、乙が第9条第1項に規定する義務に違反した場合又は別表第1第6号から第8号までに掲げる行為を行った場合は、催告を要することなく本契約を解除することができる。
(乙からの解約)
- 第12条 乙は、甲に対して、5日前までに解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。
(契約の終了)
- 第13条 本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合、これによって終了する。
(明渡し及び検査)
- 第14条 乙は、本契約が終了する日までに(第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては直ちに)本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、本物件を明け渡そうとするときは、5日前までに甲に届け出て検査を受けなければならない。
(明渡し時の原状回復)
- 第15条 乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び本物件の経年変化を除き、本物件を原状回復しなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない事由により生じたものについては、原状回復を要しない。
- 2 乙は、本物件を模様替えし、又は増築したときは、乙の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。
(立入り)
- 第16条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て本物件内に立ち入ることができる。
- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
- 3 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は乙の不在時に立ち入ったときは、立入り後にその旨を乙に通知しなければならない。
(連帯保証人)
- 第17条 連帯保証人(以下「丙」という。)は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。賃貸契約期間が延長された場合においても、同様とする。
- 2 前項の丙の負担は、記名押印欄に記載する極度額を限度とする。
- 3 丙が負担する債務の元本は、乙又は丙が死亡したときに確定するものとする。
- 4 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく家賃等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。
(協議)
- 第18条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し解決するものとする。

別表第1（第9条関係）

(1) 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
(2) 大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付けること。
(3) 排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。
(4) 大音量でテレビ、ステレオ等の操作、ピアノ等の演奏を行うこと。
(5) 動物（全種類）を飼育すること。
(6) 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
(7) 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
(8) 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。
(9) 階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと。
(10) 階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること。

別表第2（第9条関係）

(1) 新たな同居人を追加（出生又は婚姻によるものを除く。）すること。
(2) 引き続き15日以上本物件を使用しないこと。

記名押印欄

下記貸主（甲）と借主（乙）は、本物件について上記のとおり賃貸契約を締結し、また甲と連帯保証人（丙）は、上記のとおり乙の債務について保証契約を締結したことを証するため、本契約書 通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各々その1通を保有する。

年 月 日

貸主（甲） 住所 伊勢市岩淵1丁目7番29号

氏名 伊勢市

伊勢市長

印

借主（乙） 住所

氏名

印

連帯保証人（丙） 住所

氏名

印

極度額 円

連帯保証人（丙） 住所

氏名

印

極度額 円

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市契約規則及び伊勢市建設工事執行規則の一部を改正する規則をこ

こに公布する。

令和2年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第30号

伊勢市契約規則及び伊勢市建設工事執行規則の一部を改正する規則

(伊勢市契約規則の一部改正)

第1条 伊勢市契約規則(平成17年伊勢市規則第48号)の一部を次のように改正する。

第28条第1項ただし書中「かし担保について特約」を「契約上の義務の履行が契約の内容に適合しない場合の担保責任に係る特約」に改める。

(伊勢市建設工事執行規則の一部改正)

第2条 伊勢市建設工事執行規則(平成17年伊勢市規則第131号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「かし担保特約」を「引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)である場合において当該契約不適合を保証する特約」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の伊勢市契約規則第28条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に締結される契約について適用し、同日前に締結された契約については、なお従前の例による。

伊勢市賠償責任を有する職員の指定に関する規則の一部を改正する規則

をここに公布する。

令和2年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第31号

伊勢市賠償責任を有する職員の指定に関する規則の一部を改正する
規則

伊勢市賠償責任を有する職員の指定に関する規則（令和2年伊勢市規則第6号）の一部を次のように改正する。

本則中「第243条の2第1項後段」を「第243条の2の2第1項後段」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

伊勢市母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第32号

伊勢市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

伊勢市母子保健法施行細則（平成 25 年伊勢市規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 4 条関係）

徴収基準額表

世帯の階層区分		徴収基準月額 (円)	徴収基準加算月額 (円)		
生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付受給世帯		0	0		
A階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯		2,600	260		
A階層を除き、当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯		5,400	540		
A階層、B階層及びC階層を除き、当該年度分の	所得	15,000 円以下	D 1	7,900	790
	割	15,001～21,000 円	D 2	10,800	1,080
		21,001～51,000 円	D 3	16,200	1,620
		51,001～87,000 円	D 4	22,400	2,240

市町村民税 の課税世帯 であって、そ の市町村民 税所得税割 の額の区分 が次の区分 に該当する 世帯	年	87,001～171,300円	D 5	34,800	3,480
	額	171,301～252,100円	D 6	49,400	4,940
		252,101～342,100円	D 7	65,000	6,500
		342,101～450,100円	D 8	82,400	8,240
		450,101～579,000円	D 9	102,000	10,200
		579,001～700,900円	D 10	123,400	12,340
		700,901～849,000円	D 11	147,000	14,700
		849,001～1,041,000円	D 12	172,500	17,250
		1,041,001～1,222,500円	D 13	199,900	19,990
		1,222,501～1,423,500円	D 14	229,400	22,940
		1,423,501円以上	D 15	全額	左の徴収基準額の10%に相当する額とする。ただし、その額が26,300円に満たない場合は、26,300円とする。

備考

- この表のC階層における「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、D1階層からD15階層までにおける「所得割」とは、同項第2号に

規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第 314 条の 7、同法 314 条の 8 並びに同法附則第 5 条第 3 項、第 5 条の 4 第 6 項及び第 5 条の 4 の 2 第 6 項の規定は、適用しないものとする。）の額をいう。

2 所得割の額を算定する場合には、児童等及びその児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有するものとみなして、所得割の額を算定するものとする。

3 当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前年度の市町村民税によることとする。

4 徴収月額の特例

(1) 同一世帯から 2 人以上の児童が給付を受ける場合においては、その月の徴収基準月額（(2)による日割計算後の額）の最も多額な児童以外の児童については、徴収基準加算月額によりそれぞれ算定するものとする。

(2) 入院期間が、1 か月未満のものについては、徴収基準月額又は徴収基準加算月額につき、さらに日割計算によって決定する。ただし、D15 階層を除く。

$$\text{基準月額} \times \text{その月の入院期間} / \text{その月の実日数}$$

(3) 10 円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

(4) 児童に民法（明治 29 年法律第 89 号）第 877 条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に市町村民税が課せられている場合は、

本人につき扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

- 5 世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者の全てについて、その市町村民税の課税の有無等により行うものである。
- 6 この表の「全額」とは、当該児童の措置に要した費用につき、市の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）による負担額を差し引いた残りの額をいうものであること。
- 7 災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。
- 8 平成 30 年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、B 階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市長が認めた世帯については、A 階層と同様の取扱いとする。
- 9 次のいずれかに該当する者については、地方税法第 292 条第 1 項第 11 号に規定する寡婦又は同項第 12 号に規定する寡夫（以下「寡婦等」という。）とみなし、その者の前年の所得（同法第 292 条第 1 項第 13 号に規定する所得金額の合計額をいう。以下同じ。）（1 月から 6 月までの間の利用においては、前々年の所得とする。以下同じ。）が同法第 295 条第 1 項第 2 号の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取り扱う。
 - (1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が所得税法第 86 条第 1 項の規定により控除される額（以下「基礎控除額」という。）以下である子（他の者の同一生計配偶

者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。))を有するもの(次号に掲げる者を除く。)

(2) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族である子(前年の所得が基礎控除額以下である子)を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

(3) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子(前年の所得が基礎控除額以下である子)を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

10 備考9の規定により寡婦等とみなされた者であって、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者の備考1における所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

(1) 備考9(1)又は(3)に該当する場合 26万円

(2) 備考9(2)に該当する場合 30万円

様式第4号を次のように改める。

様式第4号（第3条関係）

世帯調書

対象児の氏名					申請者の氏名			
対象児の属する世帯構成	世帯構成員の氏名	対象児との続柄	個人番号	生年月日	職業(勤務先)	確定申告の有無	市民税額(円)	同意事項の同意(押印)
								㊟
								㊟
								㊟
								㊟
								㊟
								㊟
								㊟
扶世養義務者外	住所 (電話番号)							
								㊟
	住所 (電話番号)							
同意事項	1 伊勢市で保管する住民記録情報について、伊勢市が調査することに同意します。 2 世帯構成員（児童を除く。）及び世帯外扶養義務者の課税状況（生活保護を受給している場合は、生活保護の受給状況を含む。）について、伊勢市が調査することに同意します。 3 1及び2による調査において、調査先が必要な事項について回答をし、伊勢市が必要な事項を取得することについて同意します。 4 申請者は、伊勢市長が養育医療の給付を行わないことを決定した場合において、その旨を当該申請書に記載されている指定養育医療機関に通知することに同意します。							

備考

- 「対象児の属する世帯構成」欄は、対象児本人と生計を一にしている全ての世帯構成員（対象児を含む。）について記入し、「世帯外扶養義務者」欄は、世帯構成員以外で現に対象児を扶養している扶養義務者がある場合に記入してください。
- 伊勢市以外の市町村で生活保護を受給している場合は、生活保護受給者証明書を添付してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る養育医療の給付について適用し、同日前の申請に係る養育医療の給付については、なお従前の例による。

伊勢市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第33号

伊勢市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

伊勢市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成18年伊勢市規則第64号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「16万5,150円」を「16万6,950円」に、「7万790円」を「7万2,990円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「8万2,580円」を「8万3,480円」に、「3万5,400円」を「3万6,500円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の伊勢市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の規定は、令和2年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則

の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第34号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成17年伊勢市規則第25号）の一部を次のように改正する。

附則第7項第2号中「100分の5」を「負傷若しくは死亡の原因である事故の発生日又は診断によって疾病が確定した日（次項、附則第14項第2号及び附則第15項において「災害発生日」という。）における法定利率」に改める。

附則第8項、附則第14項第2号及び附則第15項中「100分の5」を「災害発生日における法定利率」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則附則第7項の規定による障害補償年金の支給停止及び同規則附則第14項の規定による遺族補償年金の支給停止については、なお従前の例による。

伊勢市立の小学校及び中学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

伊勢市教育委員会

教育長 北村 陽

伊勢市教育委員会規則第2号

伊勢市立の小学校及び中学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき定められた指針（以下「指針」という。）及び公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年三重県条例第2号）第8条第5項の規定に基づき、教育委員会の所管する伊勢市立の小学校及び中学校（以下「学校」という。）における法第2条第2項に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）の健康及び福祉の確保を図ることにより、学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育職員の業務量の適切な管理等)

第2条 教育委員会は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより、学校教育の水準の維持向上に資するよう、教育職員が業務を行う時間（指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を、次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- (1) 1箇月について45時間
- (2) 1年について360時間

2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間

外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を、次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- (1) 1 箇月について100時間未満
- (2) 1 年について720時間
- (3) 1 箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の 1 箇月、2 箇月、3 箇月、4 箇月及び 5 箇月の期間を加えたそれぞれの期間において 1 箇月当たりの平均時間について80時間
- (4) 1 年のうち 1 箇月において正規の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について 6 箇月

(補則)

第 3 条 この規則に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市学校図書館活性化支援事業業務受託者選定委員会規則を廃止する
規則をここに公布する。

令和2年3月31日

伊勢市教育委員会

教育長 北村 陽

伊勢市教育委員会規則第3号

伊勢市学校図書館活性化支援事業業務受託者選定委員会規則を廃止する規則

伊勢市学校図書館活性化支援事業業務受託者選定委員会規則（令和元年伊勢市教育委員会規則第2号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市教育委員会会計年度任用職員の任用、給与、勤務時間等に関する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

伊勢市教育委員会

教育長 北村 陽

伊勢市教育委員会規則第4号

伊勢市教育委員会会計年度任用職員の任用、給与、勤務時間等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、教育委員会の会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する職員をいう。）の任用、給与、勤務時間等に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(伊勢市会計年度任用職員の任用に関する規則等の例による事項)

第2条 教育委員会の会計年度任用職員の任用、給与、勤務時間等については、この規則に定めるもののほか、伊勢市会計年度任用職員の任用に関する規則（令和2年伊勢市規則第20号）、伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和2年伊勢市規則第21号）、伊勢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年伊勢市規則第19号）及び伊勢市技能労務会計年度任用職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（令和2年伊勢市規則第22号）の例による。

(技能労務会計年度任用職員の範囲)

第3条 教育委員会の技能労務会計年度任用職員は、次に掲げる職種名の発令を受けた者とする。

- (1) 業務員
- (2) 学校業務員
- (3) 幼稚園業務員
- (4) 給食調理士

(フルタイム会計年度任用職員となった者の号給の基準)

第4条 伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年伊勢市条例第17号。以下「給与条例」という。）第5条の規則で定める基準は、

別表第1に定めるもののほか、伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則の例による。

(給与条例第20条の規定による給与の特例)

第5条 給与条例第20条の規定による会計年度任用職員の給与は、別表第2に定めるとおりとする。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 会計年度任用職員が、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）による改正前の地方公務員法（以下「改正前の法」という。）第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員又は改正前の法第22条第5項に規定する臨時的任用により採用された職員として、次の表の左欄に掲げる職種に従事し、施行日において、同表の中欄に掲げる職種の会計年度任用職員として任用された場合にあっては、施行日における当該会計年度任用職員の職務の級及び号給は、同表の右欄に定めるとおりとする。この場合において、次の表の級号給の欄に定める号給が、別表第1の上限号給の欄に定める号給を超えるときは、次の表の級号給の欄に定める号給を当該会計年度任用職員の号給の上限とする。

施行日前日の職種	会計年度任用職員の職種	級号給
----------	-------------	-----

A L Tコーディネーター	A L Tコーディネーター	1 級14号
I C Tコーディネーター	I C Tコーディネーター	1 級14号
I C T支援員	I C T支援員	1 級14号
人権教育指導員	人権教育指導員	1 級14号
教育コンサルタント	教育コンサルタント	1 級14号
学芸員	学芸員	1 級23号
施設管理員	施設管理員	1 級14号
幼稚園教諭	幼稚園教諭（副担任）（8年経過）	1 級37号
学習支援員	学習支援員	1 級 8 号
栄養士	栄養士	1 級53号

別表第1（第4条関係）

職種	職務の級	基礎号給	上限号給
A L Tコーディネーター	1	13	21
I C Tコーディネーター	1	13	21
I C T支援員	1	13	21
人権教育指導員	1	13	21
教育コンサルタント	1	13	21
学芸員	1	19	27
施設管理員	1	13	21
児童・生徒自立支援員	1	1	9
施設管理補助員	1	1	9
幼稚園教諭	1	23	31
幼稚園教諭（副担任）	1	25	33
幼稚園教諭（副担任）（8年経過）	1	25	33

幼稚園教諭（担任）	1	34	42
幼稚園補助員	1	8	16
学習支援員	1	1	9
栄養士	1	44	52
養護教諭	1	23	31

別表第2（第5条関係）

職種	時間給
非常勤講師	2,910円
部活動指導員	1,600円

外国語指導助手の勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

伊勢市教育委員会

教育長 北村 陽

伊勢市教育委員会規則第5号

外国語指導助手の勤務条件等に関する規則の一部を改正する規則

外国語指導助手の勤務条件等に関する規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「勤務条件、服務等」を「勤務条件等」に改め、同条第2項中「労働基準法（昭和22年法律第49号）」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」に改める。

第3条を削る。

第4条の見出し中「及び勤務の割振り」を削り、同条第3項を次のように改める。

3 前2項の規定にかかわらず、任命権者は、外国語指導助手に対し、その勤務時間の変更を指示することができる。この場合において、1日につき7時間を超える勤務をさせないものとする。

第4条第4項及び第5項を削り、同条を第3条とし、同条の次に次の1条を加える。

（休憩時間の割振り）

第4条 任命権者は、外国語指導助手に対し、その休憩時間の変更を指示することができる。この場合において、1日につき7時間を超える勤務をさせないものとする。

第5条を次のように改める。

（年次有給休暇）

第5条 外国語指導助手は、任用期間中に分割し、又は連続した年次有給休暇を取得することができることとし、その日数は、次の各号に掲げる任期の区分に応じて、当該各号に定める日数とする。

- (1) 任期が6月を超え1年以下の場合 20日
- (2) 任期が5月を超え6月以下の場合 14日

- (3) 任期が4月を超え5月以下の場合 10日
- (4) 任期が3月を超え4月以下の場合 6日
- (5) 任期が2月を超え3月以下の場合 4日
- (6) 任期が1月を超え2月以下の場合 2日

2 前項の年次有給休暇は、時間単位で取得することができる。

3 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、20日（1日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数）を限度として、翌年度に繰り越すことができる。

4 外国語指導助手は、年次有給休暇の取得に当たっては、原則として3日前までに請求するものとし、3日以上連続した休暇を取得するときは、1月前までに請求しなければならない。

5 任命権者は、外国語指導助手から請求された時季に年次有給休暇を与えることが事業の円滑な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

第6条から第8条までを削る。

第9条第1項各号列記以外の部分中「特別休暇」を「外国語指導助手の特別休暇」に改め、同項第1号を次のように改める。

- (1) 外国語指導助手の親族（別表親族の欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合 親族の区分に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間

第9条第1項第10号中「所属長」を「任命権者」に改め、同号を同項第13号とし、同項第9号の次に次の3号を加える。

- (10) 外国語指導助手が要介護者（伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年伊勢市条例第28号。以下「条例」という。）第15条第1項に規定する要介護者をいう。以下同じ）の介護、要介護者の

通院等の付添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の世話をを行うために勤務しないことが相当であると認められる場合 5日（要介護者が複数の場合にあつては、10日とする。）の範囲内の期間

(11) 妊産婦である女子の外国語指導助手が、母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受けるため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があつた場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）とし、それぞれ必要と認められる時間

(12) 妊娠中の女子の外国語指導助手が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合 正規の勤務時間等の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認められる時間

第9条第2項を次のように改める。

2 前項第1号から第7号まで、第9号及び第13号の特別休暇は有給とし、第8号及び第10号から第12号までの特別休暇は無給とする。

第9条を第6条とし、同条の次に次の2条を加える。

（介護休暇）

第7条 条例第15条第1項及び第2項の規定は、外国語指導助手（同条第1項に規定する申出の時点において、任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ、当該申出において、伊勢市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成17年伊勢市規則第20号）第18条第3項の規定の例により指定期間

の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでないものに限る。）の介護休暇について準用する。この場合において、条例第15条第1項中「3回を超えず、かつ、通算して6月」とあるのは、「93日」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する介護休暇は、無給の休暇とする。

（期間の計算）

第8条 特別休暇及び介護休暇の期間は、週休日及び休日を含んで計算するものとする。

第10条から第14条までを削り、第15条を第9条とし、第16条から第18条までを削り、第19条を第10条とする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第5条関係）

親族	日数
配偶者	10日
父母	7日
子	7日
祖父母	5日（外国語指導助手が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
孫	5日
兄弟姉妹	5日
おじ又はおば	3日（外国語指導助手が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあって

	は、7日)
父母の配偶者又は配偶者の父母	5日(外国語指導助手と生計を一にしていた場合にあっては、7日)
子の配偶者又は配偶者の子	3日(外国語指導助手と生計を一にしていた場合にあっては、5日)
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	2日(外国語指導助手と生計を一にしていた場合にあっては、3日)
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	3日(外国語指導助手と生計を一にしていた場合にあっては、5日)
おじ又はお婆の配偶者又は配偶者のおじお婆	1日

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

伊勢市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

伊勢市教育委員会

教育長 北村 陽

伊勢市教育委員会規則第6号

伊勢市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則
伊勢市学校運営協議会の設置等に関する規則(平成31年伊勢市教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第47条の6」を「第47条の5」に改める。

第2条第1項中「第47条の6第1項」を「第47条の5第1項」に改め、
同条第2項中「第47条の6第2項第1号」を「第47条の5第2項第1号」
に改める。

第6条第1項第1号中「第47条の6第2項各号」を「第47条の5第2
項各号」に改める。

第10条第1項各号列記以外の部分及び第2項中「第47条の6第4項」
を「第47条の5第4項」に改める。

第11条中「第47条の6第7項」を「第47条の5第7項」に改める。

第12条中「第47条の6第6項又は第7項」を「第47条の5第6項又
は第7項」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

伊勢市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

伊勢市教育委員会

教育長 北村 陽

伊勢市教育委員会規則第7号

伊勢市教育委員会事務委任規則の一部を改正する規則

伊勢市教育委員会事務委任規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和31年法第162号」を「昭和31年法律第162号」に改める。

第5条中「又は第3条」を「若しくは第4条」に改め、「代理した事務」の次に「又は第3条の規定により専決した事項」を加え、同条を第6条とする。

第4条を第5条とする。

第3条中「前条各号」を「第2条各号」に改め、同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

（専決）

第3条 教育委員会は、前条第7号及び第8号に掲げる事項のうち会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。）の任免を行うこと（重要又は異例に属する事項を除く。）について、教育長に専決させるものとする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

伊勢市経営戦略会議規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市訓令第2号

伊勢市経営戦略会議規程等の一部を改正する訓令

(伊勢市経営戦略会議規程の一部改正)

第1条 伊勢市経営戦略会議規程(平成17年伊勢市訓令第40号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第12号を第13号とし、第5号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 資産経営部長

(伊勢市公舎管理規程の一部改正)

第2条 伊勢市公舎管理規程(平成17年伊勢市訓令第22号)の一部を次のように改正する。

第3条中「総務部管財契約課長」を「資産経営部資産経営課長」に改める。

第9条中「き損し」を「毀損し」に改める。

様式第1号中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

(伊勢市守衛服務規程の一部改正)

第3条 伊勢市守衛服務規程(平成17年伊勢市訓令第23号)の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「総務部管財契約課長(以下「管財契約課長」)」を「資産経営部資産経営課長(以下「資産経営課長」)」に改める。

第4条から第6条までの規定及び第9条中「管財契約課長」を「資産経営課長」に改める。

第10条を次のように改める。

(勤務時間等)

第10条 守衛の勤務時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。ただし、特別の事由があるときは、この限りでな

い。

(1) 宿直者 午後 5 時から翌日午前 8 時30分まで

(2) 日直者 午前 8 時30分から午後 5 時15分まで

2 守衛の勤務を要する日の割振りは、資産経営課長が別に定める。

3 守衛は、次番者と勤務を交代する際は、引継ぎを厳重にしなければならない。

(伊勢市事務決裁規程の一部改正)

第 4 条 伊勢市事務決裁規程（平成17年伊勢市訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 3 の表11の項中「事案は管財契約課長」を「事案は、契約課長」に、「総務部長」を「資産経営部長」に、「取得は、管財契約課長合議50万円超は、財政課長合議500万円以上は」を「取得は、資産経営課長合議。50万円超は、財政課長合議。500万円以上は、」に改め、同表13の項中「管財契約課長、財政課長合議」を「資産経営課長、財政課長合議。」に、「総務部長」を「資産経営部長」に改める。

別表第 1 の 4 の表 3 の項及び 4 の項中「管財契約課長」を「契約課長」に、「総務部長」を「資産経営部長」に改め、同表 5 の項及び 6 の項中「管財契約課長」を「契約課長」に改め、同表 7 の項中「管財契約課長」を「契約課長」に、「総務部長」を「資産経営部長」に改め、同表(注)第 2 項中「管財契約課長」を「契約課長」に改める。

別表第 2 の 2 (1)の表19の項から22の項までを削る。

別表第 2 の 2 (3)の表を削る。

別表第 2 の 2 (4)の表を別表第 2 の 2 (3)の表とし、別表第 2 の 2 (5)の表を別表第 2 の 2 (4)の表とする。

別表第 2 の 4 (2)の表 7 の項中「ICTの活用の推進」の次に「に係る総合的な企画及び調整」を加え、同表に次のように加える。

9 情報セキュリティポリシーに関すること。		重要		軽易	
10 庁内 LAN の運用管理			重要	軽易	
11 コンピュータ及び周辺機器の運用管理			重要	軽易	
12 ソフトウェア及びデータの運用管理			重要	軽易	

別表第2の4(3)の表5の項を次のように改める。

5 シティプロモーションに関すること。		重要	軽易	定例的かつ軽易	
---------------------	--	----	----	---------	--

別表第2中11の表を12の表とし、10の表を11の表とする。

別表第2の9(3)の表1の項中「総合交通体系」を「交通政策」に改め、同表2の項中「地域交通対策」を「観光交通対策」に改め、同表中4の項を削り、5の項から10の項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第2の9(6)の表中3の項を削り、4の項を3の項とし、5の項及び6の項を削り、7の項を4の項とし、8の項を5の項とし、9の項を6の項とする。

別表第2の9(7)の表中「建築住宅課」を「住宅政策課」に改め、同表16の項を削り、同表17の項を同表16の項とする。

別表第2中9の表を10の表とし、8の表を9の表とし、7の表を8の表とする。

別表第2の6(6)の表6の項中「定款の認可、報告の徴収、検査、業務停止命令等及び解散命令」を「認可、報告の徴収、検査、業務停止命令等及び解散命令並びに運営に対する指導等」に改め、同項を同表8の項とし、同表1の項から5の項までを2項ずつ繰り下げ、同表に1の項及び2の項として次のように加える。

1 地域福祉に関すること。		特に重要	重要	軽易	
2 再犯防止の推進に関すること。		特に重要	重要	軽易	

別表第2の6(7)の表を次のように改める。

(7) 子育て応援課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
1 助産の実施及び母子保護の実施に関すること。			○		
2 女性保護の実施に関すること。				○	
3 家庭児童・女性相談に関すること。			重要	軽易	
4 子ども家庭支援ネットワーク (要保護児童対策地域協議会)			重要	軽易	

に関すること。					
5 児童館の総括管理				○	
6 児童手当の認定及び支給				○	
7 児童扶養手当の認定及び支給				○	
8 児童手当返還金の不納欠損処分	○				
9 児童扶養手当返還金の不納欠損処分	○				

別表第2の6中(9)の表を(10)の表とし、(8)の表を(9)の表とし、(7)の表の次に次の1表を加える。

(8) 保育課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
1 保育所及び認定こども園（以下「保育所等」という。）への入所に関すること。			○		
2 保育料の決定				○	
3 保育料の減免	基準の明確でない			基準の明確なもの	

	もの又は 異例なも の			又は裁量 の余地の ないもの	
4 保育料の滞納 処分				○	
5 保育料の滞納 処分の停止			○		
6 保育料の不納 欠損処分	○				
7 保育所等の給 食に関すること。				○	
8 市立保育所及 び市立認定こど も園の総括管理				○	
9 特別保育の実 施に関すること。				○	
10 子どものため の教育・保育給 付及び子育ての ための施設等利 用給付に関する こと。				○	
11 特定教育・保 育施設及び特定 地域型保育事業 者並びに特定子			○		

ども・子育て支援施設等の確認に関すること。					
12 地域型保育事業の認可に関すること。	○				

別表第2中6の表を7の表とし、5の表を6の表とし、4の表の次に次の1表を加える。

5 資産経営部

(1) 資産経営課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
1 公共施設等総合管理計画に関すること。	特に重要	重要	軽易	定例的かつ軽易	
2 市有財産の調査及び総括			○		
3 財産台帳の管理				○	
4 備品管理の総括			○		
5 庁舎の管理に関すること。			重要	軽易	
6 庁舎の防火管理に関すること。			重要	軽易	
7 庁舎の取締り				○	

及び拾得物の処理					
8 庁舎における 行為の許可				○	
9 吹上駐車場の 使用許可				○	
10 共用車両の配 車				○	
11 車両の点検、 整備及び保全管 理に関すること。				○	
12 市有財産の損 害保険並びに賠 償補償保険に関 すること。				○	
13 公舎管理の総 括に関すること。			○		
14 普通財産の管 理及び処分に関 すること。	特に重要	重要	軽易	定例的か つ軽易	

(2) 契約課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
1 伊勢市契約審 査委員会の開催		○			
2 入札・契約制 度に関するこ	特に重 要	重要	軽易	定例的か つ軽易	

と。					
3 入札有参加資格者名簿の登録				○	
4 工事に関する入札参加資格等の決定				○	設計金額5,000万円以上のものは、伊勢市契約審査委員会の審査による。
5 工事に関する入札執行				○	
6 工事に関する契約締結	1億5,000万円以上	1億円以上1億5,000万円未満	3,000万円以上1億円未満	3,000万円未満	随意契約は除く。
7 物品及び物件に関する入札参加資格等の決定				○	予定価格500万円以上のものは、伊勢市契約審査委員会の審査による。

8 物品及び物件に関する入札執行				○	
9 物品に関する契約締結	2,000万円以上	500万円以上2,000万円未満	300万円以上500万円未満	300万円未満	
10 物件に関する契約締結		500万円以上	300万円以上500万円未満	300万円未満	
11 資格（指名）停止処分		○			
12 入札予告・結果の公表				○	
13 共用物品の購入、検収、管理及び支給				○	

(3) 営繕課

事項	市長	専決区分			備考
		副市長	部長	課長	
1 市有建築物の維持保全				○	
2 市有建築物の設計			重要	軽易	
3 営繕に関する			重要	軽易	

こと。					
-----	--	--	--	--	--

(伊勢市文書管理規程の一部改正)

第5条 伊勢市文書管理規程（平成17年伊勢市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1管の項を削り、同表広の項の次に次のように加える。

資	資産経営部資産経営課
契	資産経営部契約課
営	資産経営部営繕課

別表第1中 「こ 健康福祉部こども課」 を

「子 健康福祉部子育て応援課
保 健康福祉部保育課」 に改め、同表建

の項を次のように改める。

住	都市整備部住宅政策課
---	------------

(伊勢市市税等収納特別対策委員会設置規程の一部改正)

第6条 伊勢市市税等収納特別対策委員会設置規程（平成17年伊勢市訓令第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「健康福祉部こども課」を「健康福祉部保育課」に改める。

第4条第1項中「委員15人をもって」を「次に掲げる職にある者を委員として」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 副市長
- (2) 総務部長
- (3) 情報戦略局長
- (4) 健康福祉部長

- (5) 上下水道部長
- (6) 情報戦略局財政課長
- (7) 健康福祉部医療保険課長
- (8) 健康福祉部介護保険課長
- (9) 健康福祉部保育課長
- (10) 上下水道部料金課長
- (11) 総務部課税課長
- (12) 総務部収納推進課長

第4条第2項を削る。

(伊勢市契約審査委員会規程の一部改正)

第7条 伊勢市契約審査委員会規程（平成17年伊勢市訓令第21号）の一部を次のように改正する。

第4条中第11号を第12号とし、第5号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 資産経営部長

第8条中「総務部管財契約課」を「資産経営部契約課」に改める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

伊勢市事務決裁規程及び伊勢市職員休職規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市訓令第3号

伊勢市事務決裁規程及び伊勢市職員休職規程の一部を改正する訓令
(伊勢市事務決裁規程の一部改正)

第1条 伊勢市事務決裁規程(平成17年伊勢市訓令第3号)の一部を次のように改正する。

別表第2の2(2)の表6の項を次のように改める。

6 会計年度任用職員の任免 及び給与の決定			○		
--------------------------	--	--	---	--	--

別表第2の2(2)の表中7の項を削り、8の項を7の項とし、9の項から23の項までを1項ずつ繰り上げる。

(伊勢市職員休職規程の一部改正)

第2条 伊勢市職員休職規程(平成17年伊勢市訓令第10号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改める。

第2条に次の1項を加える。

- 2 条例第3条第4項の規定により読み替えて適用する同条第1項の規定による休職の期間は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期が終わるまでの間とする。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

臨時的任用職員の取扱いに関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市訓令第4号

臨時的任用職員の取扱いに関する規程を廃止する訓令

臨時的任用職員の取扱いに関する規程（平成17年伊勢市訓令第9号）
は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

伊勢市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

令和2年3月31日

伊勢市教育委員会

教育長 北村 陽

伊勢市教育委員会訓令第1号

伊勢市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

伊勢市教育委員会事務決裁規程（平成17年伊勢市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第5条の表教育総務課長専決事項の項第8号を削る。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

伊勢市教育委員会職員職名規程をここに公布する。

令和2年3月31日

伊勢市教育委員会

教育長 北村 陽

伊勢市教育委員会訓令第2号

伊勢市教育委員会職員職名規程

伊勢市教育委員会職員職名規程（平成17年伊勢市教育委員会訓令第2号）の全部を改正する。

（職名）

第1条 伊勢市教育委員会職員の職名は、職員及び技能労務職員とする。

（職種名）

第2条 特殊な業務に従事する職員で、特にその職務の内容を明らかにする必要があるものについては、前条で規定する職名のほか、別表に掲げる職種名を置くことができる。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際、現に次の表の左欄に掲げる職名の発令を受けている者は、同表の中欄に定める職名及び右欄に定める職種名に発令されたものとみなす。

従前の職名	職名	職種名
教諭	職員	
栄養士	職員	
業務員	技能労務職員	業務員
学校業務員	技能労務職員	学校業務員
給食調理士	技能労務職員	給食調理士

別表（第2条関係）

職名	職種名
----	-----

技能労務職員	業務員
	学校業務員
	給食調理士

伊勢市賠償責任を有する上下水道企業職員の指定に関する規程を次のよ
うに定める。

令和2年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市上下水道事業管理規程第 2 号

伊勢市賠償責任を有する上下水道企業職員の指定に関する規程の一部を改正する規程

伊勢市賠償責任を有する上下水道企業職員の指定に関する規程（令和 2 年伊勢市上下水道事業管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

本則中「第243条の 2 第 1 項後段」を「第243条の 2 の 2 第 1 項後段」に改める。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市上下水道部処務規程等の一部を改正する等の規程を次のように定める。

令和2年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市上下水道事業管理規程第3号

伊勢市上下水道部処務規程等の一部を改正する等の規程

(伊勢市上下水道部処務規程の一部改正)

第1条 伊勢市上下水道部処務規程(平成19年伊勢市上下水道事業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項上水道課の部建設系の項中第5号を削り、第6号を第5号とする。

(伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程の一部改正)

第2条 伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程(平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第15号)の一部を次のように改正する。

第97条中「次のとおり」を「下水道事業のうち汚水事業及び雨水事業」に改め、同条各号を削る。

別表第1の1の表水道事業収益の部簡易水道収益の項を削る。

別表第1の2の表水道事業費用の部簡易水道費用の項を削る。

別表第1の4の表流動負債の部未払金の款営業未払金の項中

総係費未払金 簡易水道費未払金		を
		」
総係費未払金		に改め、
		」

同款その他未払金の項中

無形固定資産購入費未払金 簡易水道施設費未払金		を
		」
無形固定資産購入費未払金		に改める。
		」

(伊勢市水道技術管理者規程の一部改正)

第3条 伊勢市水道技術管理者規程(平成25年伊勢市上下水道事業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第2条中「(伊勢市簡易水道給水条例(平成17年伊勢市条例第173号)第3条第1項において読み替えて準用する場合を含む。)」を削る。

(伊勢市簡易水道給水条例第3条の規定による伊勢市上水道給水条例施行規程の規定の技術的読替えに関する規程及び伊勢市簡易水道分担金条例施行規程の廃止)

第4条 次に掲げる規程は、廃止する。

- (1) 伊勢市簡易水道給水条例第3条の規定による伊勢市上水道給水条例施行規程の規定の技術的読替えに関する規程(平成25年伊勢市上下水道事業管理規程第5号)
- (2) 伊勢市簡易水道分担金条例施行規程(平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第19号)

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

伊勢市上下水道事務決裁規程等の一部を改正する等の規程を次のように定める。

令和2年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市上下水道事業管理規程第4号

伊勢市上下水道事務決裁規程等の一部を改正する等の規程

(伊勢市上下水道事務決裁規程の一部改正)

第1条 伊勢市上下水道事務決裁規程(平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表6の項を次のように改める。

6	会計年度任用職員の任免 及び給与の決定		○			
---	------------------------	--	---	--	--	--

別表第2の1の表中7の項を削り、8の項を7の項とし、9の項から31の項までを1項ずつ繰り上げ、同表32の項中「、賃金」を削り、同項を同表31の項とし、同表中33の項から49の項までを1項ずつ繰り上げる。

(伊勢市上下水道企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第2条 伊勢市上下水道企業職員の給与に関する規程(平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第13号)の一部を次のように改正する。

第3条中「伊勢市職員給与条例(平成17年伊勢市条例第42号)」の次に「、伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年伊勢市条例第17号)」を加える。

(伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程の一部改正)

第3条 伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程(平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第15号)の一部を次のように改正する。

第61条中「立ち合わせなければならない」を「立ち合わせなければならない」に改める。

第95条の見出しを「(帳簿の締切り)」に改める。

別表第1の2の表水道事業費用の部営業費用の款原水費の項中

報酬	臨時又は非常勤嘱託員等に対する報酬	を
賃金	臨時職員及び人夫の賃金	

報酬	臨時又は非常勤の嘱託員等に対する報酬	に改め、同款
----	--------------------	--------

配水及び給水費の項、受託工事費の項及び総係費の項並びに同部営業外費用の款雑支出の項中

報酬		を
賃金		

報酬		に改める。
----	--	-------

別表第2の2の表下水道事業費用の部営業費用の款污水管渠費の項中

報酬	臨時又は非常勤の嘱託員等に対する報酬	を
賃金	臨時職員及び人夫の賃金	

報酬	臨時又は非常勤の嘱託員等に対する報酬	に改め、同款
----	--------------------	--------

雨水管渠費の項、ポンプ場費の項、処理場費の項、普及促進費の項、業

務費の項、総係費の項及び受託工事費の項中

「
報酬
賃金
」を
「
報酬
」に改める。
」

(伊勢市上水道給水条例施行規程の一部改正)

第4条 伊勢市上水道給水条例施行規程(平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第16号)の一部を次のように改正する。

目次中「第36条—第39条」を「第36条—第38条」に改める。

第21条第2項中「なされたとき」を「なされたとき」に改める。

第37条を削り、第38条を第37条とし、第39条を第38条とする。

(伊勢市上下水道部臨時的任用職員の取扱いに関する規程の廃止)

第5条 伊勢市上下水道部臨時的任用職員の取扱いに関する規程(平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第11号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 第3条の規定による改正後の伊勢市水道事業及び下水道事業会計規程別表第1の2の表及び別表第2の2の表の規定は、令和2年度の事業年度から適用する。

市立伊勢総合病院事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月17日

伊勢市病院事業管理者 佐々木 昭 人

伊勢市病院事業管理規程第2号

市立伊勢総合病院事務分掌規程の一部を改正する規程

市立伊勢総合病院事務分掌規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項第1号中「人事厚生係 施設係」を「人事係 総務係」に改める。

第7条の表経営企画課の部経営係の項第11号を次のように改める。

(11) 物品、備品、診療材料等の購入及び管理に関すること。

第7条の表経営企画課の部経営係の項中第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 物品購入の入札及び契約に関すること。

第7条の表経営企画課の部人事厚生係の項中「人事厚生係」を「人事係」に改め、同項第8号を次のように改める。

(8) 訴訟に関すること。

第7条の表経営企画課の部人事厚生係の項第9号から第15号までを削り、同部施設係の項を次のように改める。

総務係

- (1) 院内事務の連絡調整に関すること。
- (2) 諸規程の制定及び改廃に関すること。
- (3) 公印に関すること。
- (4) 公告式及び公示に関すること。
- (5) 文書の收受、配布及び発送に関すること。
- (6) 情報公開の調整に関すること。
- (7) 広報に関すること。
- (8) 病院施設、設備及び附帯設備の管理に関すること。
- (9) 工事請負、業務委託等の入札及び契約に関すること。

- (10) 防災計画及び防災訓練に関すること。
- (11) 公用車の管理に関すること。
- (12) 院内の秩序保持に関すること。
- (13) 廃棄物に関すること。
- (14) 院内保育所に関すること。
- (15) 院内ボランティア活動に関すること。
- (16) 部内の調整に関すること。
- (17) 課の庶務に関すること。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

伊勢市病院企業職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月26日

伊勢市病院事業管理者 佐々木 昭 人

伊勢市病院事業管理規程第3号

伊勢市病院企業職員就業規程の一部を改正する規程

伊勢市病院企業職員就業規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第7条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下「臨床研修」という。）を受けている職員（以下「研修医」という。）の年次有給休暇は、労働基準法第39条第1項及び第2項の規定の例により与える。
- 3 研修医が臨床研修を修了した日の翌日において職員である場合の当該年の年次有給休暇については、同日に付与することとし、その日数は同日から当該年の末日までの期間に応じ20日を超えない範囲で管理者が別に定める日数とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程による改正後の第7条第2項及び第3項の規定は、この規程の施行の日以後に職員となった者の年次有給休暇について適用し、同日前に職員となった者の年次有給休暇については、なお従前の例による。

伊勢市賠償責任を有する病院企業職員の指定に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

伊勢市病院事業管理者 佐々木 昭 人

伊勢市病院事業管理規程第4号

伊勢市賠償責任を有する病院企業職員の指定に関する規程の一部を
改正する規程

伊勢市賠償責任を有する病院企業職員の指定に関する規程（令和2年伊勢市病院事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

本則中「第243条の2第1項後段」を「第243条の2の2第1項後段」に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

伊勢市病院事業管理者 佐々木 昭 人

伊勢市病院事業管理規程第5号

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

第12条第3号中「医師等」の次に「（以下「研修医」という。）」を加える。

別表第8 医師確保手当の項を次のように改める。

医師確保 手当	1 医師等（研修医を除く。）	月額 200,000 円
	2 研修医	月額 100,000 円

別表第8 医師診療手当の項中

「
5 医長及び医員

月額 70,000 円

を

「
5 医長及び医員（研修医を除く。）
6 研修医

月額 70,000 円

月額 30,000 円

に改め、同表医師研究手当の項を次のように

改める。

医師研究 手当	1 医学の調査及び研究に従事する 医師等（研修医を除く。）	月額 180,000 円
	2 医学の調査及び研究に従事する 研修医	月額 120,000 円

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日前までに職員となった者に係る特殊勤務手当については、なお従前の例による。

伊勢市病院企業職員就業規程の一部を改正する等の規程を次のように定める。

令和2年3月31日

伊勢市病院事業管理者 佐々木 昭人

伊勢市病院事業管理規程第6号

伊勢市病院企業職員就業規程の一部を改正する等の規程

(伊勢市病院企業職員就業規程の一部改正)

第1条 伊勢市病院企業職員就業規程(平成17年伊勢市病院事業管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の3条を加える。

(修学部分休業)

第8条の2 職員の修学部分休業(職員が大学その他の教育施設における修学のため1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)については、伊勢市職員の修学部分休業に関する条例(令和2年伊勢市条例第7号)の適用を受ける職員の例による。

(自己啓発等休業)

第8条の3 職員の自己啓発等休業(地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をいう。)については、別に定めるもののほか、伊勢市職員の自己啓発等休業に関する条例(令和2年伊勢市条例第8号)及び伊勢市職員の自己啓発等休業に関する規則(令和2年伊勢市規則第16号)の定めるところによる。

(配偶者同行休業)

第8条の4 職員の配偶者同行休業(地方公務員法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。)については、別に定めるもののほか、伊勢市職員の配偶者同行休業に関する条例(令和2年伊勢市条例第9号)及び伊勢市職員の配偶者同行休業に関する規則(令和2年伊勢市規則第17号)の定めるところによる。

第9条を次のように改める。

(育児休業、育児短時間勤務及び部分休業)

第9条 職員の育児休業、育児短時間勤務及び部分休業については、地

方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の定めるところによるほか、伊勢市職員の育児休業等に関する条例（平成17年伊勢市条例第29号）の適用を受ける職員の例による。

（伊勢市病院企業職員の育児休業等に関する規程の廃止）

第2条 伊勢市病院企業職員の育児休業等に関する規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第8号）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

伊勢市病院企業職員の職名等に関する規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

伊勢市病院事業管理者 佐々木 昭人

伊勢市病院事業管理規程第7号

伊勢市病院企業職員の職名等に関する規程等の一部を改正する規程

(伊勢市病院企業職員の職名等に関する規程の一部改正)

第1条 伊勢市病院企業職員の職名等に関する規程(平成17年伊勢市病院事業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

別表技能労務職員の部調理員の項を削る。

(伊勢市病院企業職員就業規程の一部改正)

第2条 伊勢市病院企業職員就業規程(平成17年伊勢市病院事業管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

別表医療技術部の部栄養管理室に勤務する調理員の項を削る。

(伊勢市病院企業職員被服貸与規程の一部改正)

第3条 伊勢市病院企業職員被服貸与規程(平成17年伊勢市病院事業管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

別表調理師及び調理員の項中「調理師及び調理員」を「調理師」に改める。

(伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第4条 伊勢市病院企業職員の給与に関する規程(平成17年伊勢市病院事業管理規程第16号)の一部を次のように改正する。

別表第5病院企業技能労務職給料表の項中「、調理師及び調理員」を「及び調理師」に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

伊勢市病院事業管理者 佐々木 昭人

伊勢市病院事業管理規程第8号

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程（平成17年伊勢市病院事業管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

附則第11項の見出し中「令和2年3月」を「令和3年3月」に改め、同項中「令和2年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

伊勢市病院企業職員就業規程及び伊勢市病院企業職員の給与に関する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

伊勢市病院事業管理者 佐々木 昭人

伊勢市病院事業管理規程第9号

伊勢市病院企業職員就業規程及び伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

(伊勢市病院企業職員就業規程の一部改正)

第1条 伊勢市病院企業職員就業規程(平成17年伊勢市病院事業管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

別表医療技術部の部栄養管理室に勤務する調理師の項中

「

日勤	午前8時45分から 午後5時30分まで	午後0時から午後1時 まで
早番	午前5時45分から 午後2時30分まで	1時間とし、その時限は 業務の実情に応じて所 属長が定める。

を

」

「

早番	午前7時15分から 午後4時まで	1時間とし、その時限は 業務の実情に応じて所 属長が定める。
----	---------------------	--------------------------------------

に、

」

「午前9時15分から午後6時まで」を「午前10時30分から午後7時15分まで」に改める。

(伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第2条 伊勢市病院企業職員の給与に関する規程(平成17年伊勢市病院事業管理規程第16号)の一部を次のように改正する。

別表第8変則勤務手当の部3の項を削る。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

伊勢市水道事業検針員に関する要綱を廃止する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市上下水道事業訓令第 1 号

伊勢市水道事業検針員に関する要綱を廃止する訓令

伊勢市水道事業検針員に関する要綱（平成 17 年上下水道事業訓令第 3 号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

伊勢市水道料金等不納欠損処分取扱要領の一部を改正する訓令を次のよ
うに定める。

令和2年3月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市上下水道事業訓令第2号

伊勢市水道料金等不納欠損処分取扱要領の一部を改正する訓令

伊勢市水道料金等不納欠損処分取扱要領（平成17年伊勢市上下水道事業訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、簡易水道料金」を削る。

第3条を次のように改める。

（不納欠損処分基準）

第3条 民法（明治29年法律第89号）第166条第1項に規定する期間の経過及び同法第145条の規定による時効の援用により、水道料金等の徴収権が消滅したときは、不納欠損処分をする。

2 民法第166条第1項に規定する期間を経過した水道料金等のうち、次の各号のいずれかに該当し、徴収できないことが資料等で明らかであるものは、所定の手続を経て不納欠損処分をする。

- (1) 倒産、自己破産等によるとき。
- (2) 無断転出及び転出先不明によるとき。
- (3) 死亡によるとき。
- (4) 滞納者の居所が不明のとき。
- (5) 滞納繰越分であって、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けているとき。
- (6) その他前各号に準ずる理由があると認められるとき。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

伊勢市告示第 19 号

伊勢市岡本町財産区議会を次のとおり招集します。

令和 2 年 3 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 令和 2 年 3 月 23 日（月）午後 5 時

- 2 招集の場所 伊勢市岡本 2 丁目 2 番 30 号
伊勢市岡本町財産区岡本会館 2 階小会議室

- 3 付議すべき事件
議案第 1 号 令和 2 年度伊勢市岡本町財産区予算
議案第 2 号 令和元年度伊勢市岡本町財産区補正予算（第 1 号）

伊勢市告示第 20 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
柏町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により
告示します。

令和 2 年 3 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 浅 沼 保 則

伊勢市柏町 538 番地 1

変更後 富 谷 道 生

伊勢市柏町 602 番地

伊勢市告示第 21 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、有滝町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 2 年 3 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	中 西 茂
	伊勢市有滝町 239 番地 2
変更後	安 井 信 夫
	伊勢市有滝町 254 番地 2

伊勢市告示第 22 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 2 年 3 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	令和 2 年 2 月 19 日 午前 10 時 30 分	宇治山田駅第 2 駐輪場 (伊勢市吹上 2 丁目地内)	6 台
〃	〃	宇治山田駅第 5 駐輪場 (伊勢市岩淵 2 丁目地内)	8 台
〃	令和 2 年 2 月 19 日 午後 1 時 30 分	伊勢市駅周辺駐輪場 (伊勢市吹上 1 丁目地内)	19 台
計			33 台

- 2 保管場所

自転車等保管場所(伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内、伊勢市小俣町相合地内又は伊勢市御薊町高向地内)

- 3 保管期間

告示の日から60日間

4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション

電話番号 080-1580-8974

伊勢市告示第 23 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 2 年 3 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市 道	栗野 5 - 2 号線	栗野町字大下 720 番地先から 栗野町字大下 706 番地先まで	旧	5.1~13.5	297.1
			新	2.4~23.0	1350.0

伊勢市告示第 24 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 第 6 項の規定により次のおり伊勢市倉田山公園野球場及び伊勢フットボールヴィレッジに係る使用料の指定代理納付者を指定したので、伊勢市会計規則（平成 17 年伊勢市規則第 42 号）第 21 条の 3 第 2 項の規定により告示します。

令和 2 年 3 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 指定代理納付者の指定を受けた者

東京都品川区西品川 1 丁目 1 番 1 号

L I N E P a y 株式会社

2 指定代理納付者に代理納付させる期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 25 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 第 6 項の規定により次のおり伊勢市ふるさと応援寄附金の指定代理納付者を指定したので、伊勢市会計規則（平成 17 年伊勢市規則第 42 号）第 21 条の 3 第 2 項の規定により告示します。

令和 2 年 3 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 指定代理納付者の指定を受けた者

津市栄町 3 丁目 123 番地 1 栄町ビル 5 F

株式会社百五カード

2 指定代理納付者に代理納付させる期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 26 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 416 条第 1 項の規定により、令和 2 年度分の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり関係者の縦覧に供します。

令和 2 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 縦覧期間

令和 2 年 4 月 1 日（水曜日）から 4 月 30 日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）のそれぞれ午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、月曜日は、午前 8 時 30 分から午後 7 時までとする。

2 縦覧場所

伊勢市総務部課税課

伊勢市告示第 27 号

市道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定により、次のように市道の路線を認定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

令和 2 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	起 点	重要な 経過地	備考
	終 点		
小俣明野令 1 - 29 号線	小俣町明野 525 番 5 地先		
	小俣町明野 525 番 8 地先		
小俣明野令 1 - 30 号線	小俣町明野 382 番 18 地先		
	小俣町明野 382 番 3 地先		
小俣本町令 1 - 31 号線	小俣町本町 1077 番 1 地先		
	小俣町本町 1077 番 6 地先		
神久 3 丁目令 1 - 32 号線	神久 3 丁目 228 番 2 地先		
	神久 3 丁目 228 番 1 地先		
楠部令 1 - 33 号線	楠部町字東郷 1623 番 5 地内		
	楠部町字下村 1675 番 5 地内		

伊勢市告示第 28 号

道路の区域の決定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を決定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

令和 2 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路 線 名	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
市 道	小俣明野令 1 - 29 号線	6.0~13.1	44
市 道	小俣明野令 1 - 30 号線	6.0~9.8	82
市 道	小俣本町令 1 - 31 号線	6.0~11.0	62
市 道	神久 3 丁目令 1 - 32 号線	6.0~9.5	32
市 道	楠部令 1 - 33 号線	3.0~3.0	145

伊勢市告示第 29 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

令和 2 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供用開始の区間	供用開始の期日
小俣明野令 1 - 29 号線	小俣町明野 525 番 5 地先 小俣町明野 525 番 8 地先	令和 2 年 3 月 31 日
小俣明野令 1 - 30 号線	小俣町明野 382 番 18 地先 小俣町明野 382 番 3 地先	令和 2 年 3 月 31 日
小俣本町令 1 - 31 号線	小俣町本町 1077 番 1 地先 小俣町本町 1077 番 6 地先	令和 2 年 3 月 31 日
神久 3 丁目令 1 - 32 号線	神久 3 丁目 228 番 2 地先 神久 3 丁目 228 番 1 地先	令和 2 年 3 月 31 日

伊勢市告示第 30 号

伊勢市人事行政の運営等の状況について

伊勢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 216 号）第 6 条の規定に基づき、本市の人事行政の運営等の状況を、次のとおり公表します。

令和 2 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

令和元年度(平成31年度)伊勢市の人事行政の運営等の状況について

「伊勢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」(平成17年伊勢市条例第216号)の規定に基づき、伊勢市職員の給与や部門別職員数などを公表します。

※なお、国・類似団体等の比較資料が提供されていないので、現在は空白になっております。資料が提供され次第、掲載いたします。

○伊勢市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(一般会計決算)

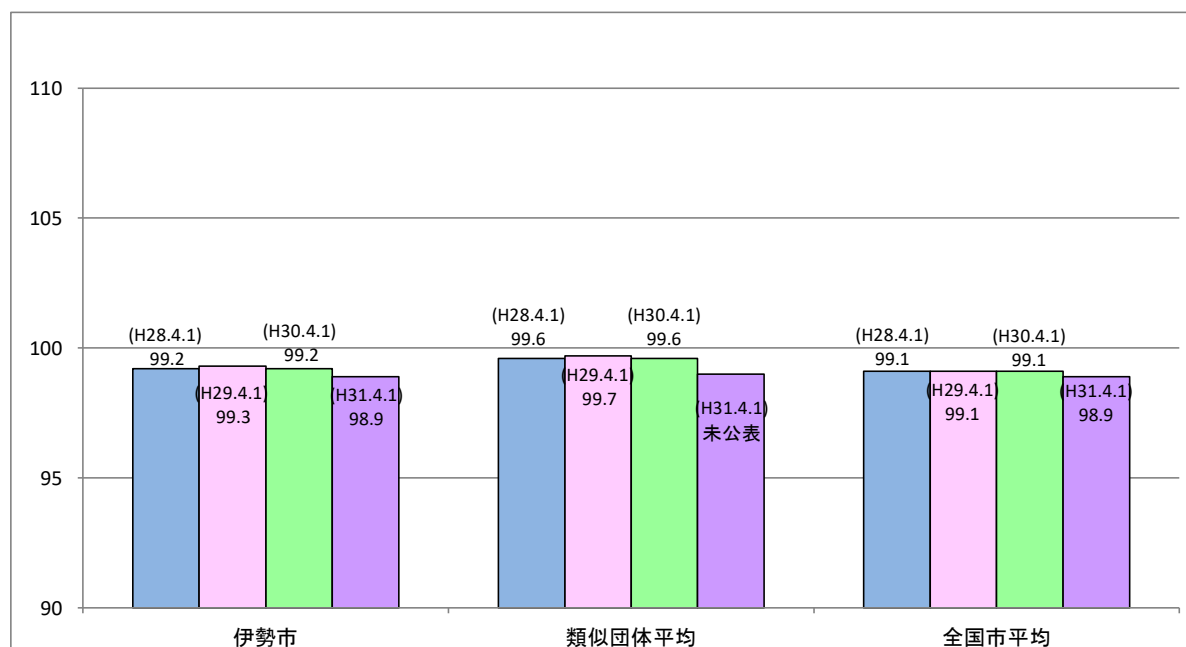
区分	住民基本台帳人口 (平成31年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成29年度人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
30年度	126,573	55,332,091	418,963	8,036,751	14.5	15.6

(2) 職員給与費の状況(一般会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
30年度	993	3,643,559	675,397	1,467,414	5,786,370	5,827	

- (注) 1 職員手当には退職手当及び退職手当組合負担金を含みません。
 2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数です。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況(平成31年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

実施 未実施

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。
 激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成31年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
伊勢市	42.6 歳	326,700 円	406,701 円	350,163 円
三重県	44.3 歳	343,864 円	437,692 円	—
国	歳	円	—	円
類似団体	歳	円	円	円

② 技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
伊勢市	48.8歳	106人	315,600円	345,683円	325,020円
うち用務員	54.8歳	11人	346,700円	371,092円	358,610円
うち清掃職員	51.5歳	35人	335,600円	387,345円	346,751円
うち学校給食調理員	44.0歳	24人	285,200円	303,184円	293,034円
三重県	55.0歳	—	387,843円	441,862円	—
国				—	
類似団体					

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成31年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。
 3 伊勢市・三重県・国・類似団体については、正規職員の人数及び平均データです。

(2) 職員の初任給の状況 (平成31年4月1日現在)

区 分		伊勢市	三重県	国
一般行政職	大学卒	187,200 円	189,200 円	180,700 円
	高校卒	158,300 円	154,900 円	148,600 円
技能労務職	高校卒	155,500 円	154,900 円	- 円
消 防 職	大学卒	199,700 円	- 円	- 円
	高校卒	170,100 円	- 円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額 (平成31年4月1日現在)

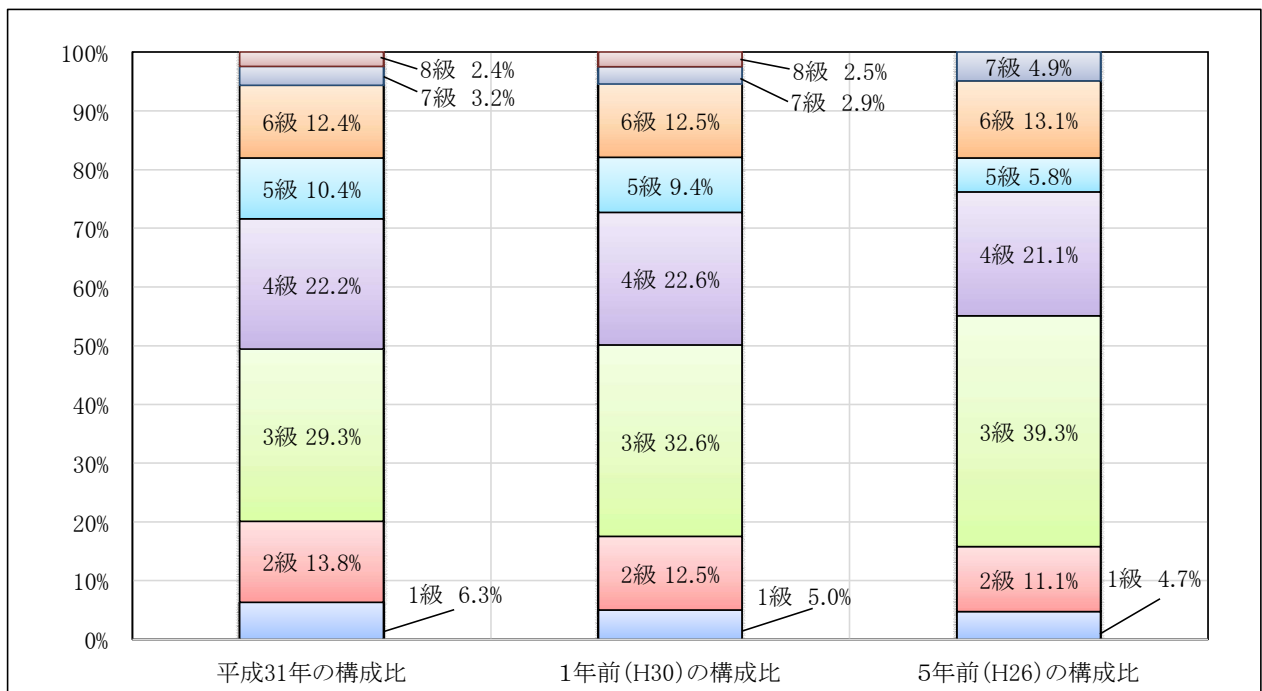
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	258,900 円	293,380 円	354,200 円
	高校卒	226,600 円	269,500 円	303,900 円
技能労務職	高校卒	217,300 円	259,200 円	289,100 円
	中学卒	196,600 円	232,700 円	284,700 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

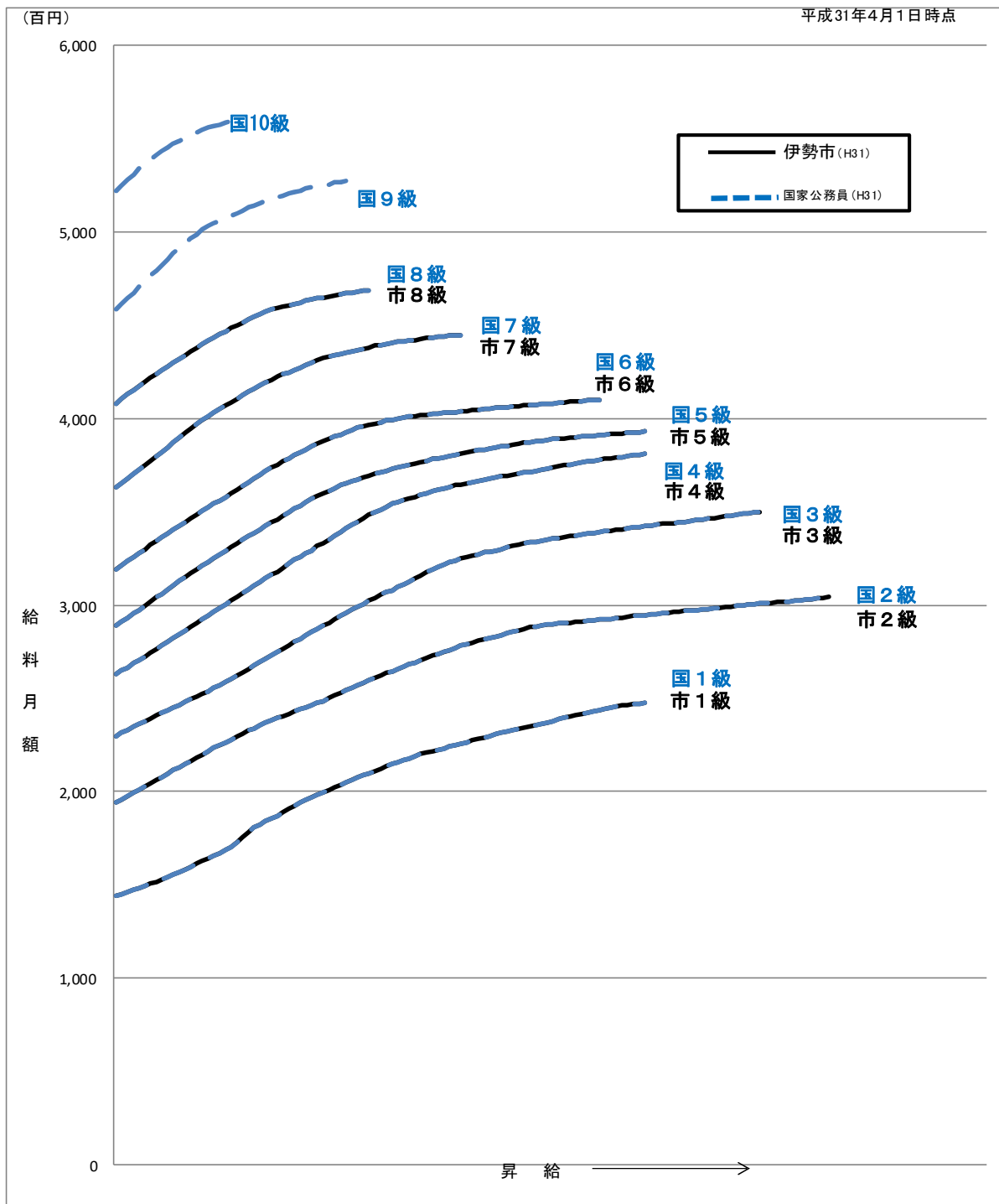
(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成31年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	職員	31 人	6.3 %
2 級	職員	68 人	13.8 %
3 級	主 事	144 人	29.3 %
4 級	係 長	109 人	22.2 %
5 級	課長補佐	51 人	10.4 %
6 級	課 長	61 人	12.4 %
7 級	次 長	16 人	3.2 %
8 級	部 長	12 人	2.4 %
合 計		492 人	100.0 %

(注) 1 伊勢市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（平成31年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

平成30年4月2日から平成31年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)		○		○
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当(一般会計)

伊勢市	三重県	国
1人当たり平均支給額(平成30年度) 1,478 千円	1人当たり平均支給額(平成30年度) 1,701 千円	—
(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.765 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分	(30年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.85 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)

平成30年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○			
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				○
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(平成31年4月1日現在)

伊勢市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~45%加算)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額 (自己都合)		3,271千円	1人当たり平均支給額 (自己都合)		3,271千円
		(定年ほか)			21,559千円

(注) 1 旧三町村職員については三重県市町総合事務組合に加入しているため、退職手当は旧伊勢市職員について記載しています。
2 1人当たりの平均支給額については平成30年度の状況を掲載しています。

(3) 地域手当(平成31年4月1日現在)

支給実績(平成30年度決算)		2,219 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)		370 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
一級地(東京都特別区)	20 %	2 人	20 %
六級地(三重県津市)	6 %	4 人	6 %

(4) 特殊勤務手当 (平成31年4月1日現在)

支給実績(平成30年度決算)		29,153 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)		31,826 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成30年度)		38.1 %	
手当の種類(手当数)		9種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務等調査交渉従事手当	税務関係・福祉関係・用地交渉担当職員	滞納整理・検税・福祉調査・用地交渉業務	滞納整理・用地交渉 日額400円 その他 日額300円
行旅病人、同死亡人取扱手当	生活支援課職員	身元不明病人の救護及び死亡人の葬送業務	病人 1件 3,000円 死亡人 1件 6,000円
こども発達支援施設勤務手当	おおぞら児童園職員	おおぞら児童園で勤務した場合	日額 200円
清掃業務等従事手当	環境課・清掃課職員	廃棄物の収集、運搬業務及び分別業務、し尿浄化槽検査	廃棄物の収集運搬・し尿浄化槽検査 日額 500円 上記ほか分別、処分作業に従事した場合 日額 1,050円
公害、防疫業務従事手当	環境課・農林水産課職員	公害・汚水検査、消毒業務	公害・汚水検査 日額 300円 消毒・噴霧作業 日額 500円
危険業務従事手当	維持課職員	・毒劇物の取扱業務 ・高所・深所の特殊現場の作業 ・他者から危害を受けた場合	毒劇物取扱 日額 200円 危険場所作業 日額 400円 身体に危害を受けた場合 1件 3,000円
変則勤務手当	保育所(園)の職員	正規の勤務時間が早番に割り振られた場合	7時30分以前に出務 日額 300円
消防手当	消防職員	救急業務に従事した場合 消防業務に緊急出動した場合	1回につき 300円
		正規の勤務時間が深夜に割り振られた場合(22:00～5:00)	1回につき 400円
		救急救命士が救急業務を行った場合	日額 300円
災害時出動手当	全職員	災害時の招集、作業、罹災世帯の調査、死亡者の収容	災害時の招集 日額 1,000円 災害時屋外作業 日額 1,200円 災害調査員 日額 400円 行方不明者捜索 日額 2,000円 死体収容作業 日額 6,000円

(注) 同一の手当で「日額」と記載があるものの重複支給はありません。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(30年度決算)	274,247 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	314 千円
支給実績(29年度決算)	329,361 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	383 千円

(6) その他の手当 (平成31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (30年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (30年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・子 10,000円 ・子以外 6,500円 (ただし、一般職給料表8級職員及び医療職給料表4級以上職員は3,500円) ・16～22歳の子に対し 5,000円加算 	同じ		116,376 千円	249,199 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ◎借家・借間 ・家賃12,000円以下 支給無し ・12,001円～23,000円以下 支給額(家賃-12,000円) ・23,001円～55,000円未満 支給額(家賃-23,000円) ×1/2+11,000円 ・55,000円以上 支給額 27,000円 	同じ		40,398 千円	288,560 円
通勤手当	<p>公共交通機関利用者 定期券相当分支給 (支給限度額55,000円)</p> <p>交通用具(自転車等) 利用者</p> <p>2km未満 支給無し</p> <p>2～3km未満 2,500円</p> <p>3～4km未満 3,500円</p> <p>4～5km未満 4,300円</p> <p>5～6km未満 4,600円</p> <p>6～7km未満 4,900円</p> <p>7～8km未満 5,200円</p> <p>8～10km未満 5,500円</p> <p>10～15km未満 7,600円</p> <p>15～20km未満 9,000円</p> <p>20～25km未満 10,400円</p> <p>25～30km未満 11,800円</p> <p>30～35km未満 13,200円</p> <p>35～40km未満 14,600円</p> <p>40～45km未満 15,900円</p> <p>45～50km未満 17,700円</p> <p>50～55km未満 19,500円</p> <p>55～60km未満 21,300円</p> <p>60km以上 23,100円</p>	異なる	<p>交通用具利用者</p> <p>2km未満…支給無し</p> <p>2～5km未満 …2,000円</p> <p>5～10km未満 …4,200円</p> <p>10～15km未満 …7,100円</p> <p>15～20km未満 …10,000円</p> <p>20～25km未満 …12,900円</p> <p>25～30km未満 …15,800円</p> <p>30～35km未満 …18,700円</p> <p>35～40km未満 …21,600円</p> <p>40～45km未満 …24,400円</p> <p>45～50km未満 …26,200円</p> <p>50～55km未満 …28,000円</p> <p>55～60km未満 …29,800円</p> <p>60km以上…31,600円</p>	56,997 千円	68,506 円
休日給	<ul style="list-style-type: none"> ・休日に勤務が割り振られたとき(消防職員のみ) ・時間外勤務単価×135/100 	同じ		59,972 千円	550,204 円
夜間勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> ・22:00～5:00の間に勤務が割り振られたとき ・時間外勤務単価×25/100 	同じ		28,127 千円	182,641 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> ・部長 月額 69,000円 ・次長・参事 月額 55,000円 ・課長 月額 49,000円 ・副参事 月額 40,000円 	異なる	<ul style="list-style-type: none"> ・給料月額に対する支給割合 7級(伊勢部長級) ・2種 88,500円 ・3種 77,400円 ・4種 66,400円 6級(伊勢課長級) ・3種 72,700円 ・4種 62,300円 ・5種 51,900円 	60,602 千円	600,020 円
管理職員特別勤務手当	<p>(管理職員が休祝日に勤務を命ぜられたとき)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課長職1回 7,000円 ・部長職1回 8,500円 <p>(管理職員が休祝日以外の日の深夜に災害等により勤務を命ぜられたとき)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課長職1回 3,500円 ・部長職1回 4,300円 <p>(6時間超の場合は150/100を乗じる)</p>	異なる	<p>(休祝日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1種 12,000円 ・2種 10,000円 ・3種 8,500円 ・4種 7,000円 ・5種 6,000円 <p>(休祝日以外の日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1種 6,000円 ・2種 5,000円 ・3種 4,300円 ・4種 3,500円 ・5種 3,000円 <p>(6時間を超えた場合は150/100を乗じる)</p>	7,305 千円	72,329 円

5 特別職の報酬等の状況(平成31年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給料	市 長	1,006,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副 市 長	780,000 円	円/	円
	教 育 長	678,000 円	円/	円
報酬	議 長	564,000 円	円/	円
	副 議 長	506,000 円	円/	円
	議 員	448,000 円	円/	円
期末手当	市 長	(平成30年度支給割合)	4.45 月分	・役職加算 20%
	副 市 長		4.45 月分	・役職加算 20%
	教 育 長		4.45 月分	・役職加算 20%
	議 長	(平成30年度支給割合)	3.35 月分	・役職加算 20%
	副 議 長		3.35 月分	・役職加算 20%
	議 員		3.35 月分	・役職加算 20%
退職手当	市 長	(算定方式)	(支給時期)	
	副 市 長	450/100×在職年数×給料月額	任期毎	
	教 育 長	280/100×在職年数×給料月額	任期毎	
		200/100×在職年数×給料月額	任期毎	

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

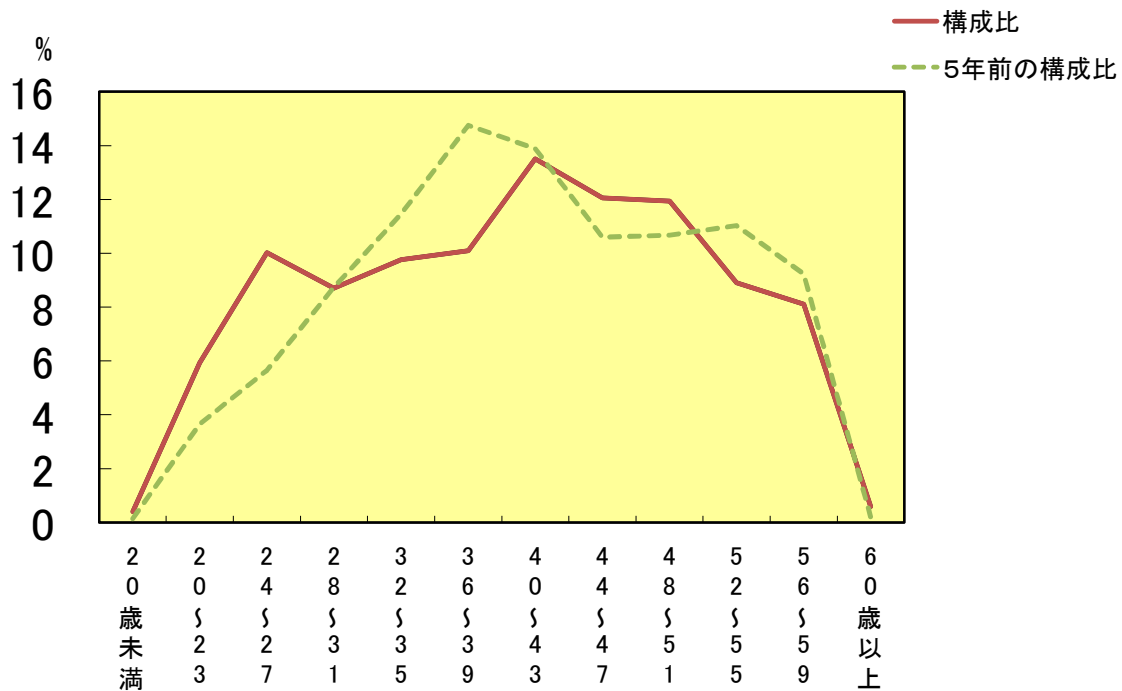
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成31年	平成30年		
一 般 行 政 部 門	議 会	7	7	0	機構改革、国体関連事業の増による増 ・業務の見直し、効率化、退職者の補充抑制などによる減
	総 務	178	157	21	
	税 務	46	46	0	
	民 生	235	243	▲ 8	
	衛 生	78	82	▲ 4	
	労 働	2	2	0	
	農林水産	24	23	1	
	商 工	29	39	▲ 10	
土 木	92	90	2		
	小 計	691	689	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 54.59人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 未公表)
特 別 行 部 政 門	教 育	110	104	6	・任期付幼稚園教諭の採用による増
	消 防	200	200	0	
	小 計	310	304	6	
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院	400	378	22	・医師、医療技術職、看護師の採用による増 ・業務の見直しなどによる増
	水 道	38	40	▲ 2	
	下 水 道	33	33	0	
	そ の 他	45	44	1	
	小 計	516	495	21	
合 計		1,517 [1,753]	1,488 [1,753]	29 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 119.85人

(注) 1 職員数には、伊勢広域環境組合派遣職員の人数は含まれていません。

2 [] 内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成31年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳以上	計
職員数	6人	90人	152人	132人	148人	153人	205人	183人	181人	135人	123人	9人	1,517人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	641	643	651	666	689	691	50 (7.8%)
教育	119	107	103	101	104	110	▲9 (▲7.6%)
消防	189	196	200	196	200	200	11 (5.8%)
普通会計	949	946	954	963	993	1,001	52 (5.5%)
公営企業等会計	448	469	467	469	495	516	68 (15.2%)
総合計	1,397	1,415	1,421	1,432	1,488	1,517	120 (8.6%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 29年度の総費用に 占める職員給与費比率
30年度	千円 2,257,539	千円 411,670	千円 236,748	% 10.5	% 9.4

(注) 資本勘定支弁職員の職員給与費81,393千円は含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
30年度	41人	千円 154,454	千円 24,266	千円 62,052	千円 240,772	千円 5,872

(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
千円

(注) 1 職員手当には、退職手当及び退職手当組合負担金を含みません。
2 職員数は、平成31年3月31日現在の人数です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成31年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
伊勢市(水道事業)	44.6 歳	327,348 円	515,467 円
団体平均 (政令指定都市を除く 市町村水道事業)	歳	円	円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊 勢 市(水道事業)		伊 勢 市(一般会計)	
1人当たり平均支給額(平成30年度) 1,513 千円		1人当たり平均支給額(平成30年度) 1,478 千円	
(平成30年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 計 2.6(1.45) 月分 1.85(0.90) 月分		(平成30年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 計 2.6(1.45) 月分 1.85(0.90) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況

平成25年12月分から管理職員を対象に勤務評定を実施し、手当に反映している。

イ 退職手当 (平成31年4月1日現在)

伊 勢 市(水道事業)			伊 勢 市(全体)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~45%加算)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額 (自己都合)		退職者なし	1人当たり平均支給額 (自己都合)		3,271千円
(勸奨・定年)		34,081千円	(勸奨・定年)		21,559千円

(注) 1 旧三町村職員については三重県市町総合事務組合に加入しているため、退職手当は旧伊勢市職員について記載しています。
2 1人当たりの平均支給額については平成30年度の状況を掲載しています。

ウ 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績(30年度決算)		1,239 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)		53,857 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(30年度)		56.1 %	
手当の種類(手当数)		5種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
調査交渉従事手当	水道職員	停水処分に従事した場合	日額 400円
		滞納整理業務を行った場合	日額 400円
		検針・集金作業業務に従事した場合	日額 300円
夜間工事従事手当	同上	夜間工事に従事した場合	1回につき 2,200円
危険業務従事手当	同上	道路上の配管・修繕工事	日額 300円
		深所・傾斜地・高所の業務	日額 400円
		危険薬剤、機器に従事する職員	月額 2,500円
		身体に危害を受けた場合	1件につき 3,000円
変則勤務手当	同上	正規の勤務時間が休日、早番、遅番に該当した場合	日額 400円
清掃業務等従事手当	同上	廃棄物の収集、運搬、処分に従事した場合	日額 500円

エ 時間外勤務手当

支給実績(30年度決算)	10,626 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	295 千円
支給実績(29年度決算)	6,877 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	202 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

オ その他の手当（平成31年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(30年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)
扶養手当	一般会計に同じ			5,180 千円	225,196 円
住居手当	一般会計に同じ			1,398 千円	233,002 円
通勤手当	一般会計に同じ			3,342 千円	87,958 円
管理職手当	一般会計に同じ			2,400 千円	600,000 円
管理職員特別勤務手当	一般会計に同じ			81 千円	27,000 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 29年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
30年度	3,290,252	206,526	178,733	5.4	4.8

(注) 資本勘定支弁職員の職員給与費 142,529千円は含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
		千円	千円	千円	千円	千円
30年度	33人	125,040	24,135	51,457	200,632	6,080

(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
千円

(注) 1 職員手当には、退職手当及び退職手当組合負担金を含みません。

2 職員数は、平成31年3月31日現在の人数です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成31年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
伊勢市(下水道事業)	41.6 歳	324,121 円	507,812 円
団体平均 (政令指定都市を除く 市町村下水道事業)	歳	円	円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊 勢 市(下水道事業)				伊 勢 市(一般会計)			
1人当たり平均支給額(平成30年度) 1,559 千円				1人当たり平均支給額(平成30年度) 1,478 千円			
(平成30年度支給割合)				(平成30年度支給割合)			
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
計 2.6(1.45) 月分	1.85(0.90) 月分	計 2.6(1.45) 月分	1.85(0.90) 月分	計 2.6(1.45) 月分	1.85(0.90) 月分	計 2.6(1.45) 月分	1.85(0.90) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%				(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況

平成25年12月分から管理職員を対象に勤務評定を実施し、手当に反映している。

イ 退職手当 (平成31年4月1日現在)

伊 勢 市(下水道事業)			伊 勢 市(全体)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~45%加算)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額 (自己都合) 退職者なし (勸奨・定年) 17,434千円			1人当たり平均支給額 (自己都合) 3,271千円 (勸奨・定年) 21,559千円		

(注) 1 旧三町村職員については三重県市町総合事務組合に加入しているため、退職手当は旧伊勢市職員について記載しています。

2 1人当たりの平均支給額については平成30年度の状況を掲載しています。

ウ 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績(30年度決算)		21 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)		3,500 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(30年度)		18.2 %	
手当の種類(手当数)		4種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
調査交渉従事手当	下水道職員	庁外において、滞納整理事務に直接従事したとき	日額 400円
		事業の用に供する土地若しくは建築物の取得等若しくはこれらに伴う物件の移転又は事業の施行により生ずる損失の補償に係る当該土地若しくは建築物の所有者等又は被補償者等との交渉事務に従事したとき	日額 400円
清掃業務等従事手当	同上	廃棄物の収集若しくは運搬、溝渠の清掃又は汚土の運搬若しくは処分の作業に従事したとき	日額 500円
		下水道法の規定による立入検査に従事したとき	日額 500円

エ 時間外勤務手当

支給実績(30年度決算)	12,377 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	427 千円
支給実績(29年度決算)	9,003 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	310 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

オ その他の手当（平成31年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(30年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)
扶養手当	一般会計に同じ			5,571 千円	253,227 円
住居手当	一般会計に同じ			633 千円	316,500 円
通勤手当	一般会計に同じ			2,966 千円	95,677 円
管理職手当	一般会計に同じ			2,508 千円	627,000 円
管理職員特別勤務手当	一般会計に同じ			59 千円	23,600 円

(3) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 29年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
30年度	8,426,193	1,175,518	3,946,327	46.8	55.2

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費28,686千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費			一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	
	人	千円	千円	千円	千円
30年度	377人	1,413,964	735,432	600,689	2,750,085

(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
千円

(注) 1 職員手当には、退職手当及び退職手当組合負担金を含まない。
2 職員数は、平成31年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成31年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
伊勢市 (病院事業)	医師	40.8 歳	578,262 円
	看護師	38.8 歳	291,343 円
	事務職	38.0 歳	314,950 円
事業者	60.0 歳		1,548,231 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

伊 勢 市(病院事業)				伊 勢 市(一般会計)			
1人当たり平均支給額(平成30年度)				1人当たり平均支給額(平成30年度)			
1,593 千円				1,478 千円			
(平成30年度支給割合)				(平成30年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.60	月分	1.85	月分	2.60	月分	1.85	月分
計 (1.45)	月分	(0.90)	月分	計 (1.45)	月分	(0.90)	月分
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%				職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況

平成25年12月分から経営推進部管理職員等を対象に勤務評定を実施し、手当に反映している。

イ 退職手当 (平成31年4月1日現在)

伊 勢 市(病院事業)			伊 勢 市(全体)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~45%加算)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額 (自己都合)		56,070千円	1人当たり平均支給額 (自己都合)		3,271千円
		(応募認定・定年) 129,184千円			(勸奨・定年) 21,559千円

(注) 1 旧三町村職員については三重県市町総合事務組合に加入しているため、退職手当は旧伊勢市職員について記載しています。
2 1人当たりの平均支給額については平成30年度の状況を掲載しています。

ウ 地域手当（平成31年4月1日現在）

支給実績(平成30年度決算)		45,805 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成30年度決算)		995,771 円	
支給対象	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
医師	16 %	48 人	0 %

エ 特殊勤務手当（平成31年4月1日現在）

支給実績(30年度決算)		353,653 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)		938,071 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(30年度)		100.0 %	
手当の種類(手当数)		15種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
医師確保手当	医師及び歯科医師	医師及び歯科医師	月額 200,000円
医師診療手当	医師及び歯科医師	院長 副院長 理事、医療部長、健診センター長 及び医療技術部長 科部長及び科副部長 医長及び医員	月額 170,000円 月額 140,000円 月額 130,000円 月額 120,000円 月額 70,000円
医師研究手当	医師及び歯科医師	医学の調査及び研究に従事する 医師及び歯科医師	月額 180,000円
医療業務手当	薬剤師	調剤等業務に従事した場合	日額 500円
	臨床検査技師、臨床工学技士、視能訓練 士、看護師及び准看護師	臨床検査、臨床工学、視能訓練、 手術、人工透析業務に従事した 場合	日額 400円
	助産師	助産師業務に従事した場合	日額 400円
	一般事務員、医療相談員、診療情報管理 士、一般技術員、栄養士、看護補助者及び 調理師	病院業務に従事した場合	月額 3,000円
放射線取扱手当	医師、診療放射線技師、その他放射線業 務に従事する職員	放射線照射業務に従事した場合	日額 400円
分娩業務手当	助産師	分娩業務に従事した場合	分娩1件につき 400円
解剖業務手当	医師及び臨床検査技師	死体の解剖業務に従事した場合	死体1体につき 3,000円
死体処理手当	看護師、准看護師及び看護補助者	死体の清拭等業務に従事した場 合	死体1体につき 500円
解剖死体搬送手当	死体の搬送に従事した職員	死体の搬送に従事した場合	搬送1回につき 1,500円
夜間看護手当	助産師、看護師及び准看護師	正規の勤務時間が深夜に割り振 られた場合 (午後10時から翌日午前5時)	深夜の勤務時間が2時間未満 勤務1回 2,200円 深夜の勤務時間が2時間以上4時 間未満 勤務1回 3,300円 深夜の勤務時間が4時間以上 勤務1回 3,550円
待機手当	医師及び歯科医師	救急患者等に対処するため、 自宅等で待機をした場合	待機1回につき、1,200円。ただ し、次の各号に掲げる場合にあつ ては、当該各号に定める待機1回 につき10,000円 (1) 当該月に当番日(休日及び 夜間において入院治療を必要と する重症救急患者の医療を確保 するため、地域内の病院群が共 同連帯して輪番制方式により行 う事業の実施日をいう。以下同 じ。)の宿日直勤務が無い場合であ つて、当番日に1月当たり3回以上 待機したとき 3回目以降の当番日の待機 (2) 当該月に当番日の宿日直勤 務が1回の場合であつて、当番日 に1月当たり2回以上待機したとき 2回目以降の当番日の待機 (3) 当該月の当番日の宿日直勤 務が2回以上の場合であつて、当 番日に待機したとき 当番日の待機
	一般事務員、医療相談員、診療情報管理 士、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技 師、助産師、看護師及び准看護師		待機1回につき 1,200円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
変則勤務手当	健診センター職員	土曜日に人間ドック業務に従事した場合	日額 300円
	看護部の職員	早番又は遅番勤務に従事した場合	
	栄養管理室に勤務する職員	早番勤務に従事した場合	
救急診療手当	医師	当直中に救急患者の診療に従事した場合	患者1人につき 3,000円
危険業務従事手当	職員	職員が身体に危害を受けた場合	1件につき 3,000円
管理職緊急業務手当	管理職である医師	正規の勤務時間外に救急医療等の業務に従事した場合	1時間以上の勤務1回につき 10,000円 6時間を超える勤務1回につき 15,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(30年度決算)	185,543 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)	521 千円
支給実績(29年度決算)	124,049 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	365 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当 (平成31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(30年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(30年度決算)
扶養手当	一般会計に同じ			38,182 千円	252,862 円
住居手当	一般会計に同じ			23,723 千円	308,087 円
通勤手当	一般会計に同じ			24,348 千円	77,052 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> ・院長・副院長 146,400円 ・医師部長級 90,000円 ・その他管理職員 一般会計に同じ 	異なる	<ul style="list-style-type: none"> ・給料月額に対する支給割合 医療職俸給表(一) 5級(伊勢副院長、医師部長級) <ul style="list-style-type: none"> ・1種 146,400円 行政職俸給表(一) 8級(伊勢市部長級) <ul style="list-style-type: none"> ・1種 116,800円 ・2種 94,000円 ・3種 82,200円 行政職俸給表(一) 7級(伊勢市次長級) <ul style="list-style-type: none"> ・2種 88,500円 ・3種 77,400円 ・4種 66,400円 行政職俸給表(一) 6級(伊勢市課長級) <ul style="list-style-type: none"> ・3種 72,700円 ・4種 62,300円 ・5種 51,900円 	17,790 千円	847,143 円
管理職員特別勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> ・医師 1回 10,000円 ・その他管理職員 一般会計に同じ 	同じ		883 千円	42,062 円
夜間勤務手当	一般会計に同じ			26,243 千円	165,049 円
宿日直手当	<ul style="list-style-type: none"> ・医師 1回 平日21,000円 休日26,250円 月3回以上31,500円 ・初期研修医 1回 21,000円 ・その他職員 1回 6,100円 	異なる	<ul style="list-style-type: none"> ・医師 1回 21,000円 ・その他病院職員 1回 6,100円 	19,261 千円	287,481 円

○ 職員の人事評価の状況

(1) 職員の人事評価の実施状況

職員の能力・資質、業績、勤務態度等を把握して勤務評定を行い、昇任、配置転換等の人事管理を実施しています。

○ 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

1日の勤務時間は、8時30分から17時15分までを基本とした週38時間45分勤務で、原則週休2日制となっています。市民サービスの向上、業務の効率化などの目的で、勤務時間帯をずらしたり、交替制勤務としたりするなど、業務内容によって異なる勤務形態をとっています。

(2) 休暇制度

休暇には大きく次の4つがあります。

- ①年次有給休暇：1年（暦年）あたり20日間与えられます。使用残日数があるときは、20日を限度として翌年に繰り越すことができます。
- ②病気休暇：病気療養に必要な期間（90日以内）について有給で与えられます。
- ③特別休暇：特定の事由がある場合に有給で与えられます。結婚休暇、忌引休暇、産前・産後休暇、夏季休暇などがあります。
- ④介護休暇：家族の介護が必要な期間（連続する6月以内）について無給で与えられます。

○ 休業の状況

(1) 育児休業の状況（平成31年4月1日現在）

区 分	育児休業	部分休業
市長部局など	35	15
教 育	2	0
合 計	37	15

○ 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況（平成30年度）

区 分	免 職	降 任	休 職	合 計
市長部局など	0	0	14	14
教 育	0	0	2	2
合 計	0	0	16	16

分限処分は、疾病等のため、職員がその職責を十分に果たすことが出来ない場合に、公務能率を維持することを目的として行う職員に対する不利益処分です。分限処分の種類には、免職、降任及び休職の3種類があります。

(2) 懲戒処分の状況（平成30年度）

区 分	免 職	停 職	減 給	戒 告	合 計
市長部局など	0	1	0	0	1
教 育	0	0	0	0	0
合 計	0	1	0	0	1

懲戒処分は、職員が公務員としてふさわしくない非違行為を行った場合に、公務秩序を維持し、その職員の責任を問うことを目的として行う職員に対する制裁措置をいいます。懲戒処分の種類には、免職、停職、減給及び戒告の4種類があります。

○ 職員のサービスの状況

サービスに関する基本原則の概要

基本原則	概 要
職務専念義務	職員は全体の奉仕者として、勤務時間中全力で職務を遂行しなければいけません。
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけたり、職の全体の不名誉となる行為をしてはいけません。
営利企業等の従事制限	職員が営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければいけません。
争議行為等の禁止	職員は争議行為等が禁止されています。
守秘義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。
政治的行為の制限	職員は政党その他の政治団体の結成等に関与する等の政治的行為が禁止されています。

○ 退職管理の状況

(1) 退職管理の概要

平成28年4月1日の改正地方公務員法等の施行により、営利企業等に再就職した元職員に対し、離職前の職務に関して、現職職員への働きかけが禁止されるなど、退職管理の適正化が図られることとなり、伊勢市においても退職管理の適正化を確保を図っています。

○ 職員の研修の状況

(1) 研修実施状況（平成30年度）

①市実施研修状況

研 修 名	受講者数	実施日数 (カレッジは回数)
管理職研修	63	1
伊勢市目標管理研修（部長級～係長級）	342	1
伊勢市O J T研修（主事・一般級）	272	1
平成25・26年度新規採用職員研修（消防体験研修）	24	2
平成27年度新規採用職員研修（法制執務研修）	19	1
平成28年度新規採用職員研修（手話研修）	27	1
平成29年度新規採用職員研修（事業創造研修）	20	1
再任用職員研修	10	1
平成30年度新規採用職員研修（採用時研修）	31	4
平成30年度新規採用職員研修（公務員倫理研修）	47	1
平成30年度新規採用職員研修（福祉施設体験研修）	14	1
平成30年度新規採用職員研修（ごみ収集体験研修）	9	1
平成30年度新規採用職員研修（総合案内研修）	10	1
嘱託・臨時職員研修	132	1
目からうろこ研修	139	1
ハラスメント防止研修	92	1
ハラスメント防止研修（保育所等）	49	1
女性活躍推進研修	83	1
人事評価者研修	31	1
R E S A S活用研修	36	1
計	1,450	

②派遣研修

派遣先	派遣人数
市町総合事務組合	76
自治大学校	1
市町村アカデミー	2
国際文化アカデミー	3
日本経営協会 (NOMA)	40
三重県地方自治研究センター	8
その他研修	9
合計	139

○ 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康に関すること

労働安全衛生法に基づき、職場における職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進するため、安全衛生委員会の開催、健康診断等の安全衛生事業を実施しています。

地方公務員法第42条に定められる厚生制度を実施するため、職員の福利厚生として健康増進に対して助成しています。

補助対象事業	事業の内容	補助金 (平成30年度決算)
健康増進福利厚生経費	職員の健康不安を取り、安心して職務に取り組む環境をつくるため、人間ドック及び脳ドック等にかかる経費の一部を助成しています。	7,746千円

(2) その他の福利厚生

公務災害補償については、地方公務員災害補償法に基づき地方公務員災害補償基金が、共済制度については、地方公務員等共済組合法に基づき三重縣市町村職員共済組合がそれぞれ主体となり制度を実施しています。

○ 公平委員会の報告

公平委員会の業務の状況（措置要求、不服申立て）

- ①職員は給与等勤務条件に関して当局が適当な措置を講じるよう公平委員会に要求することができます。
- ②職員は、懲戒その他意に反する不利益な処分に関して、公平委員会に不服の申立てをすることができます。

公平委員会の業務の状況（平成30年度実績）

業務の種類別	件数
勤務条件に関する措置の要求	0
不利益処分に関する不服申立て	0

伊勢市告示第 31 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、次の施設に係る使用料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 2 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納の事務を委託した施設

- (1) 伊勢市市営庭球場
- (2) 伊勢市倉田山公園野球場
- (3) 伊勢フットボールヴィレッジ
- (4) 伊勢市御薊 B & G 海洋センター

2 収納の事務の委託を受けた者

伊勢市西豊浜町 141 番地 1

公益社団法人 伊勢市シルバー人材センター

3 委託期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 32 号

指定介護予防支援事業者から介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 25 第 2 項の規定により、指定介護予防支援事業の廃止の届出があったので、同法第 115 条の 30 第 2 号及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 38 の規定により、次のとおり告示します。

令和 2 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 指定介護予防支援事業者の名称
社会福祉法人 洗心福社会
- 2 廃止する事業所の名称及び所在地
名称 伊勢市東地域包括支援センター
所在地 伊勢市二見町三津 855 番地
- 3 廃止の届出の受理をした年月日
令和 2 年 2 月 28 日（事業所廃止年月日：令和 2 年 3 月 31 日）
- 4 サービスの種類
介護予防支援

伊勢市告示第 33 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 411 条第 1 項の規定により、令和 2 年度分の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録しましたので、同条第 2 項の規定により、告示します。

令和 2 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市上下水道事業告示第7号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成17年上下水道事業管理規程第17号)第5条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

令和2年3月26日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
387	マルイチ設備	度会郡玉城町岡出88 番地	令和2年3月16日

伊勢市公告第 19 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

令和 2 年 3 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 20 号

第 3 期伊勢市環境基本計画を策定しましたので、伊勢市環境基本条例(平成 17 年伊勢市条例第 134 号) 第 8 条第 5 項の規定により、次のとおり公表します。

令和 2 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市環境生活部環境課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 21 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

令和 2 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき実施した監査について、同条第9項の規定により、次のとおり監査結果を公表します。

令和2年3月30日

伊勢市監査委員	畑	芳	嗣
伊勢市監査委員	中	井	豊
伊勢市監査委員	岡	田	善行

令和元年度

定期監査等結果報告書

伊勢市監査委員

目 次

1	実 施 期 間	1 頁
2	実施期日及び対象箇所	1 頁
3	監 査 の 対 象 事 務	2 頁
4	監 査 の 方 法	2 頁
5	監 査 の 主 眼	3 頁
6	監 査 の 結 果	3 頁
	検 査 室	3 頁
	総 務 部	4 頁
	危 機 管 理 部	5 頁
	情 報 戦 略 局	5 頁
	環 境 生 活 部	5 頁
	健 康 福 祉 部	6 頁
	産 業 観 光 部	8 頁
	国 体 推 進 局	9 頁
	都 市 整 備 部	9 頁
	二 見 総 合 支 所	9 頁
	小 俣 総 合 支 所	9 頁
	御 菌 総 合 支 所	10 頁
	会 計 課	10 頁
	議 会 事 務 局	10 頁
	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	10 頁
	監 査 委 員 事 務 局	10 頁
	農 業 委 員 会 事 務 局	11 頁
	市 立 伊 勢 総 合 病 院	11 頁
	上 下 水 道 部	11 頁
	教 育 委 員 会 事 務 局	12 頁
	消 防 本 部	14 頁
7	む す び	14 頁
	工 事 監 査	15 頁

令和元年度定期監査等結果報告書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき実施した監査について、その結果を次のとおり報告する。

令和 2 年 3 月 30 日

伊勢市監査委員 畑 芳嗣
 伊勢市監査委員 中井 豊
 伊勢市監査委員 岡田 善行

1 実施期間

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、令和元年 10 月 11 日から令和 2 年 2 月 21 日までの間で、期日を定めて監査を実施した。

2 実施期日及び対象箇所

実施年月日	対 象 箇 所
令和元年 10 月 11 日	北浜支所 豊浜支所 城田支所 沼木支所
令和元年 10 月 16 日	四郷支所 宮本支所 浜郷支所 神社支所 大湊支所
令和元年 10 月 21 日	職員課 総務課
令和元年 10 月 24 日	管財契約課 課税課 収納推進課 危機管理課 防災施設整備課
令和元年 10 月 28 日	検査室 広報広聴課 財政課 企画調整課
令和元年 10 月 31 日	市立伊勢総合病院 会計課
令和元年 11 月 1 日	情報政策課 秘書課 環境課 戸籍住民課 清掃課
令和元年 11 月 5 日	人権政策課 市民交流課 農林水産課 商工労政課 選挙管理委員会事務局
令和元年 11 月 6 日	福祉総務課 医療保険課 介護保険課 こども課
令和元年 11 月 7 日	生活支援課 高齢者支援課 障がい福祉課 議会事務局 農業委員会事務局
令和元年 11 月 8 日	保育所きらら館 子育て支援センターきらら館
令和元年 11 月 11 日	国体総務課 国体競技課 監査委員事務局

令和元年 11 月 12 日	健康課　こども発達支援室　高城保育園　二見浦保育園 五峰保育園
令和元年 11 月 15 日	工事監査（基盤整備課　小俣 22 号線道路改良工事）
令和元年 11 月 26 日	観光振興課　観光誘客課
令和 2 年 1 月 15 日	監理課　都市計画課　建築住宅課
令和 2 年 1 月 16 日	交通政策課　基盤整備課　維持課　用地課
令和 2 年 1 月 17 日	宮山小学校　上野小学校
令和 2 年 1 月 20 日	教育総務課　社会教育課
令和 2 年 1 月 21 日	港中学校
令和 2 年 1 月 22 日	スポーツ課　文化振興課　教育研究所
令和 2 年 1 月 23 日	厚生中学校　有緝小学校　明野小学校　明野幼稚園
令和 2 年 1 月 24 日	中島小学校　明倫小学校　城田中学校　桜浜中学校
令和 2 年 1 月 27 日	御菌総合支所生活福祉課　小俣総合支所生活福祉課
令和 2 年 1 月 29 日	水道事業　下水道事業　二見総合支所生活福祉課
令和 2 年 1 月 30 日	豊浜東小学校　豊浜西小学校　学校統合推進室 学校教育課
令和 2 年 1 月 31 日	消防本部　浜郷小学校　神社小学校
令和 2 年 2 月 21 日	工事監査（下水道建設課　中央勢田川分区污水管渠面整備（その 1）工事）

3 監査の対象事務

令和元年 4 月から 9 月まで（必要がある場合は対象期間以外にも及ぶ）における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理について、地方自治法第 199 条第 1 項の規定に基づき、また、行政の事務の執行について、同条第 2 項の規定に基づき実施した。

4 監査の方法

事前に提出された資料に基づき、監査委員が各所属長等から所管業務などの説明を受け、質疑応答方式により実施した。

また、事務局職員が関係諸帳簿、証書類等の試査・照合等の審査を行った。

なお、議員のうちから選任された監査委員として、福井輝夫が令和元年 11 月 26 日まで

監査を行った。

5 監査の主眼

予算の執行に関し、収入の確保は適正に行われているか、支出は効果的に行われているか、会計処理は適法になされているか、公有財産、物品等の取得、管理は適正に行われているか、出納及び現金の保管は適正になされているか、また、前年度の指摘事項、意見について適切に対応されているかなどを主眼として実施した。

6 監査の結果

所管する事務事業は、ほぼ滞りなく進められている。事務処理に軽微な間違いは見受けられるものの、おおむね適正に執行されていると認める。

監査結果については次に述べるとおりである。簡易な事項については確認の上、口頭で指摘し改善を必要とする項目については是正を指示した。

また、時間外勤務については改正労働基準法の趣旨に沿い月 60 時間超えの残業実施者が所属する部署を指摘事項とした。

(全般的共通事項)

- (1) 関係係帳簿、証書類等を確認したところ、一部に不備が見受けられたものの、おおむね良好に処理がなされていると認める。
- (2) 時間外勤務については、前年度と比較し減少している部署がある一方、一部の部署では大幅に増加しており、部署間の偏りが見られる。しかし、監査対象のうち 54 課中約半数の 29 課において前年より時間外勤務が減少している。今後とも削減を図り、ワークライフバランスの促進に努められたい。
- (3) 事務補助団体の経理事務において、領収書や請求書の日付が記載されていない事例が複数件あった。十分に注意を払い経理事務に取り組んでいただきたい。
- (4) 資金前渡及び概算払旅費の精算、出張後の復命が期限内に行われていない事例、定められた決裁区分により決裁を受けていない事例があった。関係規定を確認し、適切な事務処理に努められたい。
- (5) 指定管理者制度において、障がい者への合理的配慮の事項、また市の監査を受けることについて触れられていない協定書がみられた。指定管理者との協定書の締結にあたっては、これらの条項を必ず組み入れていただきたい。

(各課に関する事項)

検 査 室

財務に関する事務の執行については、おおむね良好に行われていると認められた。
なお、指摘事項については、次に述べるとおりである。

指摘事項

- (1) 室長の復命書が本人決裁になっている事例があった。事務決裁規程に基づき、適正な事務処理をされたい。
- (2) 検査業務の外部委託において、検査基準を明示せず委託している。市の検査基準を仕様書で示したうえで契約すべきである。

- (3) 契約金額が 300 万円未満の工事等の検査については、臨時検査員として当該工事の担当課に所属する他の係の係長が検査を実施している事例がある。検査の公正を疑われるおそれがあり、是正していただきたい。

総 務 部

総務課 職員課 管財契約課 課税課 収納推進課

財務に関する事務の執行については、おおむね良好に行われていると認められた。
なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【総務課】

指摘事項

- (1) 時間外勤務が月 80 時間を超えている職員がいる。臨時議会に関する業務や幼児教育・保育無償化に伴う業務によるものが主な要因であるが、改正労働基準法では、月 80 時間超えの時間外勤務が続くことを労災認定の基準としている。職員の健康保持に十分配慮し、改善に努めていただきたい。

意見

- (1) 各課の不納欠損の取扱いにおいて、根拠とする基準を定めず、地方自治法や会計規則を根拠としている事例がある。また、定めている場合も規程、要綱、要領等さまざまである。統一したものの必要性を感じるので検討を願いたい。

【職員課】

指摘事項

- (1) 時間外勤務が月 80 時間を超えている職員がいる。会計年度任用職員制度の導入に伴う業務によるものが主な要因であるが、改正労働基準法では、月 80 時間超えの時間外勤務が続くことを労災認定の基準としている。職員の健康保持に十分配慮し、改善に努めていただきたい。

【管財契約課】

意見

- (1) 契約審査委員会における議事概要に審査の結果は記載されているものの、本来入札とするべき契約を随意契約とする案件への意見、再審査とした理由が記録されていない事例がある。審査内容のより一層の透明性の充実に努めていただきたい。

【課税課】

指摘事項

- (1) 時間外勤務が月 60 時間を超えている職員がいる。市県民税の当初賦課作業やプレミアム商品券に係る調査によるものが主な要因であるが、改正労働基準法では時間外勤務は年間 720 時間以内としている。その趣旨から月 60 時間超えを、時間外勤務管理の指標とし、その削減に努めていただきたい。

【収納推進課】

指摘事項

- (1) 資金前渡により還付した差押債権取立金の残余金の精算が期限内にされていない事例があった。会計規則に基づき、定められた期限内で処理をされたい。

危機管理部

危機管理課 防災施設整備課

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【危機管理課】

指摘事項

- (1) 概算払旅費の精算が期限内にされていないものがあつた。会計規則に基づき、定められた期限内で処理をされたい。

【防災施設整備課】

指摘事項

- (1) 時間外勤務が月 80 時間を超えている職員がいる。会計検査や本年度着手した避難所施設整備工事の発注によるものが主な要因であるが、改正労働基準法では、月 80 時間超えの時間外勤務が続くことを労災認定の基準としている。職員の健康保持に十分配慮し、改善に努めていただきたい。

意見

- (1) 同一の津波避難施設における除草業務と肥料散布業務を別の業務として、同一時期に委託している。一件の契約とすることで、事務作業の効率化や費用の削減に繋がらないか検討されたい。

情報戦略局

秘書課 情報政策課 企画調整課 財政課 広報広聴課

秘書課、情報政策課、財政課、広報広聴課については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

財務に関する事務の執行については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項については、次に述べるとおりである。

【企画調整課】

指摘事項

- (1) 時間外勤務が月 80 時間を超えている職員がいる。共生社会ホストタウンの業務によるものが主な要因であるが、改正労働基準法では、月 80 時間超えの時間外勤務が続くことを労災認定の基準としている。職員の健康保持に十分配慮し、改善に努めていただきたい。

環境生活部

市民交流課 戸籍住民課 人権政策課 環境課 清掃課 支所

戸籍住民課、支所については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

財務に関する事務の執行については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【市民交流課】

指摘事項

- (1) 矢持会館の指定管理協定書に、障害者差別解消法に定められた障がい者への合理的配慮についての事項が取り入れられていない。協定書に組み込んで法の趣旨に沿った施設運営に努めていただきたい。
また、協定書に収入印紙が貼付されていた。指定管理者の指定は行政処分であり、収入印紙は必要がない。指定管理受託者に指導されたい。
- (2) 市町多文化共生ワーキングへの参加報告が供覧文書として回覧されている。復命書として起案すべきものとするので是正されたい。

意見

- (1) 伊勢まつり実行委員会の広告協賛金について、各団体で受領してから市へ届けるまでの期間が長い事例があった。現金を長期間保管することは事故につながるリスクを伴うものである。適切な処理をされるよう、関係団体へ指導されたい。

【人権政策課】

指摘事項

- (1) 人権施策推進協議会の経理事務において、領収書が添付されていない事例があった。添付漏れではあるが、適切に保管されたい。
- (2) 研修参加の復命が期限内にされていない事例があった。職員服務規程に基づき、定められた期限内で処理をされたい。

【環境課】

指摘事項

- (1) 時間外勤務が月 60 時間を超えている職員がいる。環境基本計画の策定や災害協定の締結に係る業務によるものが主な要因であるが、改正労働基準法では時間外勤務は年間 720 時間以内としている。その趣旨から月 60 時間超えを、時間外勤務管理の指標とし、その削減に努めていただきたい。
- (2) 墓地管理手数料について、還付の際、誤って別の人に還付してしまった事例が生じている。システム入力を誤ったことが原因である。入力方法の検証に努められたい。
- (3) 環境会議の経理事務において、現金での保管期間が長い事例があった。現金を長期間保管することは事故につながるリスクを伴うものである。適切な事務処理をされたい。

【清掃課】

意見

- (1) 三重県清掃協議会においては、予算額に対して多額の繰越金が生じている。当該協議会は市町等からの会費で運営されているものであり、活動内容を調整するなど、市からの負担金が目的に沿って有効に活用されるよう努めていただきたい。

健康福祉部

健康課 医療保険課 介護保険課 高齢者支援課 生活支援課
福祉総務課 こども課 こども発達支援室 障がい福祉課 保育所等

介護保険課、こども課、こども発達支援室、保育所等については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

財務に関する事務の執行及び所管施設の管理については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【健康課】

指摘事項

- (1) 国庫補助金の交付申請について、事務決裁規程に定められた区分により決裁されていない事例があった。事務決裁規程に基づき、適切な事務処理をされたい。

【医療保険課】

指摘事項

- (1) 時間外勤務が月 80 時間を超えている職員がいる。職員の減員が主な要因であるが、改正労働基準法では、月 80 時間超えの時間外勤務が続くことを労災認定の基準としている。職員の健康保持に十分配慮し、改善に努めていただきたい。
- (2) 郵便切手受払簿について、訂正印及び受払証印の押印漏れが複数件あった。金券の保管管理業務は現金取扱いに準じて厳正に処理をされたい。

【高齢者支援課】

指摘事項

- (1) 生活管理指導短期宿泊事業、生活管理指導員派遣事業の利用料について、その金額を実施要綱に基づき別に定めている。適切に定められたい。

意見

- (1) 老人乗合バス運賃助成事業（寿バス）について、乗車券の交付を受けた人の内、実際に利用している人数の把握を図り、今後の助成事業の向上に役立てていただきたい。

【生活支援課】

指摘事項

- (1) 行旅等一時扶助支給簿について、支給伺、調定決議書、領収書写等が綴られているが保存期間が5年となっている。文書管理規程どおり10年保存とすべき書類と考える。是正されたい。

【福祉総務課】

指摘事項

- (1) 保護司会の経理事務において、領収書の日付が記載されていない事例があった。領収書は支出の証拠となる重要な書類である。受領する際には十分確認されたい。
- (2) 復命書について、施行日が記載されていない事例が複数件あった。適切な事務処理をされたい。

【障がい福祉課】

指摘事項

- (1) 資金前渡職員の通帳に、資金前渡によるものではない入金があった。県内市町で構成する関係団体による研修会実施のための経費であるが、このような場合には、資金前渡の通帳以外で管理すべきである。

- (2) タクシー料金助成事業の請求書にかかる確認日がタクシー会社の請求日以前となっている。確認事務の実効性に疑問が生じないように、適切な事務処理をされたい。
- (3) 郵便切手受払簿について、訂正印の押印漏れがあった。金券の保管管理業務は現金取扱いに準じて厳正に処理をされたい。

産 業 観 光 部

商工労政課 農林水産課 観光振興課 観光誘客課

商工労政課については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【農林水産課】

指摘事項

- (1) 鳥獣被害防止対策協議会の経理事務において、領収書の日付が記載されていない事例があった。領収書は支出の証拠となる重要な書類である。受領する際には十分確認されたい。

【観光振興課】

指摘事項

- (1) 時間外勤務が月 80 時間を超えている職員がいる。花火大会等のイベント業務によるものが主な要因であるが、改正労働基準法では、月 80 時間超えの時間外勤務が続くことを労災認定の基準としている。職員の健康保持に十分配慮し、改善に努めていただきたい。
- (2) 観光案内所運営管理業務委託の実績報告書が期限内に提出されていない。受託者に対し、仕様書に定めた事項を遵守するよう指導されたい。
- (3) 伊勢たびナビの会について、経理関係の文書が 5 年保存となっている。市の文書管理規程どおり 10 年保存とすべき書類と考える。是正されたい。
- (4) 花火大会委員会の経理事務において、旅費の受領書がない事例、立替払いをしているが立替えた人の領収書がない事例があった。適切な事務処理をされたい。

意見

- (1) 2018 年伊勢市観光振興基本計画において、事業の目標の設定及びその検証をする旨明示している。その趣旨に沿って事業の評価、検証を進め成果に努めていただきたい。

【観光誘客課】

指摘事項

- (1) 時間外勤務が月 80 時間を超えている職員がいる。英国アーティスト招聘に係る業務によるものが主な要因であるが、改正労働基準法では、月 80 時間超えの時間外勤務が続くことを労災認定の基準としている。職員の健康保持に十分配慮し、改善に努めていただきたい。

意見

- (1) 観光協会の事業費について、市の主導事業については100%市が負担している。観光協会が委託する業者の選定についても、伊勢市契約規則に準じ選定するよう検討していただきたい。

国体推進局

国体総務課 国体競技課

財務に関する事務の執行については、良好に行われていると認められた。
なお、指摘事項及び意見については、特に認められなかった。

都市整備部

監理課 都市計画課 交通政策課 基盤整備課 維持課 用地課 建築住宅課

都市計画課、交通政策課、基盤整備課、維持課、用地課、建築住宅課については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項については、次に述べるとおりである。

【監理課】

指摘事項

- (1) 概算払旅費の精算が期限内にされていない事例があった。会計規則に基づき、定められた期限内で処理をされたい。

二見総合支所

生活福祉課

財務に関する事務の執行及び所管施設の管理については、良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、特に認められなかった。

小俣総合支所

生活福祉課

財務に関する事務の執行及び所管施設の管理については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項については、次に述べるとおりである。

指摘事項

- (1) 駐車場貸付の事務において、届出事項の処理が十分でない事例があった。また、こ

れに関する起案文書が当該簿冊に保管されていなかった。適切に事務が行われるよう、事務処理の方法を見直しされたい。

御 菌 総 合 支 所

生活福祉課

財務に関する事務の執行については、良好に行われていると認められた。
なお、指摘事項及び意見については、特に認められなかった。

会 計 課

財務に関する事務の執行については、おおむね良好に行われていると認められた。
なお、指摘事項については、次に述べるとおりである。

指摘事項

- (1) 時間外勤務が月 80 時間を超えている職員がいる。書類審査業務によるものが主な要因であるが、改正労働基準法では、月 80 時間超えの時間外勤務が続くことを労災認定の基準としている。職員の健康保持に十分配慮し、改善に努めていただきたい。
- (2) 小切手の原符の書損処理について、斜線を黒書きした事例が複数件あった。会計規則に基づき、朱書きによる斜線処理をされたい。

議 会 事 務 局

財務に関する事務の執行については、良好に行われていると認められた。
なお、指摘事項及び意見については、特に認められなかった。

選挙管理委員会事務局

財務に関する事務の執行については、おおむね良好に行われていると認められた。
なお、指摘事項については、次に述べるとおりである。

指摘事項

- (1) 時間外勤務が月 100 時間を超えている職員がいる。三重県知事選挙及び参議院議員通常選挙に係る業務によるものが主な要因であるが、職員の健康保持に十分配慮されるとともにその削減を図られたい。年間 720 時間を超える時間外労働は労働基準法の違反ともなることに注意されたい。

監 査 委 員 事 務 局

財務に関する事務の執行については、良好に行われていると認められた。
なお、指摘事項及び意見については、特に認められなかった。

農業委員会事務局

財務に関する事務の執行については、良好に行われていると認められた。
なお、指摘事項及び意見については、特に認められなかった。

市立伊勢総合病院

経営に係る事業の管理、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項については、次に述べるとおりである。

指摘事項

- (1) 時間外勤務が月 80 時間を超えている職員がいる。新病院開院に伴い導入した電子カルテシステムに不慣れなことや、機構改革による職員の減員によるものが主な要因であるが、改正労働基準法では、月 80 時間超えの時間外勤務が続くことを労災認定の基準としている。職員の健康保持に十分配慮し、改善に努めていただきたい。
- (2) 研修参加の負担金等を立替払いしている事例が多数あった。また、立替払いした者に返還するまで長期間を要している事例や参加負担金が表示された文書が添付されていない事例があった。適正な事務処理をされたい。
- (3) 病院事業会計規程第 33 条を根拠に不納欠損を想定しているが、本規程は会計上の処理を定めているものである。不納欠損をする場合の基準については別途定められたい。
- (4) 未収金に計上している診療代金のうち時効期間が経過した金額については、回収が不能となることに備えて貸倒引当金を全額計上すべきである。現状の貸倒引当金の計上額では不十分であり、対応されたい。

上下水道部

水道事業 下水道事業

(上下水道総務課 料金課 上水道課 下水道建設課 下水道施設管理課)

経営に係る事業の管理、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【共通】

意見

- (1) 上下水道の工事を業者と契約する際に契約保証金を預かる場合があるが、企業会計の財務諸表に反映されていない。財務諸表に反映させるべきである。

【水道事業】

指摘事項

- (1) 未収金に計上している水道料金のうち時効期間が経過した金額については、回収が不能となることに備えて貸倒引当金を全額計上すべきである。現状の貸倒引当金の計

上額では不十分なものであり、対応を考慮すべきである。

【下水道事業】

指摘事項

- (1) 時間外勤務が月 80 時間を超えている職員がいる。係内の配置換えや決算に係る事務が主な要因であるが、改正労働基準法では、月 80 時間超えの時間外勤務が続くことを労災認定の基準としている。職員の健康保持に十分配慮し、改善に努めていただきたい。

教育委員会事務局

教育総務課 学校統合推進室 学校教育課 社会教育課 スポーツ課
文化振興課 教育研究所 小中学校・幼稚園

教育総務課、学校統合推進室については、指摘事項及び意見は、特に認められなかった。

財務に関する事務の執行、所管施設の管理及び工事施工については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【学校教育課】

指摘事項

- (1) 時間外勤務が月 60 時間を超えている職員がいる。年度当初に事務が集中することが主な要因であるが、改正労働基準法では時間外勤務は年間 720 時間以内としている。その趣旨から月 60 時間超えを、時間外勤務管理の指標とし、その削減に努めていただきたい。
- (2) いじめに関して実施したアンケートについて、回答用紙の保存期間が各学校で統一されていない。教育委員会として、保存期間を定めるべきと考える。
- (3) 研究会参加費について、各学校から現金で集め、主催者へ入金するまで多額の現金を保管している事例があった。現金での保管は事故につながるリスクを伴うものである。取扱いについて検討していただきたい。
- (4) 学校において、小学校の時に支給した就学援助金の残金を中学校に引き継ぎ、中学校の教材費に充てている事例があった。また、同じ世帯であるが、合算で管理している事例があった。就学援助費は個人ごとに算定し支給するものであることから、適切に管理するよう指導されたい。

【社会教育課】

指摘事項

- (1) 少年都市交流実施委員会の経理事務において、資金前渡とする伺いが作成されていない事例、資金前渡の精算がされていない事例、支出命令書はあるが支出伺が作成されていない事例、領収書は添付されているが請求書のない事例等があった。適正な事務処理をされたい。

【スポーツ課】

指摘事項

- (1) 小俣総合体育館及び大仏山公園スポーツセンターの指定管理において、月次報告書が期限内に提出されていない事例があった。受託者に、協定書で定めた事項を遵守するよう指導されたい。

意見

- (1) 各種大会の運営に係る経費について、負担金として支出している事例と委託料として支出している事例がある。整理されることを勧めるものである。
- (2) 学校施設の開放利用について、いずれの学校でも多くの団体に利用されているが、既存の団体の利用が大半を占めており、新規団体が利用しづらい状況が依然見受けられる。広報により登録を呼びかけているが、より多くの人ができるよう取扱方法を考慮されたい。

【文化振興課】

指摘事項

- (1) 時間外勤務が月 60 時間を超えている職員がいる。国際青少年音楽祭や伊勢おかげ寄席などの新規事業や指定管理者の選定に係る業務が主な要因であるが、改正労働基準法では時間外勤務は年間 720 時間以内としている。その趣旨から月 60 時間超えを、時間外勤務管理の指標とし、その削減に努めていただきたい。
- (2) 施設の臨時開館の取扱いについて、前年度と同様、公平性の観点から適切でないと思われる事例があった。公共施設として、公平性を確保し適切に管理、運営するよう指定管理者を指導されたい。

意見

- (1) 造船資料保存調査について、調査員が出務した日の記録はあるが、その日の調査時間や調査内容が記録されていない。適切に記録をされたい。

【教育研究所】

指摘事項

- (1) 時間外勤務が月 80 時間を超えている職員がいる。学校現場への I C T（情報通信技術）機器等の配置や入替え業務、また、庶務事項の事務処理等が担当職員に集中していることが原因である。改正労働基準法では、月 80 時間超えの時間外勤務が続くことを労災認定の基準としている。職員の健康保持に十分配慮するとともに、業務の見直しを進め、削減に努めていただきたい。

【各小中学校・幼稚園】

指摘事項

- (1) 委託事業の経理事務において、領収書が適切に保管されていない事例、経理簿が作成されていない事例等があった。教育委員会の事務マニュアルに基づき、適切な事務処理をされたい。
また、立替払いを行った者からの領収書を受取っていない事例があった。立替払いの発生に注意するとともに、やむを得ず立替払いを行ったときは、適切な事務処理をされたい。
- (2) 学校備品は、それぞれの学校で備品登録をしているが、その登録漏れの事例があった。こうした登録漏れを防ぐ方法を考慮されたい。

消防本部（署）

財務に関する事務の執行及び所管施設の管理については、おおむね良好に行われていると認められた。

なお、指摘事項については、次に述べるとおりである。

指摘事項

- (1) 研修会の受講料の支払いについて、資金前渡として処理したものの、事前に出金されず参加者が立替払いをしている事例があった。出金の確認等、事務処理の方法を改善されたい。

7 むすび

財務等に関する事務においては、複数の課で昨年度と同じ指摘事項が散見された。関係法令等を十分に理解することはもちろんであるが、必要に応じてチェックルールの見直しや体制を強化するなど、さらなる改善を図り、適正かつ確実な事務の執行に努められたい。

また、各事業の執行については説明責任が求められていることを強く意識するとともに、事業の必要性、実施効果などを検証し、その結果を踏まえた事業運営に引き続き、取り組んでいただきたい。

工事監査

1 実施年月日及び対象工事等

実施年月日	対 象 工 事	所 管 課
令和元年 11 月 15 日	小俣 22 号線道路改良工事	基盤整備課
令和 2 年 2 月 21 日	中央勢田川分区污水管渠面整備（その 1） 工事	下水道建設課

2 監査の方法

令和元年度施行の工事のうち、設計金額が 300 万円以上かつ施工中のものから抽出して実施した。工事監査は特に高度の専門的知識と経験が必要なため、公益社団法人 大阪技術振興協会に技術士の派遣を求め、書類審査及び現地調査を依頼するとともに、技術士に同行して監査を実施した。

なお、議員のうちから選任された監査委員として、令和元年 11 月 15 日実施の小俣 22 号線道路改良工事については福井輝夫が、令和 2 年 2 月 21 日実施の中央勢田川分区污水管渠面整備（その 1）工事については岡田善行が監査を行った。

3 監査の結果

工事の執行については、契約事務、計画、設計、積算及び施工は関係法令等に準拠し、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

なお、意見については次に述べるとおりである。

技術士から提出された工事技術調査結果報告書については 4 に記載のとおりであるが、内容を十分検討の上、今後とも工事の設計及び施工にあたっては、品質の確保と技術の向上を図るとともに、経済性、安全性及び環境面に配慮しながら適正な施工管理に努められたい。

また、監査対象外の技術系職員におかれては、工事監査の結果を共有され、今後の技術向上に生かされるよう強く望むものである。

【小俣 22 号線道路改良工事】

意見

(1) 市の統一されたチェックマーク方式の特記仕様書（施工条件明示一覧表）により施工条件が明示されているが、これだけでは不十分な場合がある。

一般的に土木工事は現地の地形や地盤条件、気候などに合わせた特注品であり工事ごとに施工上の留意点は異なっていると思われる。

このため、今後は工事施工に際して現地条件に合わせた必要事項を追記するよう検討されたい。

例えばこの工事においては、特記仕様書（施工条件明示一覧表）の明示事項「工事支障物件関係」における「条件及び内容」について「事前に埋設物を確認し、注意して施工すること」と記載されている。もう少し具体的に「東側車道端には農業用配水管が敷設されているのでバックホウなどで破損させないように留意すること」といったように、この工事の現地の状況に合わせた丁寧な記載をするよう検討されたい。

また、計画・調査・実施設計等に使用した基準・指針等参考図書についての記載がされていない。特記仕様書または設計内訳書への記載を検討いただきたい。

【中央勢田川分区污水管渠面整備（その 1）工事】

指摘事項及び意見については、特に認められなかった。

なお、再確認の意味から特記仕様書中の仕様書の改訂日を具体的に記載されたい。また、引き続き、無事故無違反で工事が完了するよう希望するものである。

4 工事技術調査結果報告書の概要

【小俣 22 号線道路改良工事】

(1) 工事概要

- ア 工事場所 伊勢市小俣町明野 地内ほか
- イ 工事概要 施工延長 L=125m
擁壁工 104m
側溝工 125m
舗装工 341 m²
- ウ 工事請負業者 磯部工業 株式会社
- エ 工事費 設計金額 22,452,100 円 (税込)
契約金額 20,199,300 円 (税込)
落札率 89.97% (対設計金額)
- オ 契約日 令和元年 9 月 20 日
- カ 工事期間 令和元年 9 月 20 日～令和 2 年 3 月 6 日
- キ 工事進捗状況 (令和元年 11 月 15 日現在)
計画出来高 13% 実施出来高 9.4%
- ク 設計業務委託業者
小俣 22 号線道路詳細設計業務委託
委託概要 道路詳細設計 延長 0.11km
株式会社 ジオ
委託契約額 864,000 円
小俣 22 号線測量業務委託
委託概要 用地測量 0.31ha 基準点測量 5 点
水準測量 0.5Km 現地測量 0.004 km² 路線測量 0.11km
有限会社 みどりコンサルタント
委託契約額 2,140,560 円

(2) 書類調査における所見

この工事の工事施行伺、設計内訳書などの関係書類については、必要なものが整理保管されていることを確認した。次いで、当該工事の計画・設計・積算・契約・施工等の各段階における技術的事項について調査した。必要に応じてこれらの書類で確認するとともに、疑問点については関係者に補足説明を求めた。

施工に関しては、現地工事に着手したところであり、通行止め個所には交通誘導員を配置するなど適切に対応されていることを確認した。全体として特に問題となる点は見られず、調査日時点では総括的に良好であると判断できる。

ア 工事着手前における所見

(ア) 調査・計画に関する書類について

対象となる小俣 22 号線の現状交通量は自動車 520 台/日、歩行者 460 人/日、自転車 35 台/日である。北側に立地する明野小学校の通学路に指定されている。

しかし、当該道路東側の一部区間において歩道が未整備となっているため、通学時は岩崎橋北側の横断歩道で西側に渡ったのち歩道を北上し、明野小学校校門付近で再度横断歩道を渡って東側の小学校に通学している現状にある。

また、当該道路を北上する車にとっては、相合川にかかる岩崎橋付近が盛り上がっているため、岩崎橋北側の横断歩道の見通しは悪く対策が必要な個所でもある。

このため、当区間箇所は、伊勢市通学路交通安全プログラム（平成 27 年度策定）において要対策箇所と認められ早急な対策が求められた。地元沿道地権者の了解も得られたことから平成 30 年度に用地取得、引き続き令和元年度に道路拡幅を行う計画となった。その概要は当該区間の前後の幅員構成に合わせて東側に幅 2.5m の歩道を整備するものである。

財源としては、社会資本整備総合交付金を充当するものである。本計画は、明野小学校の児童の通学路の安全対策であり、早期整備をするべき妥当な事業であると判断できる。

(イ) 設計に関する書類について

a 設計内容について

(a) 基本となる計画

本道路整備工事は、東側の田んぼ部分を道路用地として取得し、歩道を新設する計画である。

設計業務に必要となる測量業務は要件付き一般競争入札により（有）みどりコンサルタントが実施している。

また、道路詳細設計は委託金額 130 万円以下のため見積り合わせにより（株）ジオが実施した。

東側の歩道未整備区間に歩道を整備するもので、施工延長は 124.5m である。この未整備部分について前後の歩道整備済区間の幅員構成に合わせて東側に 2.5m の歩道を設けるものである。沿道農地とは最大で 90 cm 程度の高低差があるため盛土構造としその端部を擁壁で土留めとする構造を採用している。高低差の大きくなる始点部付近約 12m については、転落防止目的でフェンスを設置する計画としており、工法的に問題となる点は見られない。

(b) コスト縮減対策など

用地取得した部分に盛土をして歩道整備する工事であり、目に見える形でのコスト縮減対策は見当たらないが、擁壁のほとんどを場所打ちとせずプレキャスト L 型擁壁を使用するなど施工の効率化を図っている。

(c) 設計内訳書

設計内訳書は、本工事实施に必要な事項はすべて含まれており、特に問題となる点は見られない。

b 仕様について

市の統一されたチェックマーク方式の特記仕様書（施工条件明示一覧表）により施工条件が明示されているが、これだけでは不十分な場合がある。

一般的に土木工事は現地の地形や地盤条件、気候などに合わせた特注品であり、工事ごとに施工上の留意点は異なっていると思われる。

このため、今後は工事施工に際して現地条件に合わせた必要事項を追記するよう検討されたい。

例えばこの工事においては、特記仕様書（施工条件明示一覧表）の明示事項「工事支障物件関係」における「条件及び内容」について「事前に埋設物を確認し、注意して施工すること」と記載されている。もう少し具体的に「東側車道端には農業用配水管が敷設されているのでバックホウなどで破損させないように留意すること」といったように、この工事の現地の状況に合わせた丁寧な記載をするよう検討されたい。

また、計画・調査・実施設計等に使用した基準・指針等参考図書についての記載がされていない。特記仕様書または設計内訳書への記載を検討いただきたい。

(ウ) 積算に関する書類について

積算にあたっては、積算基準（三重県県土整備部：令和元年7月1日）、設計単価表（三重県：令和元年8月1日）、建設物価（（一財）建設物価調査会：令和元年8月1日）、積算資料（（一財）経済調査会）によっている。また、これらに記載のない単価については見積り徴取を行い、その平均値を採用するなどしており、特に問題となる点は見られない。

また、数量算出・設計書の照査などのチェック体制も課内の異なるものが実施するなど適切に対応されている。

(エ) 契約に関する書類について

入札は、要件付き（地域要件、格付等）一般競争入札で行われている。入札公告は令和元年9月2日、開札は令和元年9月17日におこなわれた。26社が参加し基準内の最低価格の磯部工業株式会社が受注者に決定した。（1社は最低制限価格を下回り落札外となる。）なお、本工事件件は予定価格事前公表制度により行われたものである。この間の手続きは、市の規定に基づいたもので適切に処理されている。

また、工事請負契約書、工事履行保証関係書類、現場代理人届などの書類も整備されている。また、労働災害保険、法定外労災補償、第三者賠償責任保険などへの加入も確認できた。

契約手続きについて特に問題となる点はない。

イ 工事着工後における所見

(ア) 施工管理に関する書類について

現地立会は令和元年9月30日に実施されており、その後施工計画書が令和元年10月16日に提出されている。ページ管理も適切にされているが、一部に記載不足がみられた。

例えば、9章の安全管理に関しては安全管理活動計画として、日常的に行う朝礼やKY活動、月単位で行う安全衛生委員会活動などについて、「いつ」、「どこで」、「だれが」、「何を」、「どうする」の観点からポイントを絞ってわかりやすく記述するように施工者を指導されたい。それによって、発注者も現場の安全活動のチェックがより簡便にできるようになる。

また、第10章の緊急時の体制及び対応の項で、「大雨、出水、強風などの異常気象」と記述されている。人により判断基準がぶれるので、数値基準を明確にして個人差をなくすよう留意する必要がある。

これらの点については、本工事監査調査日時点では修正したものが提出されていることを確認した。

今後は、施工計画書提出時点で記載内容を確認し、内容に誤りがあった場合は修正を、記述不足があった場合は追記を求めるなど施工者を指導するよう留意されたい。

(イ) 試験・検査等に関する書類について

今後工事進捗に合わせて「第6章 主要資材」、「第8章 施工管理計画」によって行われることとなる。現時点で特に問題となる点は見受けられなかった。

(ウ) 工事監督に関する書類について

調査日時点では工事に着手したところであり、特に問題となる点は見られない。

今後、工事進捗が図られるとともに、協議項目も増えてくると思われるので、整理に留意されたい。

(エ) 本工事における下請けについて

本工事における下請け届は、令和元年11月8日に提出されていることを確認した。

(3) 現場施工状況調査における所見

本調査時点（令和元年11月15日現在）では、本工事の進捗率は10%程度であり、田んぼ地の表土剥ぎ取りに着手したところであった。この表土は地権者からの要望もあり、擁壁設置後の埋戻し材として使用するためダンプカーで仮置き場へ搬送している。

現場は、この作業のため一般車は通行止めとしており、交通誘導員が迂回誘導を行っていることを確認した。

ア 現場施工状況について

当該道路両側は農地であり、交通の往来は頻繁ではないが、朝夕の登下校時には児童が通行するので交通安全対策には万全を期されたい。

イ 安全管理状況等について

通学路であることから登校時、下校時の児童の安全対策については十分に配慮されたい。朝は登校終了後の工事開始となるので支障は少ないが、下校時は学年によって時間帯がばらつくこともあるので、工事施工にあたっては安全確保に十分留意されたい。

(4) その他の所見

この工事は、道路を拡幅して歩道を整備するものであり、将来の維持管理を考えると拡幅部の官民境界は明確にしておくことが求められる。この工事では、新設する擁壁の外面を境界とするとのことであり、将来的な問題はないと考える。



写真-1 現場法定標識類掲示状況



写真-2 排ガス対策型重機



写真-3 表土剥取（後方小学校）



写真-4 表土剥取作業



写真-5 岩崎橋より工事区間を望む



写真-6 岩崎橋北側横断歩道



写真-7 岩崎橋南側から岩崎橋を望む（前方横断歩道は確認できない）



写真-8 農業用給水栓（道路区域外へ移設予定）

【中央勢田川分区污水管渠面整備（その1）工事】

(1) 工事概要

ア 工事場所 伊勢市勢田町地内
イ 工事概要 工事延長 L=1,318m
管渠工（管径 75mm） 17m
管渠工（管径 150mm） 1,096m
管渠工（管径 300mm） 205m
マンホール工 48箇所
取付管およびます工 61箇所

ウ 工事請負業者 株式会社森田建設

エ 工事費 設計金額 129,030,000円（税込）
契約金額 123,310,000円（税込）
落札率 95.6%（対設計金額）

オ 契約日 令和元年7月19日

カ 工事期間 令和元年7月19日～令和2年3月13日

キ 工事進捗状況（令和2年1月29日現在）
計画出来高 68% 実施出来高 50.2%

ク 設計業務委託業者

(ア) 委託内容：平成26年度下交委第8号 中央勢田川分区污水管渠基本設計業務（その2）委託

委託業者：丸栄調査設計株式会社
委託金額：5,652,720円（税込）
委託年度：平成26年度
対象範囲：実施設計（基本設計）A=28.8ha
契約方法：要件付一般競争入札

(イ) 委託内容：平成26年度下交委第4号 中央勢田川分区測量業務（その2）委託

委託業者：有限会社みどりコンサルタント
委託金額：5,864,400円（税込）
委託年度：平成26年度
対象範囲：現地測量 A=4.7ha
契約方法：要件付一般競争入札

(ウ) 委託内容：平成27年度公下第13号 中央勢田川分区試掘（その3）工事

委託業者：中津建設株式会社
委託金額：1,058,400円
委託年度：平成27年度
対象範囲：試掘工 N=9箇所
契約方法：随意契約

(エ) 委託内容：平成27年度公下委第3号 中央勢田川分区地質調査業務（その2）委託

委託業者：株式会社東海環境エンジニア三重営業所
委託金額：9,759,960円
委託年度：平成27年度
対象範囲：ボーリング工 N=14箇所
契約方法：要件付一般競争入札

(オ) 委託内容：平成 30 年度公下委第 2 号 中央勢田川分区污水管渠詳細設計業務委託
委託業者：丸栄調査設計株式会社
委託金額：18,745,560 円
委託年度：平成 30 年度
対象範囲：実施設計（詳細設計） L=2,864.3m
契約方法：要件付一般競争入札

(カ) 委託内容：令和元年度公下委第 10 号 伊勢市公共下水道工事監督支援業務委託
委託業者：公益社団法人 三重県建設技術センター
委託金額：3,201,000 円
委託年度：令和元年度
対象範囲：工事管理 N=40 回
契約方法：随意契約

(キ) 委託内容：令和元年度公下委第 22 号 伊勢市公共下水道工事積算（その 2）業務委託
委託業者：公益社団法人 三重県建設技術センター
委託金額：9,999,000 円
委託年度：令和元年度
対象範囲：工事積算 N=5 回
契約方法：随意契約

(2) 書類調査における所見

この工事の工事施行伺、設計内訳書などの関係書類については、必要なものが整理保管されていることを確認した。次いで、当該工事の計画・設計・積算・契約・施工等の各段階における技術的事項について調査した。必要に応じてこれらの書類で確認するとともに、疑問点については関係者に補足説明を求めた。

令和 2 年 1 月 29 日現在、進捗率は 50%と計画に比して若干の遅れとなっている。調査日時点では、設計変更で追加された私道部分の最上流部箇所でマンホールの設置及び污水管（φ=150mm）の敷設中であった。施工に際しては工事予告看板、交通誘導員の配置、工事占用範囲でのポストコーンによる安全対策など必要な安全対策が取られていることを確認した。

全体として特に問題となる点は見られず、調査日時点では総括的に良好であると判断できる。

ア 工事着手前における所見

(ア) 調査・計画に関する書類について

伊勢市では、平成元年度より分流式下水道での整備を進めている。全体計画は 3,509 ha であり、令和元年度末の下水道普及率は 53.7%、令和 2 年度末には約 58%を目指している。本工事は伊勢市の中央部を占める宮川右岸から五十鈴川左岸までの中央勢田川分区污水管渠面整備（その 1）工事であり宮川浄化センターにつながるものであり工事の完成が待たれている。

その一方で、今後の人口減少の推移に合わせて処理区域を約 283 ha 縮小することも検討されている。また、既存の下水道処理施設の老朽化対策としての維持管理のためストックマネジメント制度を導入することも検討されており、建設だけでなく維持管理面も含めた整備が進められていることを確認した。

(イ) 設計に関する書類について

a 設計内容について

(a) 基本となる計画

中央勢田川分区については、下流の宮川浄化センター側から順次整備を進めている。本工事では、上流部の主として、主要地方道伊勢磯部線東側地域での下水管渠敷設工事であり、その延長は約 1,400m 弱である。

工事着手前の調査・測量・設計業務としては、以下の業務を委託している。

i 基本設計

「中央勢田川分区污水管渠基本設計業務（その 2）委託」については、26 社応札し、丸栄調査設計（株）が受注し実施した。

ii 測量

「中央勢田川分区測量業務（その 2）委託」については、入札により（有）みどりコンサルタントが受注し実施した。

iii 試掘

「中央勢田川分区試掘（その 3）工事」については、業務規模から随意契約（2 業者からの見積書による）として中津建設（株）が実施している。

iv 地質調査

「中央勢田川分区地質調査業務（その 2）委託」については、入札により（株）東海環境エンジニアが受注し実施した。

V 詳細設計

「中央勢田川分区污水管渠詳細設計業務委託」については、52 社が応札し、35 社が同額となり、くじ引きで丸栄調査設計（株）が受注し実施した。

また、設計内訳書の作成にあたっては、発注者支援機関として認定をされている「三重県建設技術センター」に随意契約により委託した。

さらに、工事施工にあたっては、品質管理と施工管理等の工事監督支援業務について「三重県建設技術センター」に随意契約により委託している。

上記業務委託手続きは適切に処理されており問題となる点は見られない。

(b) コスト縮減対策など

通常の場合、維持管理のため污水管の方向の変更点には人孔を設けることとしているが、交差角 15 度未満の箇所では人孔を設けず本管用自在曲管を設けることで、コストの縮減を図っている。

(c) 設計内訳書

設計内訳書は、本工事实施に必要な事項はすべて含まれており、特に問題となる点は見られない。

b 仕様について

土木工事条件明示については、チェックシート形式で以下の項目について示されており、妥当なもの判断できる。

1. 施策関係
2. 工程関係
3. 用地関係
4. 公害関係
5. 安全対策関係等
6. 工事用道路対策関係
7. 仮設備対策関係
8. 建設副産物関係
9. 工事支障物件等
10. 道路復旧関係

- 11. 埋戻し関係
- 12. 使用資材・共通仮設関係

特記仕様についても、チェックシート方式で示されており、特に問題となる点は見られない。

ただし、第1章共通編1.適用欄に「最新の……」と記載されているが、再確認の意味からも具体的に「平成26年4月」と記載されたい。

c 設計図面について

よく整理して記載されており、良好である。

今後の検討事項として、数量内容の確認や確実な照査の観点から設計図面の冒頭に本工事で使用する工種材料の数量集計表を付記することを検討されたい。

(ウ) 積算に関する書類について

積算にあたっては、積算基準（三重県土整備部：平成30年6月1日）、設計単価表（三重県：平成31年5月1日）、建設物価（（一財）建設物価調査会：平成31年4月）、積算資料（（一財）経済調査会 平成31年4月）によっている。また、これらに記載のない単価（マンホール工の一部組立部材等）については見積り徴取を行いその平均値を採用しており、特に問題となる点は見られない。

また、数量算出・設計書の照査は、チェックシートに基づいて課内の別の担当者が実施する等適切に対応されていることを確認した。

(エ) 契約に関する書類について

工事着手前の調査・測量・設計・施工監理業務委託に関する契約事務については、「(イ) a (a) 基本となる計画」の項に記載のとおりであり、問題となる点は見られない。

本工事の入札は要件付き（業種、地域、格付等）一般競争入札で以下のとおり実施されている。

公告日：令和元年 6月17日

入札日：令和元年 7月12日

開札日：令和元年 7月16日

契約日：令和元年 7月19日

本工事案件は、予定価格事前公表制度により行われており、15社が参加し基準内の最低価格となる株式会社森田建設が受注者と決定した。なお、このうち5社は、最低制限価格を下回り落札外となっている。この間の手続きは、市の規定に基づき適切に処理されていることを確認した。

また、工事請負契約書、工事履行保証関係書類、現場代理人届、主任技術者届などの書類も整備されており、事業総合賠償保険への加入も確認した。

以上のとおり、契約手続きについて特に問題となる点はない。

イ 工事着工後における所見

(ア) 施工管理に関する書類について

施工計画書は、令和元年8月8日に提出されている。記載内容は、三重県公共工事共通仕様書第1篇1-1-5項に準拠して必要事項が記載されており、記載事項に漏れ落ちがないこと、さらにページ管理も適切になされていることを確認した。施工計画書は、発注者の示す「土木工事条件明示」及び「特記仕様」を反映した施工者側の施工手順や留意事項を示す重要な書類であり、受領時には内容確認を行ったことを打合せ簿などに書面として残すことを検討されたい。

(イ) 設計変更について

工事着手後に私道部分での下水道引き込みの了解が取れたため、この部分についての施工が追加となった。また、想定した土質と異なることが判明し、水位低下工の減工となった。

さらに、当初想定していなかった岩が出現したことからこの部分の日進量が大幅に低下したことに伴う工程の見直しが必要となった。

上記理由により設計変更及び工期延期(令和2年3月13日から令和2年6月30日)を行うものであり、その手続きは適切に行われており問題点は見られない。

(ウ) 試験・検査等に関する書類について

工事の進捗に合わせて、施工計画書「(6) 主要資材」を用いて施工を行い、施工計画書「(8) 施工管理計画」に基づいた施工が行われている。現地調査において、工事の終了した部分について写真確認を行った。さらに、施工中部分の現場確認を行ったが目視の限り設計図書どおり施工されていることを確認した。現時点で特に問題となる点は見られない。

今後工事進捗に合わせて「(6) 主要資材」、「(8) 施工管理計画」によって行われることとなるが、現時点で特に問題となる点は見受けられなかった。

(エ) 工事監督に関する書類について

調査日時点では進捗率50%を超えたところであり、必要な書類も整理整頓されており、特に問題となる点は見られない。

また、今回の工事では「三重県建設技術センター」に工事監督支援業務を委託している。その目的は、監督職員の負担軽減、成果品である污水管渠敷設の品質確保にあるが、その一方で委託コストが発生する等のマイナス要素も発生する。今後、監督支援業務を積極的に活用するためにも十分な検証をされるように要望するものである。

(3) 現場施工状況調査における所見

本調査時点(令和2年1月29日現在)では、本工事の進捗率は50.2%と計画進捗率68%に比して20%弱下回っている。この主な原因は、当初想定していなかった岩が出現したことからこの部分の掘削に時間がかかったことによるものであり、やむを得ないと思われる。今後は順調な進捗が望まれる。

これまでのところ、主として幹線道路である主要地方道伊勢磯部線での污水管渠工事を終わっており、今後は当道路東側の住宅の立て込んだ生活道路での工事となる。

今後、引き続き工事を進めることになるが、施工計画書(9)「安全管理」に留意し、無事故無違反で工事が完了するよう施工者を指導されたい。



写真－1 現場事務所前の標識類



写真－2 河川区域での下水管渠敷設



写真－3 勢田川



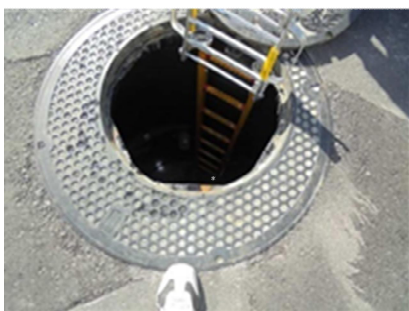
写真－4 事務所南側下水管渠敷設



写真－5 私道でのマンホール設置



写真－6 県道部耐硫酸性マンホール



写真－7 マンホールポンプ槽



写真－8 勢田橋添架圧送管 (φ75mm)

伊勢市監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等の監査を実施したので、同条第9項の規定により、次のとおり監査結果を公表します。

令和2年3月30日

伊勢市監査委員	畑	芳	嗣
伊勢市監査委員	中	井	豊
伊勢市監査委員	岡	田	善行

令和元年度

財政援助団体等監査結果報告書

伊勢市監査委員

目 次

1	実施期日及び対象団体等	1 頁
2	監 査 の 対 象	1 頁
3	監 査 の 方 法	1 頁
4	監 査 の 主 眼	1 頁
5	監 査 の 結 果	1 頁
	財 政 援 助 団 体 監 査	1 頁
	公益社団法人 伊勢志摩観光コンベンション機構	
	伊勢志摩総合地方卸売市場株式会社	
6	む す び	3 頁

令和元年度財政援助団体等監査結果報告書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき実施した監査について、その結果を次のとおり報告する。

令和 2 年 3 月 30 日

伊勢市監査委員 畑 芳 嗣
 伊勢市監査委員 中 井 豊
 伊勢市監査委員 岡 田 善 行

1 実施期日及び対象団体等

(1) 財政援助団体・出資団体監査

実施年月日	対 象 団 体	所 管 課
令和 2 年 2 月 19 日	公益社団法人 伊勢志摩観光コンベンション機構	観光誘客課
令和 2 年 2 月 20 日	伊勢志摩総合地方卸売市場株式会社	商工労政課

2 監査の対象

平成 30 年度の事務事業について実施した。

3 監査の方法

事前に提出された資料に基づき、所管課から説明を受けた後、各団体へ出向き、団体の担当者から当該財政援助等に係る決算報告書、事業実績報告書等の説明を受け、関係諸帳簿の監査を実施した。

4 監査の主眼

財政援助団体等については、適正な会計経理がなされているか、目的に沿った事業運営が行われているかなどの観点から実施した。

また、所管課については、負担金、貸付金、出資金の交付手続きなどが適正に行われているか、団体への指導監督、履行確認は適切に行われているかを主眼として実施した。

5 監査の結果

(1) 公益社団法人 伊勢志摩観光コンベンション機構

ア 事業の内容

(単位：円)

事業名	科目	金額	事業の目的
伊勢志摩学生団体誘致委員会負担金	負担金	600,000	観光の振興、または広域連携のため
伊勢志摩観光コンベンション機構負担金		7,475,000	
北海道誘客促進事業負担金		1,000,000	
ビジット伊勢志摩事業負担金		1,499,904	
三重テレビ番組制作負担金		1,542,800	
市派遣職員勤勉手当負担金		1,304,528	

イ 所見

平成30年度に伊勢市が財政的援助を行っている負担金について、関係諸帳簿、証書類等の提出を求め、関係者からの説明を受け監査したところ、事業の目的に沿って事業が執行されていると認められた。

なお、意見は次に述べるとおりである。

【所管課】

意見

(ア) 伊勢志摩学生団体誘致委員会負担金において、成果が減少するなか、長年、同額の負担額が続いているが、妥当なのか検証していただきたい。もちろん、結果によっては負担金の増額という選択肢もあるかと考える。ただ、漫然と負担するのではなく、前年度の検証を踏まえ、その実効性を高めていただきたい。

【公益社団法人 伊勢志摩観光コンベンション機構】

意見

(ア) 日本版DMOで地域連携DMOの候補法人登録をしている。対象とする区域には、既に地域DMOを登録している団体があり、それぞれ誘客活動をし、補助金の獲得も目指している。これら既存DMOと競合しないよう、十分に協議し企画活動をお願いしたい。

(2) 伊勢志摩総合地方卸売市場株式会社

ア 事業の内容

(単位：円)

事業名	科目	金額	事業の目的
伊勢志摩総合地方卸売市場 経営安定資金貸付金	貸付金	現在貸付残高 181,000,000 (当初貸付合計) 216,000,000	市場の経営基盤の安定を図り、地域住民への生鮮食料品の安定供給と地域生産者の安定的な販路の確立を図る。
伊勢志摩総合地方卸売市場 株式会社出資金	出資金	330,170,000	生鮮食料品の円滑な供給を図ることにより、市民生活の安定に寄与するなど公共性が高いことから出資している。

「伊勢志摩総合地方卸売市場経営安定資金貸付要綱」に基づく契約により、平成10年度から平成21年度までの間に合計216,000,000円を当市場へ貸し付けている。平成22年度より分割返済を受け、平成30年度末現在の貸付金残高は181,000,000円である。

当市場への伊勢市の出資額は330,170,000円であり、総額800,000,000円の内の41.3%を占めている。

イ 所見

主に平成30年度に伊勢市が財政的援助を行っている貸付金及び出資金について、関係諸帳簿、証書類等の提出を求め、関係者からの説明を受け監査したところ、事業の目的に沿って事業が執行されていると認められた。

なお、指摘事項は次に述べるとおりである。

【所管課】

指摘事項

(ア) 平成 10 年度から平成 21 年度まで毎年貸付の契約を締結していた。当初の貸付期間は 10 年超であるにもかかわらず、起案文書の保存期間は 10 年となっている。事業内容が保存期間を超える場合には、その保存期間も長いものに合わせるべきである。なお、平成 23 年度に契約の変更（期限の延長と返済方法）を実施しており、起案内容は継続していることから保存期間の延長を行い、適切な対応をされたい。

また、原契約書は貸付を行ったことを証する重要な文書であることから、完済されるまで適切に保存されたい。

6 む す び

負担金、貸付金、出資金等の支出にあたっては、その目的及び必要性を明確に示すとともに、当該団体が実施する事業が支出目的に沿って行われているかを確認し、必要に応じて指導され、事業の健全な運営に努めていただくようお願いものである。